

10月7日（火）

出席委員

委員長 石田秀男
副委員長 筒井ようすけ
同 若林ひろき
委員 のだて稔史
同 やなぎさわ聰
同 ゆきた政春
同 澤田えみこ
同 おぎのあやか
同 石田ちひろ
同 吉田ゆみこ
同 せらく真央
同 松本ときひろ
同 新妻さえ子
同 えのした正人
同 山本やすゆき
同 安藤たい作
同 鈴木ひろ子

委員 横山由香理
同 高橋伸明
同 つる伸一郎
同 西村直子
同 まつざわ和昌
同 松永よしひろ
同 高橋しんじ
同 西本たか子
同 中塚亮
同 須貝行宏
同 塚本よしひろ
同 こんの孝子
同 せお麻里
同 大倉たかひろ
同 田中たけし
同 藤原正則

欠席委員

木村健悟

他の出席議員

渡辺ゆういち

出席説明員

区 森 澤 長 恭 子	木密整備推進課長 小 川 晋
副 区 長 堀 越 明	都市開発課長 中 道 元 紀
副 区 長 新 井 康	まちづくり立体化担当課長 大 石 英 之
企画経営部長 久保田 善 行	建築課長 森 雄 治
企画課長 崎 村 剛 光	防災まちづくり部長 溝 口 雅 之
財政課長 加 島 美 弥 子	災害対策担当部長 (危機管理担当部長兼務) 七 嶋 剛 士
デジタル推進課長 横 田 刚	地域交通政策課長 櫻 木 太 郎
経理課長 佐 藤 聰	交通安全担当課長 山 下 憲 雄
区長室長 柏 原 敦	土木管理課長 川 崎 由 布 子
総務課長 (秘書担当課長兼務) 藤 村 信 介	道路課長 (用地担当課長兼務) 森 一 生
都市環境部長 鈴 木 和 彦	公園課長 大 友 恵 介
都市整備推進担当部長 (広町事業担当部長兼務) 鶴 田 正 明	河川下水道課長 関 根 喜 雄
都市計画課長 高 梨 智 之	防災課長 羽 鳥 匡 彦
住宅課長 川 原 由 香 乃	防災体制整備担当課長 遠 藤 慎 之

災害対策担当課長
星 英 孝

会計管理者
品 川 義 輝

教育長
伊 崎 み ゆ き

教 育 次 長
米 田 博

監査委員事務局長
黒 田 肇 暢

区議会事務局長
大 澤 幸 代

○午前9時30分開会

○石田（秀）委員長　　ただいまより、決算特別委員会を開会いたします。

令和6年度品川区一般会計歳入歳出決算および災害復旧特別会計歳入歳出決算を一括議題に供します。本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第6款土木費および災害復旧特別会計歳入歳出決算でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○品川会計管理者　　おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

一般会計第6款土木費から説明申し上げます。

決算書の332ページをお願いいたします。

第6款土木費は、予算現額275億2,606万4,700円、支出済額262億1,399万7,422円、執行率95.2%、対前年59億7,750万1,170円、29.5%の増。主なものは、大崎駅周辺地区再開発事業、京浜急行線連続立体交差化事業に係る支出であります。

1項土木管理費は、支出済額14億2,459万8,565円、執行率96.8%。交通安全の啓発、駅周辺等放置自転車対策、シェアサイクル事業などを行いました。

336ページをお願いします。

2項道路橋梁費は、支出済額24億1,341万32円、執行率95%。道路バリアフリー工事、橋梁長寿命化修繕事業などを行いました。

342ページをお願いします。

3項河川費は、支出済額36億3,534万2,346円、執行率96.5%。第二戸越幹線整備工事、下水道管改修工事などを行いました。

346ページをお願いします。

4項都市計画費は、支出済額146億2,884万4,567円、執行率94.7%であります。1目都市計画費は、景観まちづくり推進事業のほか、航空機騒音測定などを行いました。

348ページをお願いします。

2目木密整備推進費は、密集住宅市街地整備促進事業、不燃化特区支援事業や防災街区整備事業などを行いました。

352ページをお願いします。

3目都市開発費は、大崎駅周辺地区再開発事業、連続立体交差化事業などを行いました。

354ページをお願いします。

4目公園管理費は、公園・児童遊園の維持管理、子どもたちのアイデアを活かした公園づくり、緑化活動支援事業などを行いました。

362ページをお願いします。

5項建築費は、支出済額12億9,649万6,555円、執行率93.7%。細街路拡幅整備事業、住宅・建築物耐震化支援事業、建築行政指導などを行いました。

364ページをお願いします。

6項住宅費は、支出済額10億7,951万1,181円、執行率96.1%。住宅改善資金の融資あつせん・助成、区営住宅・区民住宅の維持管理、居住支援事業などを行いました。

368ページをお願いします。

7項防災費は、支出済額17億3,579万4,176円、執行率96.1%。携帯トイレ・防災ハン

ドブック全戸配布、トイレトラックの購入などを行いました。

土木費の説明は以上です。

次に、510ページをお願いいたします。災害復旧特別会計のご説明を致します。

歳入第1款繰入金、予算現額15億円、4列目右に参りまして、収入済額186万4,882円、収入率0.1%であります。

512ページをお願いします。

歳出第1款災害復旧費は、予算現額15億円、支出済額186万4,882円、執行率0.1%。令和6年台風第7号による応急対策・避難支援業務、令和6年7月21日大雨による百反歩道橋エレベーターかご上プリント基板等交換工事などに支出いたしました。

○石田（秀）委員長 本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、現在、30名の方の通告を頂いております。

また、冒頭お礼を申し上げます。款別審査にご協力いただき、ありがとうございます。皆様のほうがよくご理解していただいていると思っておりますが、款が違うと自分でもお考えの場合は、要望にしていただきます。ぜひ、その配慮をお願いいたします。本日もそのやり方でよろしくお願ひいたします。

それでは、これより質疑に入れます。

ご発言願います。えのした正人委員。

○えのした委員 本日も1日、よろしくお願ひいたします。

私からは、335ページの地域交通検討経費と交通安全啓発費、371ページの防災訓練経費についてお伺いします。

まず最初に、地域交通検討経費についてお伺いします。令和5年度の決算特別委員会では、会派の勉強会の中でA.Iオンデマンド交通について、他自治体での取組等について話を伺い、区内でも地域の実情に即した利用者の利便性を高める取組を要望しました。令和6年度建設委員会、また一般質問でも、お聞きしてまいりました。品川区地域公共交通基本方針では、荏原地区の一部が交通サービス圏域外として位置づけられており、地域の交通課題の解消や、高齢者外出支援、障害者や子育て世代の移動支援を検証するため、A.Iオンデマンド交通の実証運行を荏原地区で実施すると報告があり、令和7年4月から「しなるん」が運行されたことを歓迎します。また、全体の執行率が96.9%と、効果的な予算執行だと評価もいたします。

そこでお伺いします。高齢者、障害者、子育て世代に、現状どの程度利用されているのか、件数などを伺います。また、障害者の移動支援はどのように実施されているのか、具体的に教えてください。

○櫻木地域交通政策課長 高齢者等の利用状況について、件数というよりは割合になりますが、基本的には高齢者のご利用の方が、おおむね60歳以上で6割から7割を占めています。一方で、子育て世帯の方も二、三割いるということでございます。障害者の方については7から8%程度という状況でございます。

○えのした委員 障害者支援、移動支援はどのように実施されているのか、ご答弁ください。

○櫻木地域交通政策課長 失礼いたしました。障害者の方の移動支援につきまして、車椅子をご利用の方等は、ご乗車いただいて、車椅子を折り畳んでご利用いただくというような状況でございます。そのほかの方につきましても、割引料金等を用いて利用の促進を図っているところでございます。

○えのした委員 確認が取れました。地域の方からも、障害者の移動支援は大変多くお声を頂いておりますので、これからも利便性の向上に寄与できるようにお願いいたします。

令和7年度、会派のこしば委員の一般質問では、品川区全体にわたって交通の利便性を展開していくために、道路幅の制限などによる交通課題を解決できるオンデマンド交通を大崎地区で試行運行することを検討いただきたいと述べ、区から令和8年度に開始するとのご答弁がありました。まちづくり・公共交通推進特別委員会でも、大崎地区における交通課題の取組についてご説明がありました。

令和6年の私の一般質問では、「運行エリアの拡大については、運行開始後に、地域の声を踏まえつつ、様々な課題を調整しながら検討する必要があると考えており、荏原地区以外での展開については、まずは荏原地区でのA I オンデマンド交通の実証運行の状況と課題を把握した上で、他の地区でどのような取組が可能か考えてまいります」とのご答弁を頂きました。

そこでお伺いします。荏原地区での試行運行の期間は令和8年3月31日までの予定との認識ですが、残り6ヶ月を残し、大崎地区へ展開を決定するに至った経緯を教えてください。

○櫻木地域交通政策課長　　荏原地区に引き続いて大崎地区での検討の経緯ということでございます。

大崎地区の交通課題の検討につきましては、従前より、コミュニティバスとデマンド等、様々、幅広に検討してきたところでございます。7月に、荏原地区でのA I オンデマンド交通の検討・実施を踏まえまして、比較的堅調に利用者数、また需要の充足等が進んでいることから、可能性として大いにあるのではないかということで、大崎地区の実施の検討を進めているところでございます。

○えのした委員　　利用者数も増えているということで、今回、アンケートも実施されていると聞いております。今後しっかりと検証して、課題を洗い出して進めていただけるよう、お願ひいたします。

次に、交通安全啓発費についてお伺いします。決算額は約3,047万4,000円、執行率が90.3%と、警察署と協力して効果的に実施されていると評価いたします。先日、秋の全国交通安全運動が実施され、地域では来年の交通ルールの法改正についての話題がとても増えています。警視庁の調べでは、自転車関連の交通事故発生件数は高水準で推移しており、全体に占める自転車関連事故の構成比や自転車対歩行者の事件件数は増加傾向にある。さらに、自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、多くが自転車側にも法令違反があります。2026年4月1日施行の改正道路交通法では交通反則通告制度が導入され、警察による自転車の違反取締りが強化されますが、内容を教えてください。

○山下交通安全担当課長　　来年4月1日から実施されます交通反則通告制度でございますけれども、こちらは、事故の大半が自転車の事故であるというところを踏まえまして、交通事故を減らすための趣旨が前提となっております。基本的には、交通違反の取締りに関する考え方というのは、変更はございません。一番大きく変わるところは、違反された、違反の取締りをした後の手続についてでございます。現在は赤切符、いわゆる刑事手続で行っており、検察庁に送致しても不起訴になって、事実上、責任追及ができない状況があるという中で、青切符にすることによりまして、反則金の納付をもって責任追及をするとができると。また、罰則というか前科がつかないというところを踏まえまして、手続の簡略化を目的に行うものであります。先ほども申しましたが、注意、指導、警告が前提となっているものでございます。

○えのした委員　　これは、いわゆる青切符というものが導入されると、確認が取れました。

今回、各種団体からは、マナー向上へのお声が特に多く上がりました。電動キックボード、モペット、パパも乗っていますが通称ママチャリの電動アシスト自転車は特に危ない。歩いていても、車を運転していても、本当に危険を感じることが多い。「もう、これは何とかならないのですか」と切実です。区民の安全・安心のために、交通事故防止を図っていく必要があると考えます。区への陳情や苦情はどの程度あるのか、件数も含め、教えてください。また、区の取組もお伺いいたします。

○山下交通安全担当課長　自転車等のマナーについてのご質問でございますが、区に対する陳情の件数は、大変申し訳ありません。正確な数は把握しておりません。昨年、陳情により現場で対応しました、例えば巻き看板や立て看板といったものにつきましては、おおむね100件ほど対応を行っているところでございます。

また、こういったご意見を踏まえまして、区におきましては、交通事故防止対策として、自転車安全利用指導員を交差点に配置して、実際にマナーを守っていない方や歩行者、電動キックボード等に対して、注意喚起、指導、警告を行っているほか、SNSや広報紙などを用いて、区民一人一人に安全情報についての情報発信を行っているところでございます。

また、保育園などへ送り迎えしている、ママチャリについて、特に30代、40代の方の苦情、また事故の発生が多いというところを踏まえまして、区内の保育園に送り迎えしている保護者に対して、関係課の協力も得て、自転車の正しい乗り方についての広報・啓発を行ったところでございます。

そのほかとしましては、自転車シミュレーターを活用して、小学生や高齢者に対して安全教室を開くなどして、それぞれの世代に応じた対策・取組を行っているところでございます。

○えのした委員　安全教室は本当に大切だと思っております。今後も周知・啓発をしっかりと進めていただければと思います。

また、こちらは多くのご相談とご要望がありましたのが、ケアマネジャー、訪問介護士、看護師等が、訪問時にサービス提供中に放置自転車扱いされて撤去されるケースがあると聞いております。撤去されない仕組みづくりが必要と考えますが、先日、地元の荏原地区でも、ある自転車を見かけました。「ただいま訪問看護・リハビリ中です。終了後、速やかに移動します」と、施設名と電話番号が記載されたプレートが、自転車の前籠にひもでつけられていました。置かれていた場所は、自転車の放置禁止区域です。先日の民生費でも、電動アシスト自転車の補助金のお話がありましたが、相場は10万円前後と高額で、まさに自転車はなくてはならない商売道具です。その自転車が撤去されると仕事にならないですし、移動の負担が増えてしまう。区としては実態として苦情や相談などを受けているのかも含めて、ご見解をお伺いします。

○山下交通安全担当課長　訪問介護士の自転車の撤去についてでございますが、区では、直接そういったご要望等は受けていない状況でございます。放置自転車の定義といたしまして、直ちに移動することができない状態と条例で定めておりまして、原則、放置禁止区域内に放置されている自転車につきましては、即時撤去の対象となっておるものでございます。黄色の札で警告した後、一定時間を置いた後に撤去を行っているところでございまして、介護で訪問する際におきましても、特に例外として扱っているところではございません。駐輪場や敷地内に入れていただく努力をしていただくほか、区におきましても、駅周辺の区営駐輪場におきましては、当日2時間以内であれば無料という制度を行っておりますので、そちらを活用して放置自転車防止に協力していただければと思います。

○えのした委員　なかなか難しい問題だとは思いますが、より一層の自転車撤去の周知・啓発を求めてまいります。

続きまして、防災訓練経費についてお伺いします。これまでの防災訓練は、どうしても地図上の想定に基づかざるを得ませんでした。しかし、先日の豪雨で私たちは、どこが本当に水害に弱いのかという、極めて具体的で重い現実を突きつけられました。ハザードマップで色が塗られていた場所、そして、これまで想定されていなかったにもかかわらず浸水被害が発生した場所。この現実の被災データこそ、今後の防災対策の最も重要な土台となるはずです。

そこでお伺いします。今回の水害は、ハザードマップを配るといった情報提供だけでは、想定外に対応できなかったという事実を示しましたが、区はこの教訓をどのように受け止めているのか、まずご認識をお伺いします。その上で、区民の自助・共助を機能させるためには、昨日のAED管理費と同じことですが、知識だけではなく、いざというときに頭で考えないで、すぐ体を動かすための実践的な行動訓練が不可欠であると考えますが、ご見解をお聞かせください。

○羽鳥防災課長 私からは、1点目のご質問に回答させていただきます。

まず、ハザードマップだけでは足りないのではないかという部分でございます。今回、9月11日の大雨による被害は、浸水ハザードマップの浸水想定区域を中心に集中したところでございますけれども、今回は内水氾濫ということで、想定を上回る120ミリの時間雨量でございました。高台であっても土地の低いところ、また最近多い半地下の部分に浸水の被害が生じているというところでございます。

改めまして、防災ハンドブックなども含めました、ハザードマップの周知とともに、そういった浸水被害についての周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○えのした委員 想定を本当に上回るような事態が起きておりますので、ぜひ周知・啓発を強くお願ひいたします。

今回、顕在化された水浸被害地域や冠水箇所において、そこに住む住民の方々を対象にした、より実践的な、地域特化型の防災訓練を来年度から実施すべきです。例えば、その地域にあるマンションの協力を得て、実際、上階へ避難する垂直避難訓練や、排水溝の状況を確認し、土のうを積むといった具体的な行動訓練を行うことが効果的です。現実の脅威に基づいた訓練こそが、区民の命を守るには有効だと考えますが、区のご見解をお願いします。

○星災害対策担当課長 今のご指摘のとおり、水害に対する訓練というのは非常に重要だと思っております。防災課としても前向きに進めていきたいと考えているところです。

○石田（秀）委員長 次に、おぎの委員。

○おぎの委員 本日もよろしくお願ひいたします。

本日は、341ページ、点字ブロックを活用した音声による移動支援検討、同じく341ページ、自転車通行環境整備計画策定と、357ページ、公園・児童遊園維持管理費について、時間を見ながら順不同にお伺いいたします。

まずは、341ページ、点字ブロックを活用した音声による移動支援検討についてお伺いいたします。視覚に障害のある方が安全に歩行できる環境づくりは、共生社会の実現に向けた重要な課題です。の中でも最近注目されている音声案内機能を持った点字ブロックは、既存の点字ブロックに、専用アプリで読み取ることができるコードを貼りつけ、これにより経路や周辺の施設情報を音声で伝えるものです。

まず、品川区内での設置状況と、令和6年度における取組実績についてお伺いいたします。

○森道路課長 コード化点字ブロックについてのご質問でございます。

令和6年度につきましては、下神明駅から、しながわ中央公園の脇を通りまして、庁舎の中のエレベーターホールといったところを中心に設置させていただいております。

本取組についてですけれども、令和6年度の末に、実際に体験会ということで視覚障害者の方にお越しいただきまして、詳しく使い方をご説明し、「ここにありますよ」ということで実際に音声も聞いていただきました。そのときの声を反映して今後改善していきたいと思っているところです。

○おぎの委員 実際に体験会を行われたということで、実際に使われる方の声、反響が多く取り入れ

られるといいと思います。

そういった視覚障害者の方々から寄せられているニーズや課題について、併せてお伺いいたします。従来の点字ブロックだけでは、交差点や広い駅前広場などで方向を見失ってしまいやすいという声が多く聞かれます。こうした課題に対し、音声案内つきの仕組みをどのように活用しているのか。また、スマートフォンを利用してカメラで読み込む作業自体が視覚障害の方にとって難しくないのかということと、あと片手で白杖を持ち、片手でスマートフォンをかざして歩くという状況が、両手が塞がっている状態で、転倒時など、少し危険ではないかと思われます。ネットを検索しますと、スマートフォンを肩に固定するようなやり方もあるようですが、安全な使用についてはどのようなお考えか、お聞かせください。

○森道路課長 実際、体験会をさせていただいたときに、10名ほどの方に参加していただきました。その中の感想といいましょうか、お声としては、頭の中にきちんとイメージできたというようなお話がありました。視覚障害のある方にとっては、なかなか見えなくなってしまった方にとっては、昔の情景を少し見ていただけるのかなとは思いますけれども、そういったニーズを酌みながら進めていきたいと思っています。

片手でスマートフォンをというようなお話もございました。操作については、少し慣れが必要だと思いますけれども、基本的には、かざすだけで音声が聞こえてくるというところでございますので、少し慣れていただければ大丈夫かなと思っています。それから、私どもも実際どうなのかなという危惧はあったのですけれども、白杖をつきながら、コード化点字ブロックを見ながらというのは、ほかのアプリ、例えばグーグルなどといった経路案内のアプリも、実際に活用されている方が多いと聞いておりまして、スマートフォンを使って移動するということは、視覚障害のある方にとって、そこまで不便ではないというようなお話もございました。

いずれにしましても、こういった体験会をまた行えれば良いと思いますけれども、まずはしっかりと周知させていただきながら、声を聞いて進めていければと思っております。

○おぎの委員 ぜひ、使われる方が安全に取扱いできるようにお願いいたします。

そして、この点字ブロックは今、品川区役所前の交差点のところにも設置されておりますが、人通りが多いところや坂道の下などは自転車が上から突っ込んできますので、1か所に停留するというのも少し危険ではないかと思われます。音声点字ブロックを設置する場所についての必要性と意義、また既存のブロックとの整合性や周辺の騒音とのバランスに関して、どのような課題認識をお持ちか、お伺いいたします。

加えて、防災の視点も重要なと思っています。災害時には、視覚障害者が避難経路を確認できないことが多く、音声案内の仕組みが非常に役に立つという可能性があります。品川区としても、防災拠点や避難所への誘導に、この音声案内技術を活用する検討といったものがあるのかも併せてお伺いいたします。

○森道路課長 設置の場所等についてでございますけれど。この技術は、経路を案内するということをございますけれども、周辺の状況もご案内できるというような1つの大きな特徴がございます。それを考えますと、経路の角角に設置するというのも1つでございますけれども、例えば公共施設の前にそういう案内をつけて、「右側が庁舎です」などというような使い方もできるかと思いますので、面としてしっかりと整備していくことが大事かなと思っております。

実際に立ち止まってということはございますけれども、実際に周りの方々が、そういった方もおられ

るということを意識していただきながら、自転車につきましては交通安全担当としっかり協力しながら、そういった方もいらっしゃるのだということも含めて、安全性の啓発をしていければと思っております。

また、防災につきましては、まだ検討段階ではあるのですけれども、実際にメーカーから、災害時モードの話も伺っております。そういったものも区と一緒に支援させていただきながら、整備できていればと思っております。

○おぎの委員　　面として整備していただけるということで、広く区内で検討しながら進めていただけたらと思います。また、防災に関しましても、災害モードといったものを研究しながら、よろしくお願ひいたします。

最後に、コード化点字ブロックについてお聞きいたしまして、少し安心しております。点字ブロックは単に福祉的な支援にとどまらず、誰もが安心して移動できるユニバーサルデザインのまちづくりの象徴です。国土交通省や東京都も実証実験を進めており、こうした動きも踏まえて、区としても安全な移動のまちの実現に向けて、新たな支援ツールの導入を積極的に検討されることを強く要望いたします。

続きまして公園・児童遊園維持管理費から、公園における花火の使用についてお伺いいたします。

今年度は、夏季の試験的な取組として、区内の5つの公園で花火の使用が可能となりました。多くの区民の方から希望があり、この区議会でも何人かの議員が過去に質疑しております。まずは、この取組をなぜ始めたのか、背景をお伺いします。

○大友公園課長　　昨年度まで公園での花火を禁止していたというところでございますけれども、今年度一部の公園で使用可能とした経緯といたしましては、公園で花火ができるようにしてもらいたいという声を多数頂いていたことと、あと子どもたちに花火を楽しんでもらいたいという思いから、試行実施に至ったものでございます。

○おぎの委員　　夏の風物詩として、親子で楽しんだご家庭も多かったと思われます。

今年の夏に行ってみて、区民の皆様からの反応、また委員会の議事録を拝見いたしました。今回の5か所の公園が選ばれた理由と、設定時間について、教えてください。公園の管理者の有無ということでしたが、実際、公園の管理者の見回り等はあったのでしょうか。また、行ってみて見えてきた課題と今後の予定を教えてください。

○大友公園課長　　実際に試行実施をした際の利用状況と結果なのですけれども、昨年度実施していました、しながわ花海道を除きまして、利用者数を測定したところでございます。

4公園で、延べ約2,800の方にご利用いただいたというところでございまして、利用者からは花火が利用できるようになって非常にうれしいといったところのご意見を頂いているところでございます。公園における花火の試行実施については、おおむね好評で、反対の意見は少数でした。大多数の方にルールを守って楽しんでいただいた一方で、一部の方ではありますけれども、決められた時間や場所以外での花火や、音が出る花火、またロケット花火のような飛翔型の花火の使用、使用後の花火の放置などの状況も確認されたところでございます。また、そのようなルールを守られていないということに対する意見も頂いたところではございます。

○石田（秀）委員長　　次に、ゆきた委員。

○ゆきた委員　　私からは、363ページの住宅・建築物耐震化支援事業に関する耐震シェルターと、345ページの浸水対策事業について伺います。

まず、耐震シェルターについて伺います。品川区では、大規模な耐震改修が困難な世帯、特に高齢者や障害者の方など耐震改修に踏み切ることができない方のために、短期間かつ低コストで命を守る手段

として「品川シェルター」の助成と周知を実施しています。昨年度まで実績がほとんどなく、伸び悩んでいたのが現状だったと思われます。今年度から、「品川シェルター」助成の年齢と所得制限が撤廃となり、また助成金についても65万円と大幅な増額となり、設置費用助成についても全額助成と大きく支援が進められましたが、現在までの相談件数や実績についてお聞きできればと思います。

○森建築課長 「品川シェルター」のご質問でございますけれども、現在までの実績は、令和4年度に1件、それまで全部、助成開始から含めますと22件でございます。相談につきましては、今年度はまだ一件もない状況でございます。

○ゆきた委員 助成の金額の増額と所得制限撤廃、大きく増額されていますので、建築士事務所協議会の団体からも要望の声が届いております。ぜひ区民の皆様に、増額された要件が広く伝わりますようにお願ひいたします。

また、現状、課題についてどのように捉えているのか。また、改めて今後の見通しについてもお聞きできればと思います。

○森建築課長 地域の防災訓練など各種イベントで、模型等をお持ちして見ていただいて、アピールはしてございます。

今後の見通しと課題等でございますけれども、見通しといたしましては、お話しいただいた緩和を致しましたので、伸びていただきたいと考えてございますけれども、6畳の広さまでが制限であったり、様々規制もございますので、その辺との兼ね合いのなか、それで伸び悩んでいる状況もあるのかなとは思ってございます。ただ、システムは非常にいいものでございますので、しっかりアピールしてまいりたいと考えております。

○ゆきた委員 さらに周知を進めていただければと思います。

しながわ防災体験館で「品川シェルター」の模型展示を見られた方や、防災訓練で「品川シェルター」の模擬展示を見られた方から、外観について、自宅に設置するのはデザイン性が低い、圧迫感があるなどといった声をお聞きしています。必要性が高く相談しても、最終的に導入するに至っていない現状もお聞きしています。PR方法について、より生活に溶け込む製品としてPRしていく必要があると思われます。防災体験館での模型の展示方法の改善の取組を通じて、区民の関心を引きつけるような、最終的には設置件数の増加に結びつく見せ方について必要かと思われますが、この点について改めてお聞きできればと思います。

○森建築課長 委員ご指摘のとおり、皆様にPRできるように、様々検討してまいりたいと考えております。

○ゆきた委員 また、併せて1部屋の居住空間を耐震化する耐震シェルターの中で、一般社団法人耐震住宅100%実行委員会が開発・普及を指導している、木質耐震シェルター70Kがあります。その名称が示すとおり、7トンの荷重に耐える高い強度がありますが、機能性だけでなくデザイン性にも優れた耐震シェルターです。私も実際に、この木質耐震シェルター70Kを導入している、世田谷区にある子ども食堂「らくらくハウス」に現物を見に行きました。居住空間になじむデザインで、耐震シェルターが入っているという感覚も感じられないような、木のぬくもりを感じられるデザインでした。実際に子どもが集う場所としても活用されていて、大変好評であるとのお声も聞きました。デザイン性の高さは、単なる美観の問題だけでなく、導入へのハードルを下げ、結果として耐震化の普及率を向上させていくことができると思われます。

昨年の能登半島の震災時には、この一般社団法人耐震住宅100%実行委員会による支援活動の一環

として、特に倒壊の危険度が高いと判断された木造住宅に対し、木質耐震シェルター70Kが無償提供され、設置工事のうえ、家屋の一部に設置されました。この活動は、従来の全壊した家屋の再建だけでなく、倒壊の危険がある家屋に住む人々の命を守るという、迅速で柔軟な支援の形を示した事例として注目されました。

木質耐震シェルター70Kも「品川シェルター」と同様に、短期間で、最短1日で設置可能であり、大がかりな工事が不要で、また費用も「品川シェルター」と同程度の費用です。全国的に導入され、岐阜県、岩手県、新潟県など全国各地の自治体で既に補助金対象品として認定され、多くの住民に導入されています。都内では世田谷区や新宿区も、耐震シェルター等設置助成事業の補助対象品として認められています。特に、大がかりな改修工事が困難な高齢者世帯や、居室の雰囲気を損なうことを懸念する方々にとって、心理的なハードルを下げ、安心して導入できる選択肢も必要だと思われます。「品川シェルター」と併せて、耐震シェルターの住まいの心地よさと、命を守る、安全性を守る、両方の観点から、選択肢の幅を増やす、広げていくということも必要だと思われますが、ここについて区の見解をお聞きできればと思います。

○森建築課長 今、委員ご案内の木質耐震シェルターその他、東京都で認めているシェルターが様々ございます。今年度は「品川シェルター」の拡充を行いました。次年度以降、「品川シェルター」の伸びにもよりますけれども、状況によりましては、他の耐震シェルターについて助成対象にするかどうか、しっかり検討してまいりたいと考えております。

○ゆきた委員 ぜひ選択肢の幅を大きく広げていけるように進めていただければと思います。

また、この選択肢の幅で言えば、さらに耐震ベッドについてですけれども、私の前任である、たけうち忍・元区議会議員が2022年度の一般質問で、2015年度に国や都の補助制度が打ち切られたことにより品川区で助成が終了している耐震ベッドの再実施について提案したところ、「短期間に簡易な工事で設置可能なことから、他自治体の設置事例を参考にしながら、助成の実施について調査・検討していく」と答弁がありました。大田区では、65歳以上の高齢者・障害者に対して、耐震シェルターと併せて耐震ベッドを含めた設置事業を行い、所得により30万円と50万円の助成を実施しています。また、中野区でも条件に合わせて耐震ベッドの設置事業で50万円の助成を設けています。耐震ベッドは40万円前後の費用になっていますが、自治体からの助成があれば、耐震改修やシェルターより高額な負担を解消でき、組立ても約2時間であるため、時間的な労力もさらに軽減できます。建物の倒壊によって貴い命を奪われてしまう懸念がある中で、住宅の耐震について、それぞれご家庭の状況に応じて、快適な耐震対策を選択できるように、選択肢をより一層広げていく必要があると思われますが、これについて改めてお聞きできればと思います。

○森建築課長 委員ご指摘の防災ベッドにつきましても、東京都が認めているタイプもございます。そのことは認識してございます。

現在は「品川シェルター」のみ助成対象となっておりますけれども、耐震ベッドについても、「品川シェルター」の伸び等を含めまして、助成対象にするかどうか、リースでやるという方法もあるようなのですけれども、様々検討してまいりたいと思います。

○ゆきた委員 リースも含めてということで、さらに検討していただければと思います。

続いて、浸水対策事業について伺います。先月9月11日、1時間に120ミリを超える記録的な局地的豪雨により、品川区内、また特に戸越商店街や三間通りの商店街について、甚大な浸水被害が発生しました。品川区ではこれまで、防水板設置工事助成や土のうステーションの設置といった対策が取

られてきましたが、今回のような突発的な豪雨に対しては、即時対応の困難さが改めて浮き彫りとなりました。

まず、今回の風水害以前、ここ数年の防水板設置工事助成の実績件数と、今回の風水害後の防災板の設置助成の問合せ数や申請数の変化などをお聞きできればと思います。

○関根河川下水道課長 防水板についてのお尋ねでございます。

直近3年間の助成実績でございますけれども、令和4年度が4件、令和5年度が4件、令和6年度は2件となってございます。また、令和7年度につきましても、9月11日の豪雨以前に2件助成しております。9月11日の豪雨以降につきましては、現時点で50件を超える問合せが来ているところでございます。また、まだ少数ですが、既に申請を頂いた方もいらっしゃるという状況でございます。

○ゆきた委員 ここ数年で数件のところから数十件と、問合せ数が大幅に増加しているということを確認させていただきました。この区民の防災の意識の高まりを一時的なもので終わらせず、機を逃さず、風水害への対策として、さらなる普及を図る施策が必要と思われます。また、住民や事業者が自ら迅速に初期水防活動を行うための資機材支援が喫緊の課題であると考えます。特に、設置工事を伴わない簡易止水板は即応性に優れ、迅速な運搬・設置が重労働となる土のうに代わる現実的な水防資機材として早急に普及していくべきと考えますが、この簡易止水板の必要性について、区の見解をお聞きできればと思います。

○関根河川下水道課長 簡易止水板についてのお尋ねでございます。

現在、区では、防水板の設置助成の対象といたしまして、浸水に耐える材質で、取り外し、また移動が可能なものとしてございます。そういう意味では、委員がおっしゃるように、移動等が簡単なものというところは対象となっております。また一方で、一定の止水性能が確認されるものを助成対象としているところでございます。そういう止水性能が確認できるタイプの止水板でございましたら、委員がおっしゃるマグネットタイプのようなものもございますので、そういうところも助成できるのかなと考えてございます。

○ゆきた委員 数ある簡易止水板の中でも紹介させていただきたいと思いますが、フジ鋼業株式会社が製造・販売する簡易止水板の「Flood Guard F」があります。品川区と同様に浸水対策に力を入れている足立区や中央区では、区役所の駐車場が半地下であったり主電源が地下1階にあることから、「Flood Guard F」を導入して活用されています。荒川区では一昨年から、この「Flood Guard F」を含めた簡易止水板を購入助成の対象としています。また東京消防庁も参加した、足立区京成本線荒川橋梁水防訓練において、越水防止対策として「Flood Guard F」が活用されました。この簡易止水板は、幅が約60センチメートルの止水板と、幅を調整可能な止水板三、四枚を重ねることで、両開きのドアから数メートルの間口まで、設計など必要なく、どの幅にも合わせて設置することができます。枚数を増やすことで、10メートルにも距離を延長して設置できますが、10メートルでもたった1人で5分で設置できる性能の有効性があります。女性や高齢者でも運搬・設置が可能であり、自宅に数枚、用途に合わせて保管していれば、豪雨発生時に人手が足りず、土のうを積めなかつたというような事態を防ぐことができます。品川区においても、喫緊の対策として、JIS規格等の認証を得た「Flood Guard F」のような簡易止水板の製品購入費に対する助成制度を、従来の設置工事を伴う防水板設置助成とは別に、緊急で創設すべきと考えますが、区の見解をお聞きできればと思います。

○関根河川下水道課長 今、委員からご指摘いただきました簡易止水板でございます。

具体的に、委員の言及のございました商品が該当するかどうかは現時点では確認はできませんが、先ほど委員からもご指摘がありましたように、JIS規格で定める一定の止水性能を満たすものでございましたら、現在でも助成対象となっております。こうしたものを含めて、ぜひご相談いただければと考えているところでございます。

○ゆきた委員 ゼひ、この簡易止水板の周知と助成の創設について検討していただければと思います。

簡易止水板の助成制度を創設する場合ですけれども、特に今回の被害が大きかった、戸越銀座商店街、三間通りの商店街のような、浸水リスクの高い商店街の店舗や、地下室・半地下構造を持つ住宅、あるいは土のうの運搬・設置が困難な高齢者世帯等の自力での初期水防活動が困難な世帯を、優先的な支援対象として考えるべきと考えますが、区のお考えをお聞きできればと思います。

○関根河川下水道課長 委員ご指摘のとおり、今回の豪雨では区内全域で大きな被害が出たということもございますし、ご指摘のような対象の方もいらっしゃいますので、今後、区民の方により使いやすい制度となるよう、検討を進めてまいります。

○石田（秀）委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 335ページ、コミュニティバス試行運行実施経費、353ページ、大崎駅周辺地区再開発事業について伺います。

まず、コミュニティバスの大崎ルートについて伺います。品川区がワークショップなどで住民の声を踏まえて選定した候補ルートである大崎ルートですが、さきの本会議では、見通しの悪い道路が多いことや、道路幅が狭いことから、バス停の設置場所が限られているということを理由に、デマンド交通の実証実験を行う考えが示されました。しかし、大崎ルート自体は、大井町から区役所前を通り、大崎駅、百反通り、TOC前、大崎広小路、五反田、高速下を通って目黒へつながるルートですので、見通しも悪くないし、百反通りなど、一定の幅がある道路しか通らないのです。

3点伺いたいのですが、まず答弁にあった、「見通しの悪い道路が多いことや、道路幅が狭いことから、バス停の設置が限られている」という状況ではないと思うのですが、いかがでしょうか。

2点目は、デマンド交通実証運行ですが、これは例えば西品川周辺地域で試行するなど、コミュニティバス大崎ルートとはまた別物で試行することなのかな、伺います。

3点目は、大崎ルートでの運行先にもなっており、区も交通サービス圏域外としている上大崎地域については、どのようにこれを解消するお考えなのか、伺います。

○櫻木地域交通政策課長 1点目、見通しの悪い状況ではないのではないかということでございますが、百反通りは、蛇行している部分もございまして、また坂道もございますので、その意味で、道路幅も含めて見通しが悪いという状況だと認識しております。

2点目が、コミュニティバスとはまた別の話なのかということでございます。コミュニティバスにつきましては、コミュニティバス導入計画の中で、大崎ルートと荏原ルートの2つの候補路線について、大井ルートの運行状況を踏まえて判断することとなっております。大井ルートにつきましては、先般申し上げたとおり、当初の運行計画においては、指標である収支率50%を超えたことから、試行運行期間を延長し、引き続きコミュニティバスの検証を行っていくことを想定しているという状況でございます。

上大崎につきましては、交通圏域外という状況でございますので、引き続き、どのようなことができるか研究してまいりたいと思っております。

○安藤委員 百反通りを指して言っているというのは驚きましたけれども、大崎ルートの運行は、上

大崎の交通課題の解消に資すると思いますので、ぜひやっていただきたい。現在の大崎ルートでは、西品川二丁目や豊町一丁目辺りはカバーし切れませんし、そちらは道路幅も狭い状況だというのは事実なので、デマンド交通など様々な手法を検討することも必要かと思います。ただいまの答弁ですが、大崎ルートはまだ検討途中ということなので、デマンド交通の運行をもって、「大崎ルートをやらない」とはならないと感じましたし、デマンド交通だけでは料金が高くなる、特に高齢者にとっては予約が必要など利用上のハードルが高い、あと上大崎などの地域の課題が解消されないままになるなどの課題が残されているので、引き続き、大崎ルートの早期実施を強く求めたいと思います。

地域住民、沿線の住民からは、町会長が代表者に名を連ねた、大崎ルートの早期実施を求める1,174人分の署名が公共交通会議宛てに提出され、10日の会議でも報告されると伺っています。ぜひ、大崎ルート早期実現を強く求めたいと思います。

次に行きます。大崎駅周辺地区再開発事業です。マンション再生を理由とした再開発なのに、駅前地区内に住む住民を、駅から一歩下がった隣の再開発マンションに移してしまおうという、大成建設の強引な計画に反対する地権者の運動も起こっており、改めて私は、現行計画の中止を求めます。

区の総合実施計画の目標には、当該地区について、今年度中に都市計画決定とあります。現在の進捗状況を伺います。現在、区は準備組合とどのような話し合いをしているのか教えてください。また、改めてこの地区について、土地所有者数、借地権者数、集合住宅等の区分所有者数、法律上の権利者数を教えてください。また、同意状況、仮同意書の数などについても、土地所有者、借地権者、区分所有者、それぞれについて伺います。

○中道都市開発課長 まず現在の状況でございますけれども、こちらの地区は平成26年度に準備組合が設立されて、地域の方でまちづくりの検討が進められてきているというところでございます。現在は権利者の約9割の方と、都市計画の内容、またはその生活再建などについて、個別面談を合計2回完了したということを、報告を受けております。また、建物計画といたしましては、事務所をメインとして、住宅や店舗なども確保していきたいということも聞いております。

都市計画決定なわけですけれども、今は地域の方々が検討を進めているというところで、今年度の都市計画決定の話は聞いていない状況でございます。

すみません。権利者の数でございますけれども、土地所有者は14名です。また、借地権者は複数人いるというところで、権利が複雑だということで、今、弁護士等が調整しているというところでございます。また、区分所有者でございますけれども、こちらはマンションが5棟ございまして、部屋数が260部屋ぐらいありますので、同等数の区分所有者がいるというところでございます。また、仮同意書ということでございますけれども、まだ現在、そういう状況ではないというところで、報告は受けていないというところでございます。

○安藤委員 大崎西口駅前地区再開発を心配する会からは、再開発準備組合事務局が、隣の再開発マンションへの移転の意向が確認できない権利者宅を複数名で訪問し、「日々に建物は取壊しになる。移転先を早急に決めてほしい。移転希望先は残りあと僅かしかない」などと移転を強要していることにより、住民の安心・安全な生活が脅かされているとの声が届いています。「高齢の母親が、残る区画はあと僅かなので移転を承諾してほしいと強要され、『うん』と言うままで帰らず、判を押してしまった。こんなやり方は違法ではないか」という相談もあったそうです。

伺います。品川区も上位計画等で、足しげく準備組合との相談には行っていると伺っていますけれども、二人三脚で進めている再開発事業で、このような押売のようなやり方があつてはならないことだと

思いますが、区の考えをお聞きします。こんなことが行われている状況で、品川区が都市計画手続に入ることなど、あり得ないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中道都市開発課長　当該地区は、旧耐震マンションが5棟建っているというところで、そういった建て替えの促進を目的に、東京都がマンション再生まちづくり制度の推進地区として指定してございます。こちらのまちづくり方針といたしましては、周辺街区との協調によって、住替え等も視野に入れた様々な手法を取り入れていくというところでございますので、市街地再開発事業は、そこに住み続けるのか、もしくは地区外に転出するのかといった様々な生活再建がございますけれども、それ以外にも、当該地区につきましては、いわゆる後ろにありますF南地区の再開発のほうにも移り住むことができる。これは、様々ある生活再建の中の一つといたしまして、経営者の方が、今どのように行うのかというのを選択しているというところでございます。

また、F南地区は今年度、建物が完成いたします。やはり部屋の割当て等もございますので、そういった中で、準備組合から、時期を定めて、選択をどういうふうにするのかといったお答えを頂きたいと聞いております。

○安藤委員　今のご回答を聞いていますと、もう官民が一体となって住民を追い出しにかかっているみたいな感じに聞こえます。隣のマンションに行くというのも、1つの選択肢が増えてよかつたみたいな、そういう立場でいいのでしょうか。私は、その方の住み続けたいという居住権をしっかりと守っていく立場に立つべきだと思います。

○石田（秀）委員長　次に、せらく委員。

○せらく委員　373ページ、防災情報配信経費、335ページ、シェアサイクル事業、357ページ、公園・児童遊園整備費から質問していきます。

まず防災行政無線維持管理費のところなのですけれども、1,669万円支出しておりますが、防災行政無線の音声が聞きにくい、届きにくいというご意見をしばしばお聞きしています。どのように認識しているか、お聞かせください。マンションの高層階の居住者や、低層階住宅にお住まいの場合でも、高層の建物が壁となって聞きにくくなってしまうのでしょうか。そういったことへの対策や対応について、区の取組を伺います。

○遠藤防災体制整備担当課長　防災行政無線の声が聞き取りにくいといったお尋ねでございます。

防災行政無線についてですが、近年、住宅の気密性の向上あるいは遮音性の向上、また委員がおっしゃったとおり、周辺の高層ビルをはじめとする建築物の反響といった要因によりまして、室内で聞こえづらいといったようなお声を、区としても頂いているというような状況でございます。

この対策といたしましては、聞こえにくいといった課題を踏まえまして、平成24年から防災ラジオを導入いたしまして、室内でも防災行政無線の音声を聞くことができるようになっていっているところでございます。

また、これに加えまして、ホームページあるいは、しなメール、LINEなどといったツールを使いまして、防災行政無線と連携しまして、文字情報でも、防災行政無線の情報を提供させていただいているというような状況でございます。

○せらく委員　現状、区で捉えている部分と、対策についてお聞かせいただきました。

ホームページやSNSなどによる文字情報というのは私も確認しているところです。こちらは、大人の方はしっかり情報を受け取れると思うのですけれども、子どもたちには直接届かない可能性があると考えています。先日の総務費では、まもるっちを防災情報にも活用できれば、子どもたちにも確実に情

報を届けられるのではないかと思い質問しました。既存の仕組みを活かすことで伝達の確実性を高めることにつながると考えますが、防災課としてご所見を伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長 子どもたちへの防災情報の配信についてでございます。

防災課といたしましては、防災情報ならびに緊急情報につきましては、子どもたちにも分かりやすい情報配信も重要と考えてございます。一方で、そういった緊急情報につきましては、より正確に、迅速に、全ての区民の方に同じ情報を届けるということも重要であると認識してございます。

まずは、区といたしましては、同じ情報を正確に、適時適切にお届けするというところに努めてまいりたいと考えてございます。

○せらく委員 そういう方針ということで、分かりました。広くいろいろな媒体を活用していただき、情報を届けていただきたいと思います。

次に、シェアサイクル事業について伺います。事業内容を確認いたしますと、シェアサイクルは、日常利用や、区内外の移動の利便性・回遊性の向上、環境負荷の軽減等を目的として利用を推進している。また、運営事業者と災害協定を締結し、災害時の応急対応の体制整備を取っている。さらに、放置自転車対策としての役割を持つということが書かれています。区有地にもシェアサイクルポートがあることを認識していますが、設置場所の具体例をお示しください。また、災害時はどのようなオペレーションをされるのか、災害協定の内容を伺います。区有地へのポート設置で、敷地使用料の収入はないかということを確認させてください。

○櫻木地域交通政策課長 区有地の例としましては、まずは品川区役所の中にシェアサイクルポートが設置されております。その他、スクエア荏原等、様々な施設において、利用可能な場所については置かせていただいております。

収入につきましては、区の事業ということで、事業者から歳入はございません。

○羽鳥防災課長 シェアサイクルの災害時の利用についてでございます。

こちらは、株式会社ドコモ・バイクシェアと災害時協力協定を締結させていただいております。

内容といたしましては、災害時に無償で区で利用できるという内容になってございます。事前に事業者専用のICカードというものを、現状、51枚、配付いただいております。区役所や各地域センター、保健センターなどで、そういったICカードを配備して、災害時に利用できる体制を取ってございます。

○せらく委員 災害時にそういった対応ができるのだと初めて知りました。ICカードを持っている方が、自転車を利用できるということですね。

民有地などでは、シェアサイクルポートを設置することで、敷地使用料のようなかたちで収入が得られるものと認識していますが、区の事業ということで、区には歳入がないということです。

また、災害時というのは、区のポートにある自転車に限らず、区内民有地、公有地にも限らず、ICカードを持っている人が利用できるということなのか、確認させてください。

○羽鳥防災課長 災害時の利用についてでございます。

委員がおっしゃられたとおり、民有地につきましても、こちらは区の職員が事業者用のICカードを利用することで、無料で活用できるという状況でございます。

○せらく委員 細かいところをありがとうございます。確認させていただきました。

次の質問なのですから、区内の小規模な公園の中にシェアサイクルポートが設置されていることで、子どもたちの遊び場が縮小している事例が見受けられます。実際に子どもたちから、公園の中にいきなり、駐輪場、シェアサイクルのポートができたという声が届いています。限られた公園面積の中で、

シェアサイクルポートの設置と子どもの遊び場の確保のバランスをどのように考えているか。設置場所の選定基準や地域住民との合意形成のプロセスについて、現状の課題認識を伺いたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長　　委員ご指摘のとおり、非常にバランスが難しいところではございます。公園の利用者の方に楽しんでいただくということが一義的には重要かと思っておりますが、シェアサイクルは各地にあることで利便性は向上しますので、できるだけ安全性を確保して、公園の利用者に迷惑にならないような場所で、一定、確保するような考え方で、地域の方々も含めて調整させていただいているところでございます。

また、放置自転車やシェアサイクルポートがあふれているという状況があった場合は、近隣の公園等に、地域の方と話し合った上で設置したようなケースもございます。

○せらく委員　　なかなかバランスが難しいというところは分かります。シェアサイクルポート設置場所については、比較的大きな公園で、公園専用の駐輪スペースがあるようなところですと、促進していただきたいと、子どもを持つ親としても考えるのですけれども、やはり放置自転車の対策というところで、地域のお声を聞きながら設置したということです。そういう事例があったということは分かりました。

ただ、規模が小さな公園については、公園内に設置されているポートを再検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○櫻木地域交通政策課長　　具体的なご要望等、ご相談いただければ、状況を見て、最適な手段は取れるかと思っております。

○石田（秀）委員長　　次に、横山委員。

○横山委員　　私からは、345ページ、治水対策推進助成事業、512ページ、災害復旧費についてお伺いいたします。

1点目に、治水対策推進助成事業についてお伺いいたします。9月11日の大雨による被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

このたびの大雨で、区内の広範囲で被害が発生しましたが、区が迅速に災害対策本部を立ち上げ、連休中にも相談窓口を設置し、見舞金の申請受付、罹災証明書の発行、家屋の消毒、災害ごみの収集、そして事業者支援や法律相談会など、多面的かつ迅速な支援策を講じてくださったことに、まずは感謝申し上げます。そして、今回の対応はあくまで復旧にとどまっており、次なる復興への視点にどうつなげていくかが今後問われていくと考えています。

関東大震災後、東京を新たな都市へとつくり変えた内務大臣兼帝都復興院総裁の後藤新平氏の知恵から、私たちは、復興とはただ元に戻すことではないという教訓を学ぶことができます。今現在を、区民の安全・安心をより確かなものにする復興の入り口と捉える必要があるのではないかでしょうか。

品川用水など、水に恵まれた地形を持つ品川区では、時として過去の暴れ川の記憶を思い出したかのような水害が牙をむきます。そして、今後も地球温暖化の影響により、同様の短時間豪雨が別の地域でも発生する可能性が十分にあり、今回の災害は局所的なものではなく区全体の課題です。私は、区民お一人お一人が自分にも関係していると感じられる復興備えの仕組みづくりが、これから品川区の発展にとって大きな鍵になるとを考えています。

例えば、支援制度の情報発信をさらに多様な手段で行うこと、電子申請が難しい方への個別対応を強化すること、地域包括支援センターやボランティアと連携して、搬送型支援を広げていくことなど、区民の皆さんのが当事者として支援を受けやすくなる工夫が求められていると考えます。

また、区民の方からは、区の職員の方がすぐに来てくれて、品川区はすごいというお声が届いています。先ほど、ゆきた委員からの質疑がありましたけれども、戸別訪問の際に、防水板設置等工事助成の情報などもお伝えするなど、今後の対策についても周知を強化していただきたいと思いますが、区のお考えをお聞かせください。今回の災害では、多くの方が暮らしの基盤である家財や事業所の設備等を失い、大切な時間や労力を費やして復旧に当たりました。区民の方々の痛みに寄り添い、制度だけではなく気持ちの面でも支えられるような支援の在り方を検討いただきたいと思いますが、区民を包み込む優しく温かな復旧支援と、その先の復興へつながる仕組みづくりについて、区のご見解をお伺いいたします。

2点目も伺います。災害復旧費についてお伺いいたします。私は昨年11月に、2024年度大阪社会保障協議会主催、全国地方議員社会保障研修会で、追手門学院大学の田中正人教授による講演、「復興の主体は誰か？ 誰のための政策か？ いのち・くらしをまもるための復興政策を考える」を聴講し、新たな復興を構想するための視点として、当事者の主体性の保障、当事者の実践の価値転換、当事者の多様性の読み解きなど、被災者一人一人の権利と自由の保障が大切だとお話を伺いました。

そこでお伺いいたしますが、復興の主体は誰で、誰のための政策だと、区はお考えでしょうか。2016年のイタリア中部地震では、冷暖房完備のテントが貸し出され、食事にはメインとパスタ、ミネラルウォーターとワインも出ますが、もし仮に日本の避難所で、焼き魚と白いご飯とおみそ汁と、希望者には熱かんも出した場合に、ぜいたくとか、被災者自身にも「こんなものは頂けません」という方がいるのではないか。スフィアプロジェクトでは、被災者は尊厳ある生活を営む権利、援助を受ける権利を有するとしていますが、区民の意識が、避難所での環境や食事に対して、ワインが当たり前というような意識に変わるかどうかという視点が大事だということでした。被災者は我慢しなければならず、そこから立ち直るのは自己責任だという考え方を、どのように覆せばよいとお考えでしょうか。区のご見解をお伺いいたします。

○羽鳥防災課長 幾つかご質問を頂きました。私からは、避難者支援以外の部分についてお答えさせていただきます。

まず冒頭、復旧と復興についてお話を頂きました。こちらは、復旧とは元どおりの生活を取り戻すこと。復興とは、災害を乗り越えてさらに活性化していくことという認識をしてございます。

今回の災害では、排水能力を大幅に上回る120ミリの時間雨量の豪雨となりました。災害に強いまちづくりを実現するためには、ハードの整備だけではなくて、区民お一人お一人の意識をさらに高めていただくことが大切だと考えております。委員もおっしゃられたとおり、自分事として捉えていただくことが重要なのかなと考えてございます。自助・共助・公助がそれぞれの力を発揮するということで、安全・安心につながる品川区を実現できるものと考えてございます。

続きまして、戸別訪問の際の情報につきまして、お答えさせていただきます。今回被災された方を訪問した際は、まずはお見舞金や、災害ごみ、消毒といった、応急対策に必要となる支援内容について、一覧表もお渡ししているところでございます。現在は、区の支援内容をまとめ直しているところでございます。今後、事前の備えに関する支援内容も含めて、周知は強化してまいりたいと考えてございます。

続きまして、復興につながる仕組みづくりというところでございます。区民の方に寄り添った対応というところでございますが、今回の大雨では、精神的にも大変な思いをされている方が多くいらっしゃいます。区といたしましては、災害時協力協定に基づきまして、東京3弁護士会による無料の法律相談というものを開催いたしました。こちらは、法律に限らず、様々なお困り事についてご対応いただいた

という状況でございます。引き続き、区民お一人お一人に寄り添った支援を継続してまいりたいと考えてございます。

続きまして、2つ目の質問のところでございます。復興の主体というところでございます。こちらに関しましては、品川区震災復興マニュアルでは、行政と共に、区民や事業者に対して、震災復興の取組へ主体的・積極的な参加を促すとしてございます。区民と事業者、行政が連携して復興に取り組むと認識してございます。また、品川区が関わる全ての方のために復興政策があるべきと考えてございます。

○遠藤防災体制整備担当課長 私からは、2つ目の質問のうち、被災者の意識に関する考え方についてお答えいたします。

スフィア基準の理念である、被災者の尊厳ある生活を守り、適切な支援を提供すること。このことは必要であり、同時に、区民の意識が変わることも必要であると考えております。区としては、被災者に寄り添い、理解を深めていきながら支援体制を強化することが、被災者の意識を変えていくことにつながると考えております。

区ではこの4月に避難所運営マニュアルを改定しておりますが、スフィア基準の考え方を避難所マニュアルにも踏襲し、女性や子どもの視点を取り入れております。また、避難所生活におきましても、避難者の負担が軽減されるよう、トイレ、キッチン、バス、ベッド、いわゆるT K B B の充実を進め、災害時に避難者がなるべく我慢をせず、より負担が軽減されるよう、避難所の環境整備に取り組んでおります。こうした取組の中で、委員がおっしゃるとおり、被災者が前向きに避難生活を送ることができるよう、引き続き検討を進めてまいります。

○横山委員 前向きに様々進めていただきたいと思います。

災害関連死のこともお聞きしたかったのですけれども、時間がありませんので次の内容を伺います。私は今年7月、全国若手議員の会で石川県珠洲市を視察しまして、能登半島地震と奥能登豪雨災害の現状についてお話を伺いました。いろいろお話を伺ったのですけれども、平常時よりも避難者が増える時期に粉ミルクなどの備蓄が大変だったということで、その辺り、どのように確保していくのかご説明ください。また、35度を超える夏期における備蓄のあり方について、区のお考えをお聞かせください。

○遠藤防災体制整備担当課長 粉ミルク等の備蓄についてお答えいたします。

粉ミルクに関しましては、各避難所に赤ちゃんが避難できるように、発災後3日分の粉ミルクを備蓄しております。また、このほかにアレルギー対応の粉ミルクも同量確保しているほか、ストレスで母乳の出ないお母さんに向けて液体ミルクも備蓄しているなど、ある程度余裕を持った備蓄体制を構築しております。そのため、例えばお盆やお正月といった災害時の想定を超えた避難者となった場合であっても、一定の対応はできるものと考えております。また、35度を超える夏期など、非常に備蓄の体制が厳しい状況であっても、液体ミルクなど冷蔵が必要なものに関しては、冷蔵保存して物資を保管しております。

○石田（秀）委員長 次に、山本委員。

○山本委員 本日もどうぞよろしくお願ひいたします。私からは、373ページの防災情報配信経費、371ページの防災訓練経費、防災普及教育費について伺います。

まず防災情報配信経費に関連して、今年4月から導入した防災ポータルと防災アプリについて伺います。導入経緯、目的、防災アプリの現在のダウンロード数、目標数についてお教えください。

○羽鳥防災課長 今年度導入しました、防災ポータル、防災アプリについてお答えさせていただきます。

これまで、区公式ホームページのトップページに、災害時の緊急情報を表示しておりました。ただ、区公式ホームページは情報量も多く、災害情報以外の情報も掲載されております。災害時に緊急情報を分かりやすく配信するという部分で、防災情報に特化した専用サイトがあったほうが、区民の皆様にとっては分かりやすいであろうということで、今年度から導入に至ったという経緯でございます。

現在のダウンロード数でございますけれども、2,500ダウンロードでございます。目標といたしましては、今年度中に3,000ダウンロード、令和10年度までに1万ダウンロードを目標としてございます。

○山本委員 防災情報・災害情報をまとめて、多くの区民の方々に知ってもらうということは、災害発生時、それから啓発にとって、とても重要であると考えております。

防災ポータル、防災アプリを見ると、緊急情報に加えて、避難情報や鉄道の運行情報、ハザードマップを含めた防災マップなどがありまして、災害発生時に必要な情報が一通りまとまっていると感じます。私も昨年、これをご要望させていただきまして、区民の皆様にとってまとまった情報ができるということで、一步進んだと感じております。このような取組姿勢を評価しております。

一方で、多くの方々に使ってもらわないと効果が得られないと感じます。しかも、実際に災害が起ったときに使うためには、その前に、平常時に認識してもらっておかないといけません。ダウンロードの目標値を3,000件や1万件とされておりますけれども、できるならば全区民・全世帯に導入してもらうべきものなのかなと思っております。発災時は、公式LINEやXなど、6万人や3万5,000人といったインフラで一報は流すのですけれども、やはりこういったところでまとまった情報を得てもらうというのが、すごくいいのかなと思っております。

この周知や普及にはインセンティブを付与して利用促進をすることがよいと考えております。インセンティブ付与には、デジタル地域通貨「しながわPay」を導入すれば、ポイント付与によるダウンロードキャンペーンなどができる、周知や利用促進に有効な手段となります。それ以外にも、デジタル商品券のポイント利用も、できるのであれば有効な広報だと思います。いかがでしょうか。それぞれご見解を伺います。

○羽鳥防災課長 防災アプリの登録者数の策というところでございますけれども、まず事務事業評価で、令和10年度までに1万ダウンロードということで目標は掲げさせていただいておりますが、41万人の区民の方がいらっしゃいますので、できれば皆さんにダウンロードしていただきたいという思いではございます。

インセンティブにつきましては、事例といたしまして、宮城県でデジタル地域ポイントの「みやぎポイント」を活用して、防災アプリの登録者にポイントを付与するキャンペーンというものが実施されているというところは、他自治体の事例として把握しているところでございます。様々なダウンロード数の拡大の手法というものはあると思いますので、様々、今後研究してまいりたいと考えてございます。

○横田デジタル推進課長 いわゆる総合型アプリ、スーパーアプリにつきましては、技術的課題や費用対効果の観点から慎重に調査・研究をしていく必要があると考えております。

○山本委員 ゼひ前向きな検討をお願いしたいと思っております。企画課、戦略広報課と連携していただいて、インセンティブ付与などの工夫も検討しながら、効果的・効率的な手法での周知・利用拡大をお願いしたいと思います。

続けます。今年も9月28日に西大井広場公園で開催された大井第三地区の総合防災訓練に伺いました。そこで、ある方とお話しした際に、防災アプリが話題となりまして、9月11日の豪雨災害時に、

水害に関する情報が発信されていなかったというお話をお聞きしました。私もアプリを入れている中、気づかなかったことを反省しているのですけれども、緊急時に必要な情報が提供されていないと困りますので、状況を確認させてください。

○羽鳥防災課長 緊急時の情報発信についてでございます。

9月11日に限らず、災害時におきましては、災害対策本部から配信する情報は、メール、SNS、LINE、防災ポータルアプリ等々で、様々な媒体で情報をお伝えしているところでございます。

一方で、気象庁が発表いたします防災気象情報につきましては、一部のメディアと自動連携はできているものの、現状、防災ポータルアプリとは連携できていないという状況でございます。事業者に確認を取りましたところ、現状そういった対応は難しいという状況ではございましたが、防災ポータルアプリにおいても気象庁の情報と自動連携できるように、今後、事業者と協議を進めてまいりたいと考えてございます。

○山本委員 水害も同じような災害になると思いますので、こういった機会を通じて仕組みをアップデートし、より機能的に使えるものにご検討を進めていただきたいと思っております。

9月11日の豪雨災害では、調査、災害復旧と、職員の皆様、関係者の皆様にはご尽力いただき、大変感謝しております。区内の事業者や住民の周りの皆様からも、同じように感謝のお言葉を頂いておりまして、心強く感じております。今回の経験を活かして、都と連携した、短時間集中豪雨に耐え得る治水工事計画の推進や、今回の災害データを活かした水害対策・復旧対策のアップデートを要望して、次の質問に進みます。

次に、防災普及教育費に関連して、携帯トイレの全戸配布とエレベーター用防災チェアの無料配布について伺います。それぞれ、目的と効果やその後の検証・評価について、簡潔にお教えください。

○羽鳥防災課長 携帯トイレとエレベーター用防災チェアの配布事業についてお答えいたします。

まず、携帯トイレの配布事業でございます。こちらは、区民の皆様へ在宅避難を推奨するに当たり、在宅避難のための備えを行うきっかけづくりとして、携帯トイレを全区民の方に配布させていただきました。実績といたしましては、約41万人の区民に対して、約38万個を配布いたしました。配布率といたしましては、92.4%でございます。

評価といたしましては、こちらを配布して終わりにせず、防災訓練や防災イベントといった場を活用しまして、携帯トイレの活用方法について啓発を行っているという状況でございます。

また、エレベーター用防災チェアの配布についてです。こちらの事業の目的でございます。こちらも、在宅避難を推奨するに当たりまして、またエレベーターの閉じ込め対策を支援するということを通して、マンション居住者や管理組合、理事会の方が災害への備えを考えるきっかけづくりとして配布しているものでございます。対象といたしましては3,200戸と設定いたしまして、令和6年度は340台を配布いたしました。今年度は9月1日時点で100台の配布となっているところでございます。合計440台という状況です。

評価といたしましては、さらなる周知・啓発が必要であると認識してございます。

○山本委員 携帯トイレは、配布分だけではなくて、自助の意識を高めて自ら備蓄してもらうことが重要だと理解しております。携帯トイレは費用を5億円以上使っておりますので、ご答弁いただきましたように、送りっ放しでは終わらせず、引き続き、備蓄意識の啓発を続けていただきたいと思っております。こちらは効果的なフォローアップの実施を要望しております、全区民向けのアンケート調査等を通じて、併せて啓発を行うことができると思いますので、こちらをご要望させていただ

きます。「しなトーク」で年2回という限られたところよりも、何か選択式で、LINEで全員に案内できるようなものがあったらよいのかなと思っております。

それから、エレベーター用の防災チアのところも、マンションの防災としてすごく重要であると思っておりますので、地域との連携を深めるというような工夫を今後検討していただきたいと思っております。

○石田（秀）委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 私からは、347ページ、立会川雨水放流管建設関連整備から立会川周辺整備について、371ページ、しながわ防災学校運営費に関連いたしまして、防災力向上のための人材育成についてお伺いいたします。

まず初めに、立会川から伺ってまいります。9月11日に発生いたしました120ミリという記録的短時間大雨に、防災課を中心といたしまして、全庁体制で区にすぐに対応していただきましたことに感謝を申し上げます。建設委員会でも報告がされましたけれども、区内全域で大変大きな浸水がありました。よく、識者の方が、災害時には正常バイパスが働くということをおっしゃっておりますが、何か心の中で、自分は大丈夫、ここは大丈夫という心が働くことで逃げることを邪魔をしてしまう、大きく遅れてしまうというようなこともおっしゃいますけれども、私も今回のこの浸水被害を受けて、反省したところであります。

そして、先ほど、えのした委員からもありましたが、今回、ハザードマップどおりのところに大きな被害があったところに加えて、高台でも、くぼ地のところでは浸水してしまうという被害がありました。今回のことを活かしていくということが非常に大事であると考えます。今あるハザードマップに加えて、今回被害があった地域をしっかりハザードマップに落としていく、そしてこれを公表していくことが大事かと思いますが、区の見解を伺います。

続きまして、河川については東京都の所管でもありますけれども、この被災の状況を、伊藤こういち都議会議員とも共有いたしました。区内複数部にわたっての被害があったということで、連携いたしまして先日の都議会第3回定例会での公明党の代表質問でも取り上げてきたところであります。都が現在進めている下水道整備では、67地域を重点地域と定めていますが、完成しているのは29地区のこと、そして今回被害に遭った地域は、そのほとんどが重点地域であったということもあります。都議会公明党は、この地域の整備効果を早期に発揮させる工夫を着実に進めていくべきだと、都の対応を求めました。都の答弁では、現在、事業中の重点地区・19地区のうち9地区で暫定貯留を実施しており、今後、第二立会川幹線や蛇崩川幹線などにおいて、事業の進捗に合わせて暫定貯留の容量を拡大し、浸水被害の早期軽減に取り組んでいくということであります。

都の答弁における第二立会川幹線の現在の状況と今後の対応についてご説明ください。また、都の対応と併せて、品川区が行う対応が非常に大事かと思っております。特に立会川の氾濫におきましては、橋のあるところで水が跳ね上がったためと認識していますが、都が進める貯留の拡大を待ってはいられません。今後、大雨が降った場合に備えて早急の対応が必要と考えますが、見解を伺います。

○羽鳥防災課長 私からは、最初の質問のハザードマップに今回の被害状況を落とし込むところについてお答えさせていただきます。

現在の品川区防災地図の中の浸水ハザードマップでございますけれども、こちらにおいても、平成元年や平成11年などの浸水実績という形で、青い枠で浸水の被害があったところをお示ししているところでございます。また、ホームページでは丁目別に過去の浸水実績を表として一覧でお出ししております。

す。現在も、9月11日の被害については丁目ごとにまとめているところでございます。今後、防災地図のリニューアルの際には、その地域をお示しできるような対応を検討してまいりたいと考えてございます。

○関根河川下水道課長 私からは、第二立会川幹線および、区でできる対策についてお答えさせていただきます。

まず、第二立会川幹線でございますが、こちらは、既存の下水道施設の能力不足を補うため、中延五丁目から下水道局の勝島ポンプ所へ至る延長約4キロメートルの下水道幹線でございます。トンネル自体は完成しておりますが、現在、マンホールを整備中とのことで、現時点では一部区間において、暫定的に貯留施設として利用されているところでございます。

また、今後の予定でございますが、先ほど委員からもお話をございましたが、下水道幹線など規模の大きな施設整備には時間を要するため、整備効果を早期に発揮させる工夫を行うことが重要であるという認識の下、第二立会川幹線につきましては、既に暫定的に貯留施設として利用されているところ、今後の事業の進捗に合わせて暫定貯留の容量を拡大し、浸水被害の早期軽減に向けて取り組んでいくと、東京都下水道局から聞いてございます。これにより、現在でも浸水被害を軽減させることができるものと認識してございます。

また、区でできる対策といたしましては、これまで話題にも出ておりますが、やはり防水板の設置助成等がございますので、こうしたものを併せて申請に備えていただくということが重要なと認識してございます。

○新妻委員 橋のあるところの跳ね上がり対策についてはどうお考えか、改めてお聞きいたします。また、120ミリという、今回は大変大きな短時間での大雨がありました。これに対応し得る対策が求められておりますので、強化をお願いしたいと思います。

○関根河川下水道課長 私からは2点、ご質問にお答えいたします。

まず、橋のたもとからの跳ね返りというところでございますが、区の中でも今回の豪雨では、やはり橋にぶつかった河川の水が跳ね返って、道路等に溢水するということも確認してございます。立会川におきましては、暫定的な高潮対策として溢水防止板というものを護岸の上に設けてございます。こちらは高潮対策ではございますが、今回の豪雨でも河川からの溢水防止に一定の役割を果たしたものと認識してございます。このため、橋のたもとにおきましては、具体的な設置場所や方法等を検討の上、溢水防止板の高さを上げて設置してまいります。

また、今回の120ミリの降雨に対応するというところでございますけれども、やはり現在、東京都の豪雨対策基本方針では、気候変動による降雨量の増加を踏まえまして、1時間に85ミリの降雨に対して浸水被害を防止するという目標を立てているところでございます。それに対して、今回1時間120ミリということでございましたので、やはりインフラ整備だけではなく、先ほど申しましたような自助等も含めた備えをしていただくということが必要なと認識しているところでございます。

○新妻委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、しながわ防災学校の運営面に関連いたしまして、防災士の資格取得支援の拡大、また防災士の品川区での自主組織の体制についてお伺いしてまいります。

しながわ防災学校は品川区の大きな特徴でありまして、ここで学んだ方の多くが防災力向上に取り組んでいくという仕組みであります。数を確認してみると、令和6年度は2,568名が参加しております、これだけの方が意識を持っているということが、大きな力となっていくと思っております。

一方で、今年度、防災士の資格を取得したい区内の学生を対象に費用助成が始まっていますが、まずこの実績をお伺いいたします。さらに、これは今、学生という限定でありますけれども、防災学校を受けた方たちの次のステップアップの場として、ここを活用するべきだと考えます。対象の拡大を求めるますが、見解を伺います。

また、さらに品川区では残念ながら、品川区の防災士の方たちだけの集まりの仕組みがまだありません。品川区では現在、697名が防災士を取得しているということがホームページ上には出ておりましたが、この防災士の方を集める取組を、品川区が主導してやっていただきたいと思いますが、見解を伺います。

○羽鳥防災課長 防災士についてのご質問に回答させていただきます。

まず、実績でございます。今年度、4月1日から募集を開始いたしまして、途中、追加募集もありましたが、10名の枠のところ、実績としては6名という状況でございます。募集する中で、やはり25歳を超える年齢の方からもぜひ取得したいという声も頂いております。そういう声も踏まえまして、今後、対象の拡大については検討を進めてまいりたいと考えてございます。

組織についてでございます。大田区や目黒区では、それぞれ防災士会というものがございます。今回、区の取組を踏まえまして、一定のネットワークができると思います。そういうつながりにも努めていきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 363ページ、住宅・建築物耐震化支援事業、345ページ、治水対策推進助成事業についてお伺いさせていただきます。

まず初めに、363ページ、住宅・建築物耐震化支援事業に関する質問がございましたけれども、「品川シェルター」についてお尋ねさせていただきます。

「品川シェルター」は、平成20年に、区と区内建築関係団体、日本大学理工学部が共同開発して以降、区独自の耐震シェルターということで、これまで「品川シェルター」に取り組んでいただいております。当初予算ですと、「品川シェルター」は2件100万円ということなのですけれども、決算書には、「品川シェルター」というものが、私が見る限り存在していなかったので、その辺についてもお尋ねさせていただきたいと思います。件数と一緒にお願いいたします。

○森建築課長 昨年度助成件数はゼロでございましたので、決算がない状態でございます。

○高橋（伸）委員 分かりました。ありがとうございます。これもまた継続してやっていくと私は思っておりますが、やはりこれは、何というのですか、年齢と所得制限が廃止になって、より年齢に関係なく、所得制限に関係なく、「品川シェルター」ができると思うのですが、やはりこれは、6畳という決まった中でやっていくというのは、啓発も含めて、いろいろとご苦労があるかと思うのです。平成24年1月に「品川シェルター」設置マニュアル技術講習会というのがあったと思うのですけれども、この講習会というのは継続的にやっておられることなのですか。教えてください。

○森建築課長 ある程度、技術者が増えてまいりましたので、今は継続して行っていないはずでございます。

○高橋（伸）委員 住宅まつりやエコルとごしでも「品川シェルター」を取り上げていろいろやってもらっているのは私も認識しています。これは、区と、あと建築士事務所協会が窓口になっています。建築士事務所協会は建築士事務所協会でやっていただいているのですけれども、やはりこれは、町場に根づいている建設組合の3団体に、改めて啓発していく。工務店の親方、社長に対してやっていくとい

うのが、一番、施主と密接しているので、これは要望なのですけれども、ぜひやっていただきたいと思います。

あと、これは款が違うのですけれども、ぜひこれは、エコルとごとも、継続していろいろ共有していただきてやっていただきたいと思います。これから啓発・広報活動について、より強く強化してもらいたいのですけれども、その辺についてお伺いさせていただきます。

○森建築課長 委員ご案内のとおり、様々な機会を捉えまして、「品川シェルター」についてしっかりPRしていきたいと考えてございます。

○高橋（伸）委員 よろしくお願ひします。

続いて、345ページ、治水対策推進助成事業についてお伺いさせていただきます。

品川区総合治水対策推進計画が本年の9月に改定されました。これは流域対策で、今まで改定前は、雨水貯留浸透施設の設置、あと雨水浸透施設等の設置助成が書いてありました。それで、新たな取組が追加されたということなのですけれども、新たな取組というのを教えていただきたいと思います。

○関根河川下水道課長 品川区総合治水対策推進計画に関するお尋ねでございます。

委員ご指摘のとおり、本年9月に品川区総合治水対策推進計画を改定させていただきました。その中で、今回の改定として、流域対策の強化を挙げてございます。具体的には、新たな取組としまして、グリーンインフラの活用および流域対策等の広報強化を挙げさせていただいております。

具体的な内容でございますが、民間開発におけるグリーンインフラの導入促進や、公共用地におけるグリーンインフラの整備促進、また機運醸成に向けた広報の充実等を予定しております。

○高橋（伸）委員 そこで、雨水利用タンク設置助成等について、お尋ねさせていただきます。

まず最初に、この呼び方。私は建築にも携わっているので「ウスイ」利用タンクと言いますが、「アマミズ」と言う委員もいらっしゃるのです。日本語として「ウスイ」が正しいと私は思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○関根河川下水道課長 私ども助成制度のご案内のチラシの中には、振り仮名として「ウスイ」利用タンクと振り仮名を振らせていただいております。

○高橋（伸）委員 確認させていただきました。

それで、雨水利用タンク設置ほか等の執行率が42.7%なのです。今回の9月の大雨によって、雨水タンクというのは利用価値がすごくあると思うのです。その辺は、エコルとごしなどでも一時、展示などがあったのですけれども、もっとこれも広報の強化をしていかなければいけない。そして、防水板の設置工事の助成という意味合いで言うと、申請の書類の簡素化を、これは非常に見直したほうがいいと私は思うのです。それで、助成制度の積極的な広報が、この簡略化によってできると思うのですけれども、その辺についてお伺いさせてください。

○関根河川下水道課長 まず周知という点でございます。これまで委員におっしゃっていただいているエコルとごしで展示するといった取組はしてきているところでございますが、今後につきましては、やはりそれ以外の様々な媒体を活用して周知を図っていくことが必要と認識しておりますので、例えば動画を活用して、分かりやすく広報していくといったことも検討してまいりたいと考えてございます。

それから、もう一点、ご質問いただきました申請の簡略化につきましては、やはりどういったところに設置できるかといったものを確認する書類自体は、一定、必要になります。改めて確認いたしまして、必要な書類のみを提出いただくといった形で再度精査したいと考えてございます。

○高橋（伸）委員 防水板なのですけれども、防水板の設置となると、費用的に結構かかる。助成も

分かるのですが、いいことだとは分かっているのですけれども、防水板というのは、なかなか、どうなのかなと私は思っているのです。今回の大雨で、旗の台地区も半地下が結構、水没してしまって、そういうところは防水板がすごく有効だと思うのですけれども、一番いいのは土のうだと私は思っているのです。簡単にではないのだけれども、もう少し取り付けやすく、何かもっとほかに有効的な防水板があるのかなと私は思うのですけれども、その辺についてお尋ねさせていただきたいです。

○関根河川下水道課長 防災板にも様々なタイプがございまして、例えば簡易的なものですが、先ほども少しありましたが、マグネットでぺたっと貼るようなタイプのもの等もございますので、区民の方にご相談いただければ、そういうものを含めてご案内できるかと考えております。

○石田（秀）委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 345ページ、浸水対策事業に関連して、水害対策について伺いたいと思います。

今回の水害対応では、皆さんからも感謝の言葉が様々出されましたけれども、災害ごみの収集を、事業所も含めて、また家電も含めて、無料ですぐに対応していただいたということで、地域の方からは本当にありがとうございましたという声をたくさん頂きました。大量のごみが出たけれども、何度もきれいに持つていっていただいて、疲れ果てて片づけをしているときに、また頑張って片づけようという意欲にもつながったという声もお聞きしました。また、ホームページも何度も更新していただいて、事業所への省エネ、冷蔵庫などの使える制度のご紹介もしていただき、それをお知らせすることができました。これは本当に、区の対応がよかったですと思っているところです。

それで、今回は1,000件を超える浸水被害が出たわけですけれども、被害の実態調査をどういうふうにされているのか。まず伺いたいのですけれども、1件の浸水被害の連絡があったら、ワンブロック、近隣を軒並み調査するということで伺ったのですけれども、その調査の仕方というか、統一したマニュアルなどがあるのか、お聞かせください。

地域を私たちが回ったときに、二十センチ、三十センチ、浸水しているようなお店でも、自分のところで何とか片づけができたので、区には全く、全然報告はしていませんというおうちだったり、住宅でも、トイレからあふれて浸水したけれども、何とか片づけたので報告していませんというおうちもあったのです。そういうところでどのような調査がされているのか。実態をつかまないと対策にもつながらないと思うので、実態をつかむというところではどうされているのか伺いたいと思います。

○森道路課長 9月11日の雨につきましては、防災課以外の課で構成しております土木部というところで中心になって実態調査等をさせていただきました。浸水被害があったというお声を頂いた際には、その街区であったり、道路を挟んで反対側の街区であったりに伺いました。これは何か特別なマニュアルで決めがあってやっているということではございませんけれども、今までの経験上、浸水被害があつただろうというところを、こちらで調査員に指示して、現地に行って一軒一軒、確認させていただいた。いらっしゃらないところには手紙を入れさせていただいて、後でご連絡を頂くというような形でやりました。実際にしている調査員を見かけて、「こちらも浸水があった」というようなお声をかけていただいて、追加で調査したということもございました。

○鈴木委員 留守のところに手紙を入れておいていただいたというのも、「こういう対応までしていただいてすごいよね」というお話を伺いました。そういう中で、先ほどの質疑でもありましたが、被害の浸水実績図というのもこれから作られるということで、実態というのは見えてくるのかなと思います。

これからは本当に気候危機というか、温暖化がさらに進み、深刻になってくると思いますので、ゲリラ豪雨や線状降水帯などの水害というのは、まだまだ起こることが考えられるわけです。そういう中

で、インフラ・ハード面の治水対策というのが求められると思うのですけれども、これはどういうふうに検討されるのかということを伺いたいと思います。

例えば、私は中延・旗の台の地域なのですけれども、ここでは平成11・12年にすごい浸水被害がありまして、その後、第二立会川幹線を荏原町公園まで延伸していただき、また昭和通りまで中延増補管というもので直径2メートルの増補管を造っていただきて、その後、随分、こういった被害がほとんどなくて安心していたのですけれども、今回の水害はそれ以来という状況になりました。

でも、昭和通りで中延の増補管は止まっているのですけれども、そこでグレーチングから3メートル以上の、電線に届くぐらいの高さの水が吹き上げたのです。それで、その水が前の家にも入ってきてしまって浸水被害になるという状況がありました。あと2000年のときに全く被害に遭わなかつたという旗の台二丁目・三丁目あたりで、大きな浸水被害が起こっているのです。そういう地域について、これから対応・検討というのはどのようにされるのか。

また、私は地域の方々から、これからも本当にこういうのは起こるだろうから、何とか対策を取ってほしい、してほしいという要望をたくさん頂いていますので、地域の方から相談に乗ってほしいと言われたときには、河川下水道課としてもぜひ対応していただきたいと思うのですけれども、その点も併せてお伺いさせてください。

○関根河川下水道課長 インフラ整備の考え方でございますけれども、河川整備あるいは下水道整備につきましては、東京都が主体となって整備しているところでございます。考え方といたしましては、東京都豪雨対策基本方針というものがございまして、こちらに基づきまして、1時間85ミリの降雨に対して浸水害を防止するべく、インフラ整備等を進めていくという考え方になってございます。

また、委員からご指摘ありました、中延の周辺につきましてでございますけれども、こちらにつきましても重点地区ということで、立会川周辺での下水道工事が進められているところでございまして、先ほども少し申し上げたところではございますが、第二立会川幹線の暫定貯留容量を拡大すると東京都から聞いておりますので、現在よりも浸水被害は軽減されていくものと認識しているものでございます。

また、今後の要望等につきましては、具体的にございましたら、河川下水道課でお聞きした上で、必要に応じて東京都とも連携してまいります。

○鈴木委員 東京都の事業ということですけれども、実際に前の被害のときも、品川区から東京都に、具体的にこういうふうにしてほしいという要望書を上げるというふうなことがされてきました。例えば第二立会川幹線の荏原町公園までの延伸などは、区から要望書を上げていただきて実現したこともあります。実際の状況は、品川区が一番つかんでいるわけですから、ぜひ品川区の実態を伝えながら具体的なところも要望するという形でお願いしたいと思っています。

それから、前の被害が起ったときも、地域の中で下水道がどんな構造になっているのかも調べながら、みんなで請願の項目をつくるということをしてきました。下水道がどんな構造になっているのかということについて、ぜひ資料を提供していただきたいと思うのですけれども、その点もお聞かせください。

それからもう一つ、見舞金についてなのですけれども、駐車場でも半地下の駐車場、中延でも半地下になったところは2メートルぐらい浸水してしまって、シャッターも閉まるので倉庫みたいにしていただけますけれども、そこに置いておいたバイクから電動自転車からストーブから管楽器から、様々なものが全部浸水して、すごく駄目になってしまったというのもありますし、また事業所でも、どこでもかなりの大きな被害になっているのです。そういう点では、ぜひ見舞金については増額していただきたい

ということで要望もしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○関根河川下水道課長 私からは、下水の構造を調べる資料提供というところにお答えさせていただきます。

下水道の、どこにどういった大きさのものがどういう深さで入っているかというのは、実はインターネットでも公開されております。インターネットのどこに載っているかというところは、ご案内できるかと考えております。

○星災害対策担当課長 私からは見舞金についてお答えさせていただきます。

半地下の駐車場の被害等では、実際に現場に行って、生活用品等、被害に遭われたご家庭に関しましては、確認して支給の判断をしているところです。事業所につきましても……。〔時間切れにより答弁なし〕

○石田（秀）委員長 次に、せお委員。

○せお委員 341ページ、道路改良費と、361ページ、公共施設緑化事業から中原児童センターについて、367ページ、住環境改善促進事業についてお聞きします。

まず中原児童センターなのですけれども、設計や道路のところなので土木費で質問します。令和4年度の基本実施設計のときに私は気づかず、指摘せずに完成まで至ってしまったことは本当に反省しているところなのですけれども、今後に向けて提案させていただきます。

委員長に許可を得まして、写真を提示します。この写真は私が撮ったものです。これは桐ヶ谷通り沿いにあります中原児童センターです。桐ヶ谷通りは、以前から私も申し上げているとおり、歩道と車道が、段差によって分かれていますの、ガードレールはほかの場所に1か所しかなくて、さらに歩道が狭いため、歩行者同士、すれ違うのも困難です。すれ違う際にどちらかが車道にぽんと降りたりするのは、もう少くありません。さらに言いますと、この写真でも分かるのですけれども、電柱がかなりの存在感。そして、バス停もあります。

この中原児童センターで言いますと、以前と同様、歩行者の逃げ場がない状態です。まず、施設の前には3本の電柱がありますけれども、こちらを移動させることを検討されたのか。検討されたなら、その検討結果はどうだったのか、教えてください。

○高梨都市計画課長 当該施設につきましては、開発環境指導要綱の協議を都市計画課で受け付けておりますので、私から回答させていただきます。

当該電柱につきましては、施設建設所管課で内部への移設について検討させていただいたところ、なかなか敷地に限りがありまして、中には下水道や電気等の引込みの線があって、どうしても電柱を敷地内に移動することは難しかったということで、報告を受けているところでございます。

○せお委員 地域住民なども考慮しなくてはいけないという点もありますでしょうし、課題はあります。でも、無電柱化したいな、もう進めたいなというのは、本当に思っているところで、これは別の機会にお伝えします。

歩道と駐輪場の間にある植栽なのですけれども、緑化活動の目的や割合というのはもちろん理解していますし、重要なのですけれども、場所の検討はされたのでしょうか。

そして、次の写真を提示します。写真にあるように、日時によっては自転車もあふれていて、歩道までは来ていないのですけれども、ずらせる場所がないという状況です。こういった地域の課題などを、基本設計・実施設計で議論できる場はあったのか。なければ今後、議論ができる場を構築していただきたいのですが、見解を伺います。

○高梨都市計画課長 こちらも要綱の協議の中で話をさせていただいておりますけれども、やはり以前は敷地ぎりぎりまで塀やフェンスがあって、全人が逃げるような隙間がない。バス停の前でも待つスペースがないというような状況でございました。今後の計画では、どうしても敷地の関係上、歩道状空地を十分に取るというところは難しかったといったところでございますけれども、バス停の前に、バス待ちスペースということで、植栽をまたいでという部分もあろうかと思いますけれども、そちらを確保するというところで計画していただいているところでございます。

ただ、今、委員からご提示いただいた写真でもお分かりのとおり、なかなか運用の中では、十分にバス待ちスペースが機能しているということは言えないというような状況であると思いますので、こちらは、要綱協議をさせていただいた本課から、今運営している所管にしっかりと、バス待ちスペースが運用できるように維持管理・運用していただきたい旨を申し上げて、適正な運用ができるように努めてまいります。

○せお委員 ゼひ検討をお願いします。課題が解決できないところは、区道など、ほかにも多くあると思うのですけれども、施設整備の観点から、地域課題等がある場合には、ゼひ十分な議論を行ってから進めていただきたいと要望させていただきます。

次に、住環境改善促進事業から、主に住宅改善工事助成事業ですけれども、令和6年度の実績と推移、増減のところを教えていただければと思います。

○川原住宅課長 住環境改善事業の増減と推移というご質問でございます。

まず件数につきましては、住宅改善工事助成事業は、昨年度実績で、一般住宅、区民の方と、マンション、共同住宅とを合わせまして、実件数で202件、工事を受けているところでございます。助成額で申し上げますと、助成額は5,500万円余となってございます。

今年度の推移としては、前年度と同様の推移の件数というところで、金額も含めて、若干金額は微減という形にはなっていますが、動いているところでございます。

○せお委員 突然聞いてすみません。ニーズはあるのかなというのは確認できました。

住宅改善工事助成事業のほかにも、住宅の改善関連で、地域活動課の住まいの防犯対策補助金交付制度、環境課のしながわゼロカーボンアクション助成、建築課の耐震化支援事業、公園課の緑豊かな街づくり助成、河川下水道課の雨水利用タンク設置助成等、ほかにも様々補助金があります。私が調べたところ、近隣区にはこれほどの規模はないので、本当にありがたい限りなのですけれども、それぞれ目的が違うから助成金が違う、助成金も担当課も違うというところを私は理解しているのですけれども、区民からすると、もう「住宅のリフォーム」で一くくりだと思うのです。そういったお声も区民から頂いております。

住宅の改善関連で、パンフレットなどでまとめられないでしょうか。さらに現在、問合せには一般職の方が対応していると伺っています。住まいの総合相談窓口「あんしん住まいの相談デスク」もありますけれども、ここは住まいの確保の相談のみかなと理解しています。住宅改善全般を、プロに気軽に電話相談できる仕組みも欲しいのですが、こちらの見解を伺います。

○川原住宅課長 先ほどの初めの質問のところで、住宅改善工事の助成事業の件数は、昨年度297件でございました。今年度は今202件というところでございます。失礼いたしました。

そして、今の住まいの窓口の一本化というところと、電話相談等に応じられるかというご要望に関しましては、耐震化促進協議会3団体、建設組合3団体と、あと建築士事務所協会との協力の下に、細かい有識者の求めに基づいた住宅相談会等は行っていただいているところでございます。

現状、委員がご指摘のとおり、対面での月1回のご相談会という形のみになりますので、区民の利便性の向上という観点からできる手法については、引き続き協議していきたいと思います。電話相談についても、今、実は事務所そのものが設置がないという形でございます。電話等もない状態でございますが、できる手法については引き続き検討してまいりたいと思います。

そして、住まいの相談の窓口の一本化というところは、住宅課は非常に、いろいろな住まいというところに応じて、様々な助成の知識を得る必要がありますので、引き続き、関連して知識を得た、確実な知識でご案内できるように努めてまいりたいと思います。

そして、パンフレット等については、今後の検討として、各課のパンフレット等も見ていきたいと考えております。

○せお委員 ぜひ検討をお願いします。

最後に要望だけさせていただきます。昨日お話しした、子どもの事故予防のための補助錠は、集合住宅の方にも届くような補助を、各課連携してぜひ検討していただきたいと要望します。さらに住宅課でも、マンションの建て替えや修繕への支援というところで、ホームページで東京都の「東京こどもすくすく住宅認定制度」のご紹介などされているのですけれども、こちらも多くの方に届くような総合的な情報発信をお願いしたいと思います。

では、そこだけご答弁をお願いします。

○川原住宅課長 すぐさま制度については、住宅課のマンション支援のホームページにも公開しているところでございます。また、住まいの冊子は今、全体にまとめたものご用意がございます。大変失礼いたしました。

○石田（秀）委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 369ページ、防災対策総合推進費に関わって、キッチンカーおよび避難所での炊き出し、学校給食室を伺います。

品川区は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の協定を結びました。改めて歓迎したいと思いますが、これはあくまでスタートラインだと思っています。実効性を高めるために、事業者とよく協議して、運用計画の作成と訓練の実施を求めるが、いかがでしょうか。

また、品川区ホームページには、「災害によるライフラインの停止時には、迅速かつ衛生的に食事を届けることはもちろん、温かい食事の提供が、避難生活の質の確保や心身の健康維持において重要な要素」とあります。この「重要な要素」とは、品川区の認識でよいのか伺います。

○遠藤防災体制整備担当課長 ただいま、委員から2点ご質問がございました。

まず、事業者との連携です。区では、災害時協力協定を締結しております、キッチンカーのプラットフォームを構築している団体と、災害時におけるキッチンカーの運用について検討を進めております。事業者と区との連携体制や衛生管理、食材と調理設備、輸送体制など、災害時における実効性のある取組について整理しているところでございます。今後は災害時に迅速な派遣を実現していくために、平時から連携を深め、運用要領の整備、キッチンカーの防災訓練等への派遣といったことも検討してまいります。

次に、重要な要素といったところについてですが、災害時の温かい食事は、胃腸の働きを活性化し、消化吸収を助けるほか、精神的な安らぎといったストレスの緩和、あるいは避難生活における食事の楽しみといったところも提供できる大切な給食活動であるものと考えております。委員からご指摘がありましたとおり、区としても、災害時の温かい食事の提供は、避難生活における重要な要素と認識してい

るところでございます。

○中塚委員 重要な要素ということで、実効性を高める様々な計画を進めていきたいということでした。

ぜひ基本的なことを、まず決めていく必要があると思いますが、具体的に何日目からキッチンカーが避難所に入るのか、避難所に入るキッチンカーについて、どのキッチンカーがどの学校に入るなどの配置指示について、誰が調整し、キッチンカーに伝えるのか、また1日何食分の提供を1台のキッチンカーに求めるのか、また1時間の間に何食分のペースということになるのか、基本的なことになるかと思いますけれども、ぜひそうしたところを協議して決めていっていただきたいのですけれども、現状はいかがでしょうか。

○遠藤防災体制整備担当課長 ただいま3点、ご質問があったかと思います。

まず、発災後何日目からキッチンカーが来るのかについてですが、キッチンカー団体と現在協議しておりますと、避難所の状況に見合った必要なキッチンカーの種類・台数といったところを確保していくというところで話を進めております。

キッチンカーは、被災していない地域から派遣されるといったところを想定してございます。出発地が品川区から遠ければ遠いほど、区内までの到着に時間がかかるといったところを想定しております。また、発災当初は、区内での食材や燃料の調達は難しいものと考えております。これも、キッチンカーの出発地で準備していただくところになりますので、準備・移動に一定の日数がかかってくるものと考えございます。また、どの学校に入るかなど、キッチンカーの配置指示につきましては、避難所の規模や人数、避難者の世代・属性などに応じたメニュー、あるいはキッチンカーの台数など、キッチンカー団体と区がニーズを把握して調整し、派遣するといった体制について、現在検討を進めております。

また、1日何食提供できるかといったご質問についてですが、調理する事業者の技量あるいはキッチンカーの規模といったところで提供できる能力が変わってくるというものと考えてございます。能登半島地震の事例ですと、派遣されたキッチンカーのうち、ふだん50食程度の準備しかしていない事業者が、災害時に300食を準備しようと調理したところ、食事が生焼けだった、あるいは準備に時間がかかり過ぎて提供できなかったといった問題が発生したということも聞いております。区としては、キッチンカー団体と連携しながら、各避難所に対応した安全な食事の供給体制を検討していきながら、災害時に温かくおいしい食事を提供できるように取り組んでまいります。

○中塚委員 ぜひ、キッチンカーの業界も既に経験を積んでおりますので、キッチンカー事業者とよく協議していただいて、事前に、どういうメニューにするのか、どういうふうに検討するのか、まずは基本的なところから、具体的に協議して決めておいていただきたいと要望したいと思います。

次に、学校避難所での炊き出しについて伺いたいと思います。なかなか炊き出しについても、すぐできるのかなというのが正直な気持ちですけれども、具体的に伺います。何日目から炊き出しを開始するのか、給食室の調味料や配膳用品を使うことができるのか、食材や飲料水の搬入はどこで何日目から始まるのか、伺いたいと思います。

○遠藤防災体制整備担当課長 避難所における炊き出しについてのご質問だと思います。

まず、何日目から炊き出しできるかというご質問についてですが、避難所運営マニュアルでは、72時間後からの活動を計画してございます。やはり過去の事例から、発災直後の72時間は被災地が混乱しているという状況も鑑みまして、まずは備蓄品の食料を活用していただき、その後、炊き出しに移つていただくということを考えてございます。

給食室の利用につきましては、避難所運営マニュアルで位置づけておりますとおり、給食室の避難者による立入りは原則禁止することとしておりますので、極力、給食室には立ち入らないといったところを考えてございます。炊き出しの際に、調味料や配膳用品が必要ということになりましたら、まずは、備蓄しているもののほかに不足するものに関しましては、国や都、協定先の事業者などと調整しまして、調味料や使い捨ての食器などを調達できるように検討してまいります。

次に、食材や水の搬入についてです。食材の搬入についてですが、区民避難所の運営で、避難者がご自宅などから持ち寄っていただくといったことのほか、区からは災害協力協定を締結している商店街あるいはスーパーなどといったところの事業者に依頼するといったところで、炊き出しに必要な食材を調達していくといったことを考えてございます。また、これに関しましても、東京都や国に対して物資の依頼をするということも考えてございます。水につきましては、区内50か所の区民避難所に応急給水栓がございますので、こちらは避難所開設後に速やかに活用していただけます。

○中塚委員 今、基本的なことを伺いましたけれども、正直、72時間後に学校避難所で炊き出しができるというのは、やはり十分な計画と訓練がなければ、そのように進まないと思います。様々な避難所を見ても、そこがなかなかうまくいっていないという現状もありますので、ぜひ基本的なことをまず決めたうえでの、訓練の実施を強く要望したいと思います。

1点、食料のことですけれども、先ほど、住民が自宅から調達して商店街の方々の協力等ということで説明がありましたが、災害本部として、例えば一定の食材を避難所に搬入するということはできないのか、その点を伺いたいと思います。

また、炊き出しを想定すると、飲食店だと当然、料理長がいて、ホールのサービス責任者がいて、二人三脚でお店を回すわけですから、炊き出しに関しても、やはりそういう責任者を決めておく、日常的に顔がつながる関係をつくっていく、訓練をする、地域の様々な飲食店の協力も得るなどなど、具体的に進めていくことがとても大切だと私は思います。その点はいかがでしょうか。まずは基本的な事柄をよく決めて、訓練の実施を重ねていく。こうした姿勢で取り組んでいただきたいと思いますが、それぞれ答弁ください。

○遠藤防災体制整備担当課長 まず食材に関しましては、災害対策本部で調達いたします。災害対策本部の中にございます指令情報部の物資調達課が物資を調達して、各区民避難所に輸送するといった指示をしていくことを計画してございます。

また、炊き出しのリーダー的な存在が必要ではないかといったご質問に関しましては、避難所運営マニュアルにおきましても、避難所運営組織の中で物資供給部という部門がございまして、こちらの部長がリーダーの代わりとなるということを考えてございます。

○石田（秀）委員長 次に、松永委員。

○松永委員 私からは、357ページの公園・児童遊園維持管理費について、359ページのおもてなしトイレ整備と、361ページの公衆便所費の整備について、時間がありましたら373ページの備蓄物資購入・管理費で、「東京とどまるマンション」について伺いたいと思います。

初めに、357ページの公園・児童遊園維持管理費について伺います。区民公園の喫煙所についてです。品川区は、令和7年7月1日から区内全域の道路・公園など公共の場所で、路上喫煙禁止条例施行されておりまして、原則的には公園や路上または児童遊園では撤去の方向に進んでいると考えられます。

今、区民公園の喫煙スペースにパーティションがあると思います。区民公園のバーベキュー場のところなのですけれども、現在封鎖中となっています。安全性や景観、また衛生上の問題から、今後どのよ

うな対応を品川区は考えているのか、お聞かせください。また以前、利用者や周辺の方々にご意見を伺って決めていくという説明があったのですが、その後の進捗状況について、併せて伺います。

○大友公園課長 しながわ区民公園の喫煙所につきましては、令和2年のコロナを機に閉鎖している状況となってございます。再開するか、喫煙所を撤去するかについてということで、利用者等々のご意見を踏まえて、公園課としての必要性を検討していたところではございますけれども、本年7月1日に条例が改正されまして、公共の場における喫煙に関する規制が強化されたところでございます。それに伴いまして、公園においても全面禁煙が基本となっているところでございます。そのため、閉鎖されている喫煙所につきましても撤去されるべきというところでございますけれども、地域に喫煙に関する課題があり、その解決のため、やむを得ない場合に限り、公園内においても指定喫煙所として、受動喫煙防止対策を講じた喫煙所を設置せざるを得ないというところも考えているところでございます。そのため、区民公園内の喫煙所につきましては、現在、地域活動課と、その必要性について慎重に検討しているというところでございます。

○松永委員 ぜひ地域の方のご意見を聞きながら進めさせていただきたい。私個人的には、また再開していただきたいと思っております。

また、例えば喫煙所の撤去後の喫煙行動の実態把握について幾つか質問させていただきたいと思います。本区内では、公園・児童遊園から喫煙所を撤去した後、今まで喫煙者としてそこをご利用されていた方について伺います。例えば今、文庫の森では、加熱式であれば吸えるような形になっております。それ以外の児童遊園、南大井にもあったのですが、その喫煙所が撤去されてから、いろいろなところで路上喫煙が見受けられる状況です。こうした状況について品川区は把握されているのか。その後の対応策、例えば看板設置というか、「ここは喫煙禁止」という看板を貼ってもらっているのですけれども、あまり効果がないのです。今後、こうした方々に対しての注意というか監視はどのように行われる予定でしょうか。

○大友公園課長 喫煙所の撤去につきまして、公園内で順次進めていって、ほぼ、もうないような状況になっているところでございます。

文庫の森につきましては、今、電子たばこ専用という形で、パーティションを設けて設置しているところでございます。こちらにつきましては、今年度中に、受動喫煙の防止をより一層図るというところ、また紙巻きたばこも吸えるというところの整備を、地域課題の解決のために実施し、コンテナ型の喫煙所を整備するという予定でございます。

また、喫煙所を撤去した後の利用者の行動把握につきまして、喫煙所を撤去したことによる利用者からの声は意外に入ってきていないという状況になります。今まで吸っていた人からの声はほぼ入ってこないという状況ではあるのですけれども、実際に吸われているというような、現状も、撤去した後も、まだ吸っているぞという声を広く頂いているところはあります。そのような公園につきましては、先ほど委員からもお話がありましたような看板の設置をまずさせていただいています。また声がなくても、巡回でたばこの吸い殻等々を見つけたところについては、看板の設置をしているところでございます。また、状況によって巡回しておりますと、特に声が入るところにおきましては、昼夜の時間帯などを指定して声を頂く機会が多いところがありますので、巡回の中で声かけをさせていただいているというところの現状がございます。

○松永委員 喫煙される方からの意見が来ていないというお話をしました。肩身の狭い環境になっておりますので、多分来ていないのだろうなと思っておりますけれども、心の中では、恐らくつくってほしい

とか、そうしたところも考慮して、また多分、意見等が来た場合、ぜひしっかりと対応していただければと思います。

続きまして、359ページのおもてなしトイレの整備と、361ページの公衆便所の整備について伺いたいと思います。

初めに、おもてなしトイレから伺いたいと思います。こちらは外国人観光客の利用を想定し、洋式化を進められた公衆トイレのことと認識しております。これは今、本区内で5か所か6か所だったような気がしますが、昨年度の予算を拝見したところ、洋便器化の工事が約1,684万円、そして、洋式化の設計委託に231万円という予算がつけられております。この内訳というのはどういったものなのか。いわゆる公衆便所のほうだと、小破損ということで、壊れた部分を直すなどということが書いてあるのですが、こちらには書いていないので、どういった形になっているのかお知らせください。

○大友公園課長　　おもてなしトイレの整備ということで、洋便器化を平成29年度から順次進めているところでございます。対象公園129か所を対象といたしまして、令和7年度末になりますけれども、115か所を完了予定で進めているところでございます。こちらは令和6年度の予算の中でお伝えさせていただきました8か所の設計工事を実施したというところでございます。

○松永委員　　一応、おもてなしトイレが品川区内に何か所あるのかという形だったのですけれども、大丈夫です。

その中で何が言いたいかというと、おもてなしトイレと公衆便所の違いというのは、どういうものなのかということで、質問を持っていきたかったのです。その中で、まず公衆便所についてなのですけれども、まだ、いわゆる和式のところが多数あって、例えば戸越公園だと、パーテイション、要するに男女が分かれていらないようなところや、大井海岸公園では、ステンレスですぐもう丸見えのような状態のところなどもあるのですけれども、そうしたところをどんどん変えて、洋式化を進めておられるかと思うのです。まず、おもてなしトイレと公衆便所の違いはどういったところなのかをお知らせいただければと思います。

○大友公園課長　　おもてなしトイレは、品川区の観光振興や福祉のまちづくりを推進するために、区内の公衆便所や公園便所、児童遊園の便所を、国内外の観光客や高齢者も安心して使えるようにという目的で洋便器化を図っているものでございます。

公衆便所とおもてなしトイレとの違いなのですけれども、公園便所、公衆便所、全てを洋便器化することで、おもてなしトイレという形で事業を進めているところでございます。

○松永委員　　今の説明でよく分かると思うのですけれども、わざわざ決算書に分けて記載があるので、セットにしてもいいのではないかとは思います。一応、内容を聞くと、やはり同じことですよね。誰もが使いやすいようなトイレにしていただくということで、和式から洋式に変えるという内容です。私からも以前、公衆便所という言い方を公衆トイレに変えてはどうかと提案したのですが、今後、もし本区として、おもてなしトイレと公衆便所が一緒になった場合、一緒に検討していただくような形であれば、品川区版の何か名称をつくってみてはいかがでしょうか。例えば「品川憩いトイレ」とか、そうした名称も含めてご検討いただければと思うのですが、まず品川区が、おもてなしトイレと公衆便所を一緒にするかどうかということを伺いたいと思います。

○大友公園課長　　おもてなしトイレの整備におきましては、公衆便所、また、公園便所を全て含んで包括しているものでございますので、こちらは一緒に事業を分けず、進めていきたいと考えているところでございます。

○松永委員　　ぜひ今後、そうしたところも含めてご検討いただければと思います。

最後に、まだ時間がありますので伺いたいと思います。備蓄・物資購入管理費で、倉庫や備蓄の補助について伺いたいと思います。

まずは、品川区のマンション防災対策の現状と課題について伺います。首都直下型地震等の大規模災害に備え、品川区では、マンション防災アドバイザー派遣事業や、エレベーター用防災チェアの無償配布など、独自のマンション防災対策に取り組まれております。これらの事業の実施状況と、現時点での区内マンション防災における最も大きな課題というのは、どのようなことだと認識しておられるでしょうか。

○羽鳥防災課長　　マンション防災についてお答えさせていただきます。

先ほど委員からもご案内がありましたけれども、マンション防災について、エレベーター用防災チェアの配布や、アドバイザー派遣を実施してございます。

エレベーター用防災チェアにつきましては、先ほどもご説明いたしましたとおりです。令和6年度は340台、今年度は9月1日時点で100台という状況でございます。アドバイザー派遣につきましては、令和6年度で、講演の件数が6件、訓練の件数が11件、ご相談だけですと32件という状況でございます。令和7年度9月1日現在は、講演の件数が7件、訓練件数が2件、相談件数が11件という状況でございます。

続きまして、課題についてでございます。マンション防災につきましては、それぞれマンションの防災の対策について、レベル感があるという状況を把握してございます。そのため、今年度からは、支援の内容を3段階に分けて実施しているという状況でございます。まずは、イベント等で防災の啓発のブースを展示させていただいて、マンション防災についての情報発信をする。2つ目が、しながわ防災学校のマンション防災コースを受講させていただいて、より具体的な知識やスキルを身につけていただく。3つ目が、伴走型のマンション防災アドバイザー派遣ということで、1つ、今年度は1棟を対象としておりますが、そちらに対して専門家を派遣いたしまして、まず防災のマニュアルの作成などしています。その後、「東京とどまるマンション」へのつながりを実現したいと考えてございます。

○石田（秀）委員長　　会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後　0時02分休憩

○午後　1時00分再開

○石田（秀）委員長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。つる委員。

○つる委員　　339ページ、街路樹等維持管理委託、363ページ、私道整備事業について伺っています。

まず街路樹ですが、東京都のホームページにも紹介されていますけれども、いろいろ確認させていただきましたら奈良時代が最初ということなのです。当時、夏は日陰を旅人の休憩場所にして、実りの季節は食料にするのだという提案を受けて、当時の行政に当たる太政官符が759年に、畿内7道諸国は駅路の両辺にあまねく果樹を植えるべきことということで、制度化したことが始まりだったようです。そういう旅人の休憩場所、食料、奈良時代は、本当にそうした環境下にあったからというところであったわけありますけれども、街路樹の意味を改めて確認させていただきました。当時は食料という

部分もあったわけありますが、今、品川区だけではなくて自治体においては、おなかも大事なのですが、心を満たす存在です。めでるという意味では、品川区内の街路樹の中では、桜です。桜の本数が今どのくらいなのか、教えてください。

○森道路課長 街路樹の桜の本数でございますけれども、1,491本、割合でいきますと全体の36.7%が桜でございます。

○つる委員 年々というか、毎度伺わせていただいているのですが、年々増えている。桜を本当に増やしたい。駅から桜が見えるようにしたいということをずっと求めていたりでありますけれども、ぜひ引き続き、桜に限らずですが、これまでのとおりいろいろな草花が広がる品川区にしていただきたいと思います。

街路樹ですが、樹木というのは、道路法の中での附属物、「信号機などといったものと一緒にです」という扱いになっているので、いろいろなことがあったときには伐採したりというプライオリティーで対応されるという側面もあるのだと思うのです。猛暑が続いている中で、道路も五、六十度になっている。だけれども、樹木に覆われていることで、20度ぐらい、地表温度が変わらるのだというところ。品川区もいろいろな形で率を出していただいているのですが、樹冠被覆率というそうですけれども、これが30%ぐらいになると、熱中症で亡くなる方を4割ぐらい減らせるということで、世界のいろいろな医学の論文にも出されていることがあります。品川区の樹冠被覆率は今どのぐらいなのか。あと併せて伺いますが、品川区では、しながわお休み石を設置していただいている。道路状況にもよると思います。設置しやすいところと、なかなかというところはあると思うのですけれども、例えば既存の、しながわお休み石が置いてある近くに、当然、条件もいろいろあるのだと思うのですが、例えば今申し上げたような地表温度を下げる効果というところも含めて、憩いなどという視点も含めて、ちょうど木陰になるように植栽していくなどという工夫や、将来伸びたときにそういうふうになっていくのだというような工夫についても、併せて見解を教えてください。

○大友公園課長 街路樹というところではないのですけれども、区内の全体の緑の中の樹冠というところについてお答えさせていただきたいと思います。

こちらは緑の実態調査ということで、5年に1回調査を実施しているところでございまして、ちょうど今年度、実施したところでございます。〔同日後刻、「昨年度の実施でございました」と訂正あり〕その中におきまして、樹冠率とぴったり合致するかというところはあるのですけれども、樹木被覆値というものを確認してございます。この樹木被覆値というものは、樹冠投影部分の割合という形になりますので、この面積でよいかと思います。こちらについては、基本的に約10%程度が樹木被覆値になるというところでございます。

○森道路課長 樹木とおやすみ石をセットで木陰、憩いの場として作成するというご提案を頂きました。

おやすみ石の設置については、やはり道路上の必要な幅員を確保できているということが1つの目安でございます。ただ、委員がおっしゃられたような、木陰をつくって休んでもらうというところにつきましては、おやすみ石事業も樹木の管理事業も共通しているかなと思います。そういう候補があるかどうか、ご提案いただいた視点を基に検討していかなければと思います。

○大友公園課長 すみません。1点、修正させてください。今年度実施したとお伝えさせていただきましたが、昨年度の実施でございました。訂正させていただきます。

○つる委員 まず、樹冠被覆率ないし樹木被覆値は10%ということです。品川区においては30%

となると、どういう状況になるのかというのは別にして、これに限らず、様々な形で、土木工事における熱中症対策という意味で、そうした比率も上げていくことで、品川区全体で熱中症によって亡くなることを防ぐ。こうしたことに資する取組なのかなというところでは、おやすみ石との連携も含めて、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に行きます。私道整備事業に関連して、今回も委員からたくさん質問が出ています。9月11日に限らず、これまで品川区を襲った大雨・豪雨等による対応という視点で伺いたいと思います。

委員長の許可を頂いています。こちらの書籍をご覧ください。「水のない川 暗渠でたどる東京案内」です。この中に、戸越銀座をはじめとした、いろいろな品川区の地形のところがありました。歴史的なところも、これは歴史書を作る関係の出版社が作られているところもありますけれども、いろいろ改めて勉強になったなというところです。

先ほどハザードマップの話が様々出ていました。私も小山台というところに住んでいます。「台」の地域だけれども、状況によって物すごく冠水してしまう地域があるということ。これは、ハザードマップで詳細に、品川区では区民に既に伝えていると思います。そういったところも含めて、こういう地域に毛細血管のようにあって、かつ公共の用に供していただいている私道の状況によっても、当然、今回の排水能力、これが内水氾濫や地上排水能力などが変わると、様々なことが言われています。排水溝がどうだとか、いろいろな指摘があるわけですが、この私道をもっと強化させることで、毛細血管の部分の中の排水能力を上げていく。本管の排水能力をより相乗効果的にできるのではないかなど思つたりします。

これについては、2024年の予算委員会で塚本委員から要件の緩和などを提案させていただいているが、改めてここについて伺いたいと思います。私道に関する条例や施行規則を見ても、この私道はできます、できませんという、そこまでは書かれていない。逆に言うと、規定されていないから、ある程度の現場判断でアジャストてきて、プラスの場合もあるし、時にマイナスのときもあるという。下手に規定してしまうと、それに合う、合わないというのが出てきてしまうという部分も一方であるのかもしれません、明らかにこれは陥没しそうです、もう空洞が、中が見えているという局地的なところがある中で、対象ではないという判断が下されるケースが、このたびもありました。ここは、明らかに公共の用に供していただいている私道においては、この辺の緊急対応、また昨年、塚本委員からも提案させていただいたような要件緩和、あとは工事件数拡大など。こういった大雨のケースは来年もあるのではないかなどということも含めて、この辺の考え方を教えてください。

○森建築課長 今、委員からご指摘いただいた部分的な崩壊等なのですけれども、私道整備助成といったしましては、舗装や側溝の部分的な補修については対応できない状況になっております。理由につきましては、私道について現場確認はないことでございます。部分的に崩壊した場合等につきましては、基本的には持ち主の方が対応することになります。他区の状況でございますけれども、23区でいろいろ調べてみると、要件の中で、前回の助成から20年たっている、30年たっていることというような規定があるところもございます。品川区の場合は、全体的に老朽化していれば対象になりますので、年限的な規制は今は状態でございます。

○つる委員 各区の状況は特に伺っていないです。ほかがどうだからということではなくて、品川区民の命を守るために、しっかりこの辺の確認については、積極的に検討いただきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、345ページの雨水利用タンク設置助成等（グリーンインフラ）と、それか

ら335ページの交通安全啓発事業、自転車のルールの変更について伺います。

先ほど高橋伸明委員からもありましたけれども、グリーンインフラの事業です。雨水タンク助成がグリーンインフラ事業として位置づけられています。これについては、私はずっと評価しております、チラシも随分、改善されてきたなど評価しております。私がずっと求めてまいりました、河川の水質悪化防止、合流改善、それから災害時の備えとして、断水時にトイレ等の生活用水に活用できますということで、グリーンインフラも超えて機能があるということがうたわれているので、大変よくなつたと思いますが、残念ながら私は、このチラシは河川下水道課に行かないと手に入らない気がしているのです。地域センターや、そういうところには置かれているのでしょうか。やはり、河川下水道課に行く人というのは、失礼ながら限られるかなと思うのです。これを広げるためにはまずはチラシをいろいろなところに置く必要があると思うのですけれども、それについてはいかがでしょう。

それから、同じくグリーンインフラの事業として、総合治水対策推進計画改定の事業が掲載されています。私は、グリーンインフラは、今、様々な委員から質問として出ています、都会として水害を防ぐための重要な事業だと思っているのですけれども、次の改定された計画にはどのような事業が考えられているのか、その2点について伺います。

○関根河川下水道課長 2点のご質問にお答えいたします。

まず1点は、雨水利用タンク設置助成のチラシの配布についてでございます。委員がご指摘のとおり、現在、河川下水道課でチラシを配架しているのに加えまして、例えば10月に実施されております住宅まつりにおいて配布したり、2月にエコルとごしで助成制度の展示を実施したりしておりますので、そういったところでの配布あるいは展示等は行なっているところでございます。やはり今般の事象も受けまして、さらにあらゆるところで周知を図ってまいりたいと考えております。

また、2点目のご質問でございます。改定された総合治水対策推進計画におけるグリーンインフラというところでございますけれども、こちらは改定された計画の中では大きく3つ、グリーンインフラについては記載してございます。1つ目が、民間開発におけるグリーンインフラの導入を促進していくこと。2つ目が、公共用地においてグリーンインフラの整備を推進していくこと。3つ目といたしましては、グリーンインフラの機運醸成に向けて広報を充実させていくこと。この3つを記載してございます。

○吉田委員 ゼひ広報充実をしていっていただきたいと思います。

それから、これもかねてより申し上げていると思うのですけれども、一つ一つの家庭が雨水をためてそれを活用するというのもすごく大事なことだと思うのですけれども、いろいろな助成の中で、一定規模の建物を建てたときには、その水をきちんと何らかの形で活用するということがすごく重要なとあります。一つ一つの家庭でも、みんなが集まればすごい力になると思います。やはり大きな建物で、進めばいいかなと思うのです。大きな建物に対する助成制度はなかったように記憶しているのですけれども、間違いだったらごめんなさい。ないようでしたら、ゼひ助成を検討していただきたいと思います。学校によってはトイレの水として活用するということが実現しております、それもグリーンインフラの一つになるのではないかと思うのですが、残念ながらそういう視点での啓発は、学校ではありません見当たらないので、その点についても教えてください。

○関根河川下水道課長 大規模施設における雨水利用の助成についてでございます。河川下水道課で行っております雨水利用タンクの設置助成につきましては、区内に雨水利用タンクを設置する場合と規定してございますので、大規模な施設であっても、タンクの助成自体は受けられるという形になってございます。

それからもう一点、教育等につきましては、こちらは少し重複してしまいますけれども、エコルとごしで連携した展示等も行っておりますので、そうした機会を捉えて、様々な啓発にも取り組んでいきたいと考えてございます。

○吉田委員 グリーンインフラという意味で言えば、タンクだけでなく、決算書にも書いてありますけれども、マイガーデンなど、要は雨水を地面に浸透させるという事業については、それに資するものとしてグリーンインフラと理解しております。マイガーデン利用者の方にも、あなたたちがやっていることはこういう意義もあるのですよということを、ぜひ、これはまずお伝えして、それを理解していただいてマイガーデンの活用をしていただけるといいかなと思います。これは要望にとどめます。

それから、先ほど別の委員からもありましたけれども、335ページの交通安全啓発事業です。来年4月に道路交通法が大幅に変わるということで、もちろん車を利用される方にとっても結構大きな改定になると思うのですけれども、自転車を利用する方にとっては、なかなかそれを知る機会がないのではないかと思うのです。道路交通法の改正について非常に大きな改定になると思うので、どのように啓発しようとされているか、お考えを伺います。

○山下交通安全担当課長 来年4月1日から行われます法改正に関する啓発についてでございますが、現在、区におきましては、自転車等安全利用指導員を、6エリアに配置した上で指導・啓発を行っております。現場において、ルール違反している方には、法が変わるということをご案内できると思います。その他、SNSや、今後考えていますけれども、広報紙に法の改正についてのご案内をするといったことも検討しているところでございます。

また、各警察と連携して各種キャンペーン等も行っておりますので、そちらでしっかりと、区民が安心して安全に自転車を利用できるように、こちらも啓発は強化してまいりたいと考えるところでございます。

○吉田委員 本当に大きな改正になるので、ぜひ啓発を頑張っていただきたいのですが、かねてより気になっているのが、自転車に乗られる方が、お子さんたちは学校などで学ぶ機会があるのですけれども、大人はなかなか学ぶ機会がない。一生懸命、広報はされていると思うのですけれども、あまり車の免許更新みたいに、どうしてもここに行かなくてはいけないというような啓発の場がないことが大変気になっております。今まででも、本当にこの方たちがもっと交通ルールを知らないと危ないなという場面に、皆さんも何度も遭遇されているのではないかと思いますが、法が改定されるということになると、より一層、啓発が必要となると思います。何か、そういう場面をつくるとか、例えば学校での啓発についてPTAも必ず参加してくださいみたいなことは考えておられないのか。ちょっと、款をまたぐかもしれませんけれども、ぜひ連携していただきたいと思うのですけれども、その点についていかがでしよう。

○山下交通安全担当課長 幅広い世代に対する啓発というところでございますけれども、確かに運転免許を持っていない方、交通ルールを学んだことがないという方もいらっしゃるかもしれません、今回、法改正に伴いまして、違反の対象になりますのは16歳以上と定められております。この理由としては、一応、15歳まで義務教育の過程を終えた方は、基本的には一定の自転車ルールを学んだという認識の下、16歳以上と定めたと聞いているところでございます。なかなか、「習っていないです」、「忘れてしまった」などという方もいらっしゃいますので、先ほども答弁はさせていただいたのですが、特に30代・40代の方の、マナーが悪い、違反が多いというところもございますので、そういう方に対して積極的に広報できるように検討してまいりたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、澤田委員。

○澤田委員 本日は、371ページ、防災訓練経費についてお伺いします。

令和6年度は、地区総合防災訓練PLUS ONE 2024を試験的に行いました。令和5年度の地区防災訓練への参加人数が4,787人だったのに対し、令和6年度には6,589人と、参加人数が1,802人も増加しています。このことからも、この取組に効果があったことが分かりますが、区として成果を感じていることがあればお聞かせください。

○星災害対策担当課長 ご指摘のとおり、地区総合防災訓練PLUS ONE 2024につきましては、参加者数が増加し、特に、様々な年代の方に参加いただけたところ、今まで防災訓練に参加してこなかった方が増えたというところで、成果が出ていると感じているところです。

○澤田委員 今まで来ていなかった、なかなか来る機会がなかった方たちが多く参加されたとのことで、人数の増加が望めたということで、とてもすばらしいと思います。そのような中でも、多くの障害者団体の方たちからも、防災訓練に参加したいという要望を頂いておりまして、その中でも、防災訓練に参加していいのだろうか、どのように参加していいか分からない、受入れ態勢がないというようなお声も同時に頂戴しております。このことからも、障害者の皆さんのが訓練に参加できる機会というのはまだ少ないのかなと思います。区として課題だとお考えのことがありましたらお聞かせください。

○星災害対策担当課長 ご指摘のとおり、人数は増えておりますけれども、障害をお持ちの方の参加というのは若干少なく、様々な課題があると認識しております。特に障害は様々であります、訓練に参加いただくために、それぞれに適した配慮というところが必要であるというところを課題として認識しております。

○澤田委員 先日の豪雨災害のように、いつ起るか分からない災害に備えまして、健常者の皆さんのが日頃の防災訓練に参加するのはもちろん大切ですけれども、障害者の皆さんにとっては、それ以上に、防災訓練に参加して命をつなぐための訓練をするということは大切です。区としてもその重要性を十分に認識されていることから、2年前より手話通訳者の方を防災訓練に派遣し、聴覚障害のある方への防災訓練への参加を促す取組を始められたと認識しております。大きな一歩ではありますが、障害は、先ほど課長もおっしゃっていたように多岐にわたっており、様々特性がございます。聴覚障害以外の、そのほかの障害者の皆さんへの働きかけなども大変重要なと想いますが、今後の皆様へのアプローチの方法、防災訓練を行う際の対策など、具体的にあればお聞かせください。

○星災害対策担当課長 防災課では、皆様の訓練参加を促す取組としまして、まず訓練メニューを知っていただこうというところで、先月9月27日、しながわ中央公園で行われました「ふくしまつり」におきまして、初めて福祉部と連携した防災訓練を実施しました。少数ではありましたが、車椅子の方が初期消火訓練を経験するなど、若干の成果があったと考えております。

また、防災訓練を行う際の対策ですけれども、障害をお持ちの方は、歩くスピードがゆっくりであるなど、いろいろとそういうお話を聞いております。こういったことを踏まえまして、地域の皆様にも必要な配慮を知っていただいて、障害をお持ちの方に配慮を含めました防災訓練をつくっていただく、また考えていただく必要があると考えているところです。

○澤田委員 先日の「ふくしまつり」で、障害者の方に向けたメニューを実施したということで、大変すばらしいと思っております。まずは障害のある方に参加していただくことが何よりも重要であると考えておりますので、ぜひこの先も引き続き取り組んでいただければと思います。その中で、初めて見えてくる課題というのもあると思いますので、そこから対策なども含めて、しっかりと皆様のお声をお

聞きしながら、その都度ブラッシュアップしていただければと思います。

また、個別支援計画は順次作成されていると思いますが、先ほども申し上げましたが、災害というのは待ったなしです。そのためにも、障害者団体へのお声かけをはじめとした周知。防災訓練や避難所訓練に参加していただけた場合には、何かあったときにはいられるようなスペースを地域の避難所に用意する。訓練を行う際にサポートする人材の確保。各13地域では、障害者の方に向けての訓練を実施している地域、実施していない地域とあるかと思いますが、その中でも、行われている好事例を共有することなども必要であると考えます。ほかにも、他自治体のように、「みんなとバリアフリー防災」というようなキャッチャーなネーミングにするなどして、障害者の方にも健常者の方にも、参加しやすいイメージづくりをするなど、障害者の皆さんのが参加しやすいような防災訓練・避難所訓練のメニューづくりや仕組みの構築、環境の整備、周知方法の検討などをさらに進めていただくことを要望いたしますが、見解をお聞かせください。

○星災害対策担当課長 障害のある方が参加しやすい防災訓練としましては、説明をゆっくり、分かりやすい言葉で行うこと、また、多くを詰め込まず、一つ一つ確実に行うような訓練メニューづくりが必要であると考えているところです。

環境につきましても、車椅子の方や視覚障害の方は、移動しやすいよう、段差のない平たんな場所で行うなど、足元への配慮が必要である。また、多目的トイレの数等の配慮が必要であると考えております。

周知方法につきましては、現在は障害者7団体の会合に訓練参加のお願いをするほか、今後、安心して訓練会場に臨んでいただくために、事前に訓練メニューや会場配置図をお渡しするなどの周知も必要かと思いますので、今後検討していきたいと考えております。

今後も、障害のある方が防災訓練に参加しやすい環境を整えるべく、継続して皆様のお声を頂いて、また参考となる事例を取り込むなどして、積極的に進めてまいりたいと考えているところです。

○澤田委員 できるだけ多くの、障害者団体の方もそうですし、各地域に、いろいろなところに障害のある方は暮らしていらっしゃると思いますので、皆様が少しでも安心して訓練に参加して、いざというときに備えられるように、ぜひ取組を進めていただければと思います。

次に、関連して避難所についてお伺いいたします。会派からも以前、発災時に、避難所内で活用する、「医者です」、「看護師です」、「手話ができます」というようなビブスの導入について要望していました。災害が起きた直後は皆さんのが混乱しておりますし、一目見てすぐに理解できるような提示は必要であると考えます。現在の検討状況と、今後どうされていくかというお考えをお聞かせください。

○遠藤防災体制整備担当課長 避難所のビブスに関するお尋ねです。

委員からご案内があったとおり、聴覚障害のある方への配慮、円滑な避難所運営といった観点から、役割に応じたビブスの導入というものは非常に有効であると、区としても考えてございます。

現在、区では、区職員用として、背中に「品川区」と入りました黄色いベストを10着、あと要配慮者等へ対応する専門員用のビブス2枚を、各52避難所に配備してございます。また、救護所指定校であります13校につきましては、胸に「救護」と入りました医療救護班用のビブスも12枚ずつ備蓄してございます。また、応急的には、防災訓練で使うビブスのうち、役割カードといったものを胸ポケットに入れまして明示するようなものもございますので、こちらの活用もしていただけるものと考えてございます。

避難所連絡会議等で、避難所ごとに必要な役割というものを再度確認させていただきながら、避難所

におけるビブスの追加導入についても今後検討してまいりたいと考えてございます。

○澤田委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長 次に、やなぎさわ委員。

○やなぎさわ委員 私からは、373ページ、応急活動対策費、375ページ、見舞金、339ページ、道路維持費でお願いします。

今年の夏は、皆さんご存じのとおり、本当に災害級の暑さでして、警視庁が発表している東京都の熱中症の搬送者数が、これは6月から9月でいつも発表されているのですけれども、まだ9月を残した段階の3か月間で東京は8,341件ということで、これは令和3年度の2.5倍。そして令和6年度と比較しても、1か月を残す段階でもう既に、上回っているという状況です。こういった、猛暑・酷暑と災害が重なったらと思うと、非常に想像するだけで恐ろしいわけですけれども、それでお伺いいたします。

こういった猛暑に特化したような品川区の備蓄等がもしあればお教えいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○遠藤防災体制整備担当課長 区で備蓄しているものに関して、各避難所に扇風機は備蓄してございます。

失礼しました。冷暖房を完備した扇風機を備蓄してございます。

失礼しました。避難所は冷暖房を完備してございまして、そのほかに備蓄品として扇風機を配備してございます。

○やなぎさわ委員 ありがとうございます。

私から提案したいのは、熱中症対策用のテントでございます。例えばコロナのときに活躍したような、野営のテントみたいな密封型のテントにエアコンがついて、熱中症対策になるというものです。これは、室外機と室内機が一体型のユニットになっていて、当然、テントに関しては、折り畳みというか、できるので、そんなに幅は取らないかなと思いまして、こういったものをぜひ何基か購入して、区として備蓄していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○遠藤防災体制整備担当課長 エアテントのようなものということでお尋ねかと思います。

区としては、基本的にはエアテントといったような、設営から比較的設営しやすく、エアコンなども整備できるといったものは、快適な居住空間を創出するといった上で非常に有効なものだとは考えてございます。また、避難所における感染症対策といったものや居住スペースの確保といったところでも非常に有効なものだとは考えてございますが、一方で、品川区内の備蓄倉庫に関しては逼迫している状況で、なかなかストックに余裕がないというところと、また購入しても、なかなか訓練等で活用する場が少ないとということで、なかなか課題が多いと認識してございます。

区では、必要なエアテントに関しまして、大規模なテントではございますが、東京オリンピックの際に東京都から3張り、寄附していただいているという状況もございます。また、小さいテントでございますと、なかなか各避難所に配備することも難しいということと、あと災害協力協定で締結しているレンタル事業者から、災害時にこういったテントのレンタルを受けられるという体制も築いてございますので、現在のところ、区としては、新たなテントの整備は計画してございません。

○やなぎさわ委員 防災協定も結ばれているということで、災害時には活用できるということなのですけれども、こういった熱中症対策テントというのは、ほかにも使えると思っていて、例えば夏場の区のイベントのときに、そういったものを持っていって使う、スポーツ大会のときなどに公園や競技場に持つていって使うなど、多岐にわたる使い方が可能かと思うのです。協定ではなかなかそれができない

と思うので、備蓄倉庫もいっぱいということなのですけれども、令和11年までに、現在の29か所から32か所まで備蓄倉庫を増やすという計画もございますので、ぜひ倉庫を増やす際には、こういったものの備蓄のスペースもご検討いただければと思います。いかがでしょうか。

○遠藤防災体制整備担当課長　　ただいま委員からご提案をいただきました、新しい倉庫が増えるので、こういった備蓄品もどうかということでございます。基本的には先ほど申しあげたとおり、テントは既に3張り備蓄しているといったところ。また、区としても計画的な備蓄の検討をしておるのですが、それでも日々様々な、新しく要求されるような備蓄品が増えてございます。こちらも新しく区としてはストックしていきたいと考えてございますので、一旦こちらのテントの必要性、また活用について、研究させていただきたいと考えてございます。

○やなぎさわ委員　　今後も猛暑はどんどん続いていくと言われておりますので、ぜひ前向きに、ご検討・研究いただければと思います。よろしくお願ひします。

次に見舞金なのですけれども、午前中の鈴木ひろ子委員の質疑にもありましたけれども、まず前提として、この見舞金の金額の設定について、最新のものはいつ決まって、今の状態なのか、お教えいただければと思います。

○星災害対策担当課長　　いつから決まっていたかというご質問に対して、調べました。申し訳ございませんが、10年前までは追えまして、平成27年までは同じ金額であることを確認しております。それよりも先のところは、申し訳ございませんが調べ切れず、分かりませんという回答になります。

○やなぎさわ委員　　いろいろ、ほかの議員の方に取材したところ、25年ぐらい前に1回変わったというような話も聞いていて、それでも床上浸水などの分の増額があつただけで、取材で聞いた範囲ですけれども、床下浸水に関しては1万円からほぼ変わっていないということでした。こういうことがありましたので、ぜひ、そろそろ見直しも議論を進めるタイミングかなとも思ったりもするのですが、そのようなことはお考えでしょうか。

○星災害対策担当課長　　見舞金の増額についてのご質問になりますけれども、現在、見舞金は、被害に遭われた方のお気持ちに寄り添うためにお支払いさせていただいているところでございます。他区の状況等を調べますと、現在、品川区の見舞金の金額は特に低いものと認識はしていないところでございます。

○やなぎさわ委員　　それこそ今回ののような水害も、品川区は起きやすいエリアだと思います。当然、見舞金が出るということで区民は本当に喜んでおりますけれども、さらなる増額をぜひ検討していただければと思いますので、何とぞお願ひいたします。

あと、重ねて要望になるのですけれども、品川区の行っている省エネルギー対策・業務改善設備更新助成金なのですけれども、これは、まず書類を申請して、審査が終わって、助成の交付が決まってから購入しないと助成金が使えない。それで、最大80万円で、助成率5分の4ということなのですけれども、やはり今回の水害に関しては、もう緊急を要するので、既に購入を決めてしまって、後からこういった制度を知ったという方も伺っております。当然、これは所管が違うのは存じ上げておるのでけれども、他部署と連携して、今回柔軟な対応として、ぜひ事後の申請でも認めていただくようにしていただければなと思います。これは要望にとどめておきますけれども、ぜひ検討していただければと思います。

○石田（秀）委員長　　次に、大倉委員。

○大倉委員　　341ページ、自転車通行環境整備計画策定、371ページ、エレベーター用防災チ

ア等配布事業、345ページ、浸水対策事業、339ページ、街路樹等維持管理委託で伺います。

街路樹は、先ほども、つる委員からありましたが、春は桜できれいで、夏は日陰になる。非常に樹木のよさ、恩恵を私も感じますし、地域の人にもっと感じてもらいたいと思っているところです。そうしたところで目をかむろ坂のほうに移すと、しながわWEB写真館を見ると、かむろ坂の桜の植樹というところで、昭和31年4月と書いてあるのです。大体来年で70周年ぐらいになる。こういったときに、例えば今言った趣旨のような、改めて樹木のよさとか、桜が植えられて70周年という記念などといったところを、併せて何か周知できないかと考えるのです。また、すぐそばにある第四日野小学校も今年で設立100周年、また来年には校舎がある程度出来上がっていくというところでは、地域や学校を巻き込んで何かできないのかなと思っているのですが、所管としては、桜や植樹の周年というところをどのように考えているかというのを教えていただきたいと思います。

防災チエアですが、ほかの委員の質疑へのご答弁によれば、実績440台ということだったかと。周知が必要ですということで、様々、この課題について考えてみると、あるなというところで、防災チエアを、もっともっと防災意識を啓発するという目的で広げていくというときに、3階建て以上、15戸以上の条件というのがついているのですが、こうしたところをもう少し、緩和できないか。例えば町会加入者や地域の方、地域に近しい方が住んでいる住宅を考えると、なかなか3階建て以上・15戸以上の条件を満たせないと思っていた、こういったところを緩和していくって、さらに防災意識啓発を広げて、防災チエア普及を図っていくことが必要だと思うのですが、こうした考えについて伺います。

次に自転車走行レーンなのですが、車道に矢羽根形の路面標示をして、自転車が通れる方向を示すというところで、法定外表示で、安全で円滑な交通を目的として記されているというころだと思うのですが、どういった基準があるのか。例えば、横断歩道内に矢印がずっと続いているところと、続いていないところというのがあるのですが、これは基準を満たせば設置できるのかというところ。この法定外表示の安全や円滑な交通という目的でいうと、具体的には、小山二丁目の後ろに交差点があるのですが、交差点内にこうした表示ができると、より安全で円滑な交通になるのではないか。かむろ坂から来る一方通行の入り口のところで車がとまっていて、反対側の対面側の平塚橋の交差点のほうから自転車が入っていくときに、矢羽根があると、かむろ坂から来る車側も、自転車がこう来るという道が分かるので、安全に自動車側も配慮しながら通れると思うのですけれども、ないから、がっと前に出て、自転車も通れない、後ろも詰まっている。自転車が迂回してとやると、向こうからまた違う自転車が来るなど、安全というところと円滑というところに、その交差点が至っていないのではないかというところがあるので、この辺、ぜひ表示の設置を検討していただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

最後に浸水対策なのですが、大雨の災害のところで、防水板や止水板など、いろいろご意見があつて、ぜひ私も助成をしていっていただき、今ある設置助成のしっかりしたもののは、それはそれで置いておいて、もう少し簡易な、もう少し費用の低い、止水板や防水板など設置した際の補助というようなものを、ぜひ検討していただきたいと思っています。これは10年前にも質問しているのですけれども、土のうは重くて、保管も交換もあって、管理を必要としている。一個一個の費用も結構かかっているというところがあるなというところで、ぜひこういったところも踏まえて検討していただきたいと思っています。

あと一方で、もっと簡単にできる、水のう。これはぜひ周知も含めてやってもらいたい。下水道局が、「簡単に作れる水のう活躍」というので、大きなごみ袋に水を入れて簡易的な水のうで止水対策ができますよ、さらに強度を上げるために段ボールを入れて、止水板として使えますよなどというのが実際に紹介されているのですが、区としても、こういった簡単な取組というのは周知していくべきかなと思つ

ています。A E Dの話でもありましたが、こうした取組を防災訓練等でやっていたから、実際にできたなどというところでは、体験していただくというのも重要なかなと思いますので、防災の視点、訓練などという視点からも、ぜひこうしたことに取り組んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○森道路課長 私からは、桜のお話とナビラインについてお答えさせていただければと思います。

桜につきましては、かむろ坂の桜も含めて、区内で何十年も地域の憩いの場となっているということはこちらも認識しております、順次、樹木診断などして、残念ながら不健全ということになったものについては、伐採、植え替えということを進めております。これまでも、特にかむろ坂の周辺の、先ほど例にありました第四日野小学校なども含めて、伐採した桜を使った記念品などの作成や配布もさせていただいたこともあります。そういう学校とのイベント、周年イベントなどと併せて、何か桜が使えないかということは、引き続き検討していかなければとは考えています。

それから、自転車通行空間の矢羽根の、後地交差点の安全性ということでございます。ナビラインの設置につきましては、国のガイドラインがございまして、それに基づいて、間隔や、そういうものを設置するというふうにはなっているのですけれども、それぞれの交差点などの形状に応じて、道路管理者で計画をして進めていくということになります。

後地交差点につきましては、安全性の確保というのは、以前から、交差点改良や、あるいはオレンジ色のラバーポールを付けたりというような整備は進めさせていただいておりますけれども、構造的になかなか、狭くて難しい部分もございます。今ご提案いただいたようなナビラインのマークの整備も併せて、検討を進めていかなければと思います。

○羽鳥防災課長 私からは2つ目の、エレベーター用防災チェアのご質問と、最後の水のうについてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、エレベーター用防災チェアについてです。こちらは現在、3階建てかつ15戸以上のマンションということで対象を絞っております。想定としては3,200棟というところでございます。

3階建てかつ15戸以上にした理由といったしましては、所管は別になりますけれども、品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例というものがございまして、そちらで、3階以上・15戸以上のマンションに対して地域連絡調整員を選出することというふうになってございます。地域連絡調整員というのは、マンションと地域をつなぐ方、つなぐ役割の方を選出してほしいということになります。こちらはマンション防災を進める上でも重要な役割ということを認識してございまして、3階建てかつ15戸以上と設定させていただいているところです。今後、対象を広げるために、例えば3階建て以上に設定した場合、15戸以上を緩和した場合は、約1,000棟以上増える見込みではございます。そういったところを踏まえまして、今後、これからエレベーター用防災チェアの拡大を進める上で検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、水のうの活用につきましては、しながわ防災ハンドブックでも、利用方法については周知させていただいております。例えばお風呂にたまっているお水を使うことで、水のうを簡単に作れますというような内容で案内をしておりますので、改めてこちらも周知してまいりたいと考えてございます。

○関根河川下水道課長 私からは、防水板の助成制度についてお答えいたします。

委員からお話しいただきました簡易な止水板、あるいは土のう等が重いということも踏まえた助成をということでございますけれども、現在、実施している助成制度につきましても、一定の止水性能が確保できれば、簡易的なもの、あるいは、現在ではやはり金属ですと重いということですので、比較的軽

いカーボン製の製品で、一定、止水性能もあるものといった製品等もございますので、そういういたところをご活用いただけるように、周知も含めてしっかりと進めていきたいと考えてございます。

○大倉委員 1点、水害に対する土のうや水のうの用意について。これは震災に対する備えというところで先ほど言った、45リットルのゴミ袋に水を入れると、一定、止水の能力があるというような、また段ボールに入れてやると強度が上がって、さらに効果があるというようなことを、下水道局が言っているというところでは、一定、効果がしっかりとあるのだろう。その中で、訓練をしていかないと使えないなかつたりするなというところで、防災訓練としてこういったこともやっていくことが必要ではないかと思っているので、その点はお答えいただければと思います。

止水板はありがとうございました。やはり費用が、見てみるとそれぞれかなりピンキリで、効果も様々あると思うので、ぜひ効果のあるものについては、しっかりと助成をしていっていただければと思いますので、お願ひいたします。

街路樹のほうも、道路管理の矢羽根のところも、ありがとうございます。ぜひ、いろいろ地域の声も聞きながら、検討していっていただければと思います。

防災チアの配布対象を3階建て以上に緩和すると1,000台増えるというところで、3,200台が4,200台になる。一定、こうした緩和をしながら、進めていただきたい。何基もエレベーターがあると、1か所だけ入れて、もう1か所は入れない、4基ある中で1基入れて、あと3基はどうするのだみたいな議論は、大きいビルでは結構あるのかなというところですが、地域に目を落としていくと、地域の小規模住宅は1棟で、1基入れば、きちんとエレベーターの閉じ込めや防災の意義の周知というところにつながると思うので、ぜひ進めていっていただければと思います。

○星災害対策担当課長 私からは、水害に対する訓練についてご説明させていただきます。

確かに今回の被害を踏まえまして、水害対策訓練というのは非常に重要であると認識しております。実際に各町会等、地域で訓練を行う際は、委員ご指摘のような工夫を凝らしたものなどを指導していくと考えているところです。

○大倉委員 水害対策の訓練も行っていると思います。ぜひこういうことも周知していくということが重要なと感想しますので、お願ひします。

内水氾濫のところというのは、なかなか確かに。品川区に住んでいると、平成元年などにあったというのは、私も体験したところでは覚えていたりするのですが、なかなか周知というところでできていなっています。ホームページなどでは、下水道局はもとより、ほかの市などだと、台風や大雨は、お風呂場や洗濯などの排水をお控えくださいと、記載があり、控えるというところや、家庭へ逆流した下水が来るので、逆流防止対策というところで、こういった水のうを排水のところに置くなどということも周知しています。こうした周知も併せてぜひ進めていっていただきたいと思いますが、最後にお願いします。

○羽鳥防災課長 先ほど委員がおっしゃられましたとおり、内水氾濫につきましては、下水管から水が逆流するという現象が起きますので、そういったところも、現状、防災ハンドブックには記載はしてございますが、改めて周知は強化してまいりたいと考えてございます。

○大倉委員 防災ハンドブックに書いてあるのは分かるのですが、例えば今回も非常に有効的だった、災害が起きたときに迅速な情報発信などというところもありますので、そういうところも含めて検討をお願いいたします。

○石田（秀）委員長 次に、のだと委員。

○のだて委員 私からは、345ページの治水対策推進助成事業に関わって防水板設置等工事助成について、346ページの都市計画費に関わって、特定整備路線の買収地の活用について伺います。

9月11日の大雨で、多くの方が被害に遭いました。災害ごみの回収など、区の速やかな対応に対して、頂いたことに区民から感謝の声が寄せられました。私からも、感謝申し上げたいと思います。

今回の大雨は、時間当たり120ミリの雨量で、あっという間に水が上がってきたということで、間に合わなかつたと。気づいたら道路が川のように流れていたという声も伺いました。

二葉の地域では、半地下のお宅で、ベッドやクローゼットが濡れて使えなくなってしまったというところがあり、戸越銀座の商店街では、半地下のお店で、最近入れた室外機が駄目になった、数日買い替えができないという状況でした。やはり大きな被害を受けていらっしゃいました。一方で早めに対応した店もあって、雨雲レーダーを見てすぐに閉めたという方もおり、早めに察知して被害を免れた方もいらっしゃいました。やはり早めの対策が重要だと感じました。

再びこうした集中豪雨が来たらどうしようと、不安を感じる方もいると思います。被害を防ぐために、防水板の設置が1つ、有効かと思います。現在、対象範囲が狭められ、平成15年2月25日以降の建築確認で、標高5メートル以上の場所は、現況地盤より掘り下げた建築物、半地下駐車場、中高層建築等開発環境指導要綱の対象は、対象外になっていますが、なぜこれらは対象外なのでしょうか。伺います。

○関根河川下水道課長 防水板設置助成についてお答えいたします。

今ご指摘いただきました要件につきましてでございます。まず1点目、地盤面より掘り下げた構造につきましてですけれども、そうした構造につきましては、浸水リスクも比較的高いという構造であることを踏まえた上で建築されていると認識しておりますので、現時点では対象外としております。また、開発環境指導要綱に該当する建築物につきましても、建築時に自ら備えをしていたことを想定し、対象外としております。一方で今回の豪雨では、区内全域で大きな被害が生じていることから、より使いやすい制度となるように検討はしてまいりたいと考えてございます。

○のだて委員 標高5メートル以上での半地下などといったところは、以前は対象でした。26年前ですか、災害があった後、標高6.5メートル以上の場所でも対象となっていましたので、荏原町駅は標高19.4メートルですが、この近くでも助成を使って設置したと聞いています。半地下のところでも、浸水被害で、夜通し片づけをしたことなど、本当に大変なことに変わりはありません。先ほど検討するというお話をされたけれども、ぜひ現況地盤より掘り下げた建築物や半地下駐車場なども対象にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○関根河川下水道課長 先ほどと重複する部分もございますが、今回ご指摘のとおり、非常に甚大な被害が、標高にかかわらず発生しているところでございますので、委員ご指摘の点も踏まえて、要綱の改正等について検討してまいりたいと思います。

○のだて委員 ぜひやっていただきたいと思います。

私が伺ったところでは、耐震化のためにくいを打ったので半地下になったと。そのことが今回、裏目に出てしまつたという方もいらっしゃいました。ぜひ、半地下の方々も対象にしていただきたいと思います。

今回の水害で、防水板のメンテナンスも重要だということが分かりました。以前に設置したところでは、防水板を設置したけれども隙間から入ってきてしまったり、別のお宅では、防水板のところではなく、別の低いところから入ってきてしまったということも伺いました。メンテナンスの必要性の周知や

支援も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○関根河川下水道課長　　委員のご指摘のとおり、一度設置したら終わりというものではなくて、継続的なメンテナンス等も必要なものであるとは認識しております。今回の豪雨を受けて、お問合せを様々頂いており、実際、申請等も来ておりますので、そういう対応の中で、メンテナンスについても必要であるということをしっかりとお伝えしていきたいと考えております。

○のだて委員　　ぜひメンテナンスの啓発をしていただきたいと思いますけれども、伝えていくということですが、ぜひ広く周知をしていっていただきたいと思うのですが、そこも伺いたいと思います。

現在、助成割合が、個人で4分の3ということになっておりますけれども、そんなに負担できないという声も出ています。防水板設置を進めて被害を防ぐために、助成割合を引き上げることを求めるといふますが、いかがでしょうか。また、平均的に工事費はどの程度かかるのか、助成額は十分なのかも伺いたいと思います。

○関根河川下水道課長　　メンテナンスについて、広く周知するといったところについても検討させていただきたいと考えております。

また続きまして、助成割合あるいは上限額を上げるという点につきましてでございますが、限られた予算をなるべく広く多くの方に使っていただくというために、現時点では特に助成割合を上げるということは考えてございません。一方で、助成額が十分なのかという点でございますけれども、個人の方ですと、平均でおおむね50万円程度と聞いてございますので、品川区内に住民登録している個人の方は上限が100万円という形になっておりますので、そういう観点からは一定、満たせているのかなと認識しております。

○のだて委員　　ぜひ助成額の引上げは実施していただきたいと思います。やはり、個人の方にとって大きな負担にもなってくると思いますので、そこは引上げも含めて検討していっていただきたいと思います。

続いて、特定整備路線についてです。現在、地権者に新たに測量を求める動きも強まっており、放射2号線、補助29号線の買収が進められています。東京都が買収した土地は、緑や茶色のフェンスが張られ、多くのところは入れませんし、利用できない状況になっています。

一部例外として、戸越公園駅南口商店街や宮前商店街では、広場としてイベントなどに利用できるように開放されていますが、ごく限られた部分だけです。この特定整備路線の買収地を活用して、公園や区民農地、ほかにも区民ニーズに合わせて活用できるよう、東京都に求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また、現在の買収面積は何平米なのか、分かれば伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長　　特定整備路線の買収済み用地につきましては、区民からの要望を区で受け付けて、区が東京都に申請するという形で一時使用を行っているところでございます。今ご案内のありました戸越公園の周辺のほかにも、一時使用という意味では、西大井の地区にも、神社の例大祭等で一時的に使用していただいたりという形で進められてございます。

区民の方からも、一時利用だけではなく恒久的に使いたいというようなお問合せを受けまして、区のほうで東京都に要望を行わせていただいております。都からは、引き続き地域活性化行事といった数日程度のイベントなどにおいて許可が可能であるという返答を受けているところではございますが、引き続き区といたしましては、区民からの要望を受けて、粘り強く東京都には要望してまいりたいと考えているところでございます。

なお、買収済み用地の面積については、区としては把握してございません。

○のだて委員 住民から出ている恒久的な使用というのは、どういう用途なのか伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長 例えはの例になりますけれども、町会で防災倉庫の設置用地として使用したいとか、あと、ごみのステーションとして、買収済み用地を一時的に借りられないかというようなお問合せが来ておりまして、こちらについても都に要望しているところでございます。

○のだて委員 ぜひ、住民追い出しの特定整備路線は廃止にして、買収地を活用して、公園や福祉施設などの整備を進めていただきたい。緑と福祉のまちづくりに転換していただきたいと要望しておきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、368ページ、防災費について、その中のエレベーターチェアとトイレトラックについて、また質問させていただきます。

大災害時や停電が発生すると、エレベーターは最寄りの階に自動的に停止し、扉が開く機能が必要です。この機能は停電時自動着床装置といいます。これが非常に人命救助に役立つ。必要だと私は思います。救助方法としては最善だと思いますが、どう思われますか。教えてください。

そして、平常時の故障なら数時間以内に復帰できると思いますが、大災害時の故障や作動不能になった場合、10日も30日も復帰に時間がかかり、エレベーター内に閉じ込められてしまいます。人命に危険を及ぼしますので、区内に何台あるか分かりませんが、オーナーや組合に普及啓発をもっと強くするべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○羽鳥防災課長 エレベーターの閉じ込めについてのご案内になります。

委員にご指摘いただきました機能につきましては、閉じ込めの機能、エレベーターを含むマンション防災については重要な機能であると認識しております。東京都が進めております「東京とどまるマンション」につきましても、「東京とどまるマンション」に登録されたマンションにつきましては、そういった閉じ込め防止の機能も補助が受けられるという状況でございます。区といたしましては、マンション防災を進める中で、なるべく「東京とどまるマンション」の登録件数を増やしていくたいという思いがございますので、そういったところにつなげられるように対策を進めていきたいと考えてございます。

災害時にエレベーターの閉じ込めが発生した際ですけれども、今回配布のエレベーター防災チエアは、5人の方が8時間、エレベーターの中で待機できるような物資というものを格納しているという状況でございます。あとは、マンションの管理会社やエレベーターの会社の事業者の方々で、救出の対応に当たるということになってございます。災害の状況によって、どのくらい時間がかかるのかというものは変わってくるとは思いますけれども、一定、優先順位が決められておりまして、例えば病院のような公共性の高い建物から順次対応することにはなってございます。1棟に対してエレベーター1基を、まずは対応していくというような体制も取られているところではございますので、一定、各事業者を含めて、エレベーターの復旧については迅速に対応いただきたいと考えてございます。

○須貝委員 エレベーターチェアを、何でこんなに推進するのか私は分からぬ。だって、中に閉じ込められてみなさい。もし民間のところで、例えばそこに二十人、三十人、入りました。大地震が来ました。閉じ込められました。どうするのですか。そこでトイレをするのですか。食糧が足りるのですか。中で密閉されていたら、息も苦しくなる。その内で我慢して、救助が来るまで待つていろ。いや、平常時なら、それは簡単に待てます。何時間待ってもいいと思う。だけど、緊急時、大災害時、誰が一体助けに来れるのですか。エレベーターというのは、東京中に山ほどあるのでしょうか。作業員はたくさんい

るのですか。たしか、いないはずですよね。それならば、もうエレベーターチェアというよりは、人命救助を最優先にした自動着床装置をもっと普及啓発するべきだと私は思います。別に区で何か支援するとか、お金を支援するとか、そういうのではなくて、皆さん、人命が大事ではないですか。そういうふうに訴えて、私はもっと積極的にやっていただきたいと思います。

次に、トイレトラックの質問に入ります。マグニチュード7から8の大地震が起きて、生活道路や幹線道路に電柱や建物が倒ってきて、道路が遮断されたり陥没したりする。そうすると自動車が進めない。自動車が進めないだけではなくて、まず普通に考えたら、道路は自動車で埋め尽くされますよね。東京都の交通量というのは半端ではないと思います。そして、避難所で避難民が、やはり道路のほうにも出てきてしまう。品川区は、歩道はそんなに広くないでしょう。確かに幹線道路で広いところはありますけれども、ほとんど、これだけ大勢の何百人、何百万人という人が例えれば働いていて、一斉に帰ろうとしたら、人数がすごい量になります。そうしたら、道も人であふれ返ってしまうのではないか。要は、トイレトラックもはつきり言って移動できないと思います。何で移動できるという構想なのですか。だって、ほかの車でさえ通行できない。みんな止められてしまうのです。「いや、これは緊急車ですから、先に行かせてください」。そういうわけにいかないです。前が詰まっていたら、どこにも動けない。それで、トイレトラック、トイレトラックと言うのですが、私は何か勘違いされていると思います。

それで、さらにトイレトラックの性能ですが、1台当たり1,300人分しか汚物の処理もできないのです。収容したら、またどこかにそれを捨てに行かなくてはいけない。給水もしなくてはいけないのです。そういうことを考えたら、1台ではとんでもない。何もできません。1,300人。そして、もしこの場所に1,300人しかいなかつたとして、次にトイレに入る順番は20時間以上かかるのです。1台ではどうしようもない。

では、どうしたらいいのですか。品川区で言っているではないですか、在宅避難。在宅避難ということを考えるなら、生活用水の確保や、トイレに楽に入れるように、各公園、児童遊園、そして防災広場などに、やはりきちんと井戸水を給水できるように井戸を設置する。そこには私は電動ポンプも必要だと思います。井戸を設置して、トイレもきちんと災害用に備えて、電気もつけられるように換気扇もつけて、そうすれば、小さなお子さんもご高齢の人も、そこでトイレができるのです。排水はそのままできているわけですから。そういうことをやはりやっていかないと、品川区には40万人以上が住んでいて、それから帰宅難民もいれば、もっといます。その人たちにどうやって対応するのですか。みんな、それぞれいっぱいになってしまします。どこに行くのですか。やはり近くで行きたい。そして、安全で明るくて、そして生活用水もあるところに行くのが、人間として当たり前だと私は思います。もう発想を変えて、避難場所に皆さん来てください、避難場所に物を取りに来てください、そして避難場所に備蓄品も取りに来てくださいというのではなくて、まずその地域地域、自治会・町会などに単独で避難できるように、避難できるような仕組みをつくっておくということが優先ではないですか。いや、物資が例えれば倉庫から届けられます。それは全部、車で届けるのですよね。幹線道路は大災害が起きても、安全に対応できるのでしょうか。その辺も考えていただきたいと私は思います。

区では、災害時に在宅避難を推奨しているなら、もう届けるという発想はやめて、各地域、各町会ごとに、生活用水の確保や、備蓄倉庫を分散し、高齢者や子どもが安心して使えるトイレを用意すべきであると私は思います。そして、区内の町会・自治会ごとに避難場所をつくる。そういう構想に品川区も変えていかなくてはいけないのだと思うのですが、お答えください。

○遠藤防災体制整備担当課長 今、委員からご指摘がございましたトイレトラックの移動に関しまし

て、こちらは委員がおっしゃるとおり、道路が閉塞されていた状態では移動できない。こちらにつきまして、区としても認識しているところでございます。

しかしながら、トイレトラックはこうした状況ではなかなか活動できないというところで、こういう状況では携帯トイレを活用していただくななど、トイレトラックによらないトイレといったところを推奨しているところでございます。また、生活用水の確保につきましても、今年度、災害対策用井戸、民間井戸の活用といったところも活動として進めておりますので、引き続き生活用水の確保についても推進してまいります。

○石田（秀）委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、367ページ、空き家等対策事業、それから順不同になりましたが、341ページ、無電柱化推進事業。これは、346ページの都市計画費にも関わる質問をしたいと思います。

まず空き家等対策事業ですけれども、2023年の法改正を受けて、管理不全空家の助成改正というのがありますと、この管理不全空家を品川区として判定して指定していくことになっているかと思います。管理不全空家の現在の指定条件、どういったものを管理不全空家として指定するのか、また現在の指定状況、それからこれを指定したことによって管理不全空家というのはどのような対応がなされていくのか。このことについてお伺いいたします。

○川原住宅課長 管理不全空家に対しての状況でございます。

まず1点目、どういったものが管理不全空家に認定されるか。対象となる家でございますが、こちらは、放置すれば特定空家、最も倒壊のおそれがある空き家を特定空家と申し上げていますが、この特定空家になるおそれがある空き家等なので、その一步前の段階のものを管理不全空家等と認定しております。

老朽化は非常にしている家屋を中心に、現在、令和7年3月に、管理不全空家を7件、認定を行いまして、今年度4月から1件ずつ対応を行っているところでございます。そして、現在の進捗の状況としては、7件のうち5件については、除却の見込みや建て替え予定、あと部分撤去などに向けた修繕が進んでいるところでございます。また、そのほかの1件については、老朽化の家屋としての認定ではなく、壁を囲っている樹木で、家が見えないほどの樹木の繁茂というところがひどい状況で認定としたものがございましたので、こちらについては、業者と所有者の管理の下、草木の剪定と一部の樹木の撤去を終えましたので、幸い、1件認定を解除する運びとなっているところでございます。そして、残りの老朽家屋の1件については、現在も引き続き所有者不明という形になっており、進捗が見られませんでしたので、こちらは空き家法改正に伴い、区が裁判所に申立てができる権限が与えられましたので、こちらの財産管理人制度を行いまして裁判所に申立てを行い、先日、予納金のお支払いをしたところといったところでございます。

○塚本委員 かなり、この指定によって、空き家の改善というのが進んでいるなという状況を確認させていただきました。

今後、新しい条例の改正によって、空き家の改善ということは進んでいくのだろうと思いますけれども、一言、今後の見通しについてお伺いいたします。

○川原住宅課長 委員にご指摘いただきました、管理不全空家というところを認定することによって、区が所有者と、より強い指導等も含めて対応が可能になりましたので、引き続き区内の空き家の対策というところは強化して行っていきたいと考えてございます。

○塚本委員 続きまして、341ページの無電柱化推進事業と、346ページの都市計画に関わる話

ということで、質問します。この前、東京都で報道がありましたけれども、都が都市計画法第29条の開発行為によって開発されたところに、主に指導が対象になるということだそうですが、ここに新規電柱を設置することは禁止するという条例を検討しているということがございました。

東京都の資料を見ると、大体、年間に東京都内で500件ぐらい、都市計画法第29条による開発行為というものが行われているということありました。この条例の対象になる地域について、品川区では整備地域というところに指定されているところ、さらにそれより重たい重点整備地域というところに指定されるような検討がなされているということだったのですけれども、これで伺いたいのは、品川区内で都市計画法第29条による宅地開発というのが実際どれぐらい行われているのか。ある程度、今年や来年、行われる予定があるなどといったことで、直近のところで分かれば教えていただきたいと思います。

それから、建築物を建てるということが原則ですけれども、電柱をもし建てない、造らないとなると、電線を引くのは、地中ということになるのか、それ以外の方法でも引いたりするということが考えられるのか。そういう電線の引き方というのはどういうふうになってくるのかについてお伺いしたいと思います。

○川原住宅課長 今、住宅課におきまして開発許可を必要とする行為については、区域の土地面積が500平米以上となる場合と、あと居住の用に供する建築物の建築に伴う土地の区画の変更とが、住宅におきまして開発許可の行為の申請を受け付けているところでして、令和6年度に開発許可を行った件数は、2件行ってございます。

そして、今回の都の条例改正に伴い、新規で道路の整備を伴うもの、先ほどの居住の用に供する開発行為というところに加えて、新たな道路の整備、また区政区域内で行われているものとして過去の実施の件数は、令和元年から令和6年で、令和2年に1件と令和3年に1件、計2件という状況でございます。

○高梨都市計画課長 開発区域内の電線類の扱いといったところでございますけれども、開発区域の境のところで地中化していただいて、地中を通って開発区域内の電線確保の協議するというところを想定しているものでございます。

○塚本委員 分かりました。

これはまだ東京都も検討中なので、今現在でどうかというところはなかなかお答えが難しいかもしれませんけれども、一応、今、500平米以上が対象ということになっていますけれども、これは自治体によって広さがそれぞれ違ったりすることもある。土地が広いか狭いかというところもあるかと思うのですが、この500平米というものについて、今回の無電柱化、禁止するということについての見直しみたいなこと、もう少し対象を狭くしたほうがいいのではないかとか、そうでないと実質的には電柱ができてしまうみたいなことがあったりするかという懸念からの質問なのですけれども、見直すようなことというのはどの程度あり得るものなのかなというのを、現状での感触でも結構なので、お伺いしたいと思います。

○川原住宅課長 今ご質問いただきました開発行為が必要な区域、500平米の見直しといったところは、現在のところは区においては予定はございません。あくまでも都の条例の改正というところの話を得て、今、進めているところで、今、都もパブリックコメントを10月24日まで実施してございますので、都は都民の方のこれからのご意見をもって条例の改定に進むということでございます。引き続き、動向を注視してまいりたいと思ってございます。

○塚本委員 少し時間がありますので、先ほどのトイレトラックの話について、質疑についてお伺いしたいのですけれども、道路が塞がれたら通れないというのは分かるのですけれども、多くの方が寄附をされて導入されたトイレトラックに対して、「それはちょっと使えませんね」みたいな答弁だと、あまりにも不十分。どういうときにこれは使えるのかというのを説明していただきたいと思います。

○遠藤防災体制整備担当課長 委員からのご質問であります。

どういう場合にトイレトラックを使えるのかということでございますが、まず道路が閉塞されていないというところへ、トイレトラックを移動させる際には、道路が閉塞されていないということにはなりますが、道路啓開が終わった後に、トイレトラックを移動させるといったところは考えているところでございます。

○塚本委員 すみません。使うべきフェーズがあると思うのです。必ずしも発災直後に活躍するものではなくて、これはフェーズによって、それが3日後になって、10日後になって、そういったときにトイレが非常に足りなくなってくるねといったときに、これが活躍するわけであって、また他自治体からの応援もあるということなので、これはしっかり認識していただきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、西本委員。

○西本委員 幾つか質問していきます。課題を指摘しますので、認識されているのか、それぞれ対策があるのであれば簡単に説明してください。

まず、335ページの交通安全啓発事業の中で自転車です。最近、自転車のライトにLEDを使っていいます。LEDを使うと、対向車が見えなくなってしまう。これは非常に危険で、殺人ライトなどと言われている部分がありますが、それについての認識と、対策があるのかどうか。

2つ目、353ページの市街地整備事業費。大井町再開発、それから庁舎の建て替えなどで、工事が盛んになっております。盛んになると、周辺の駐車場が空いていないのです。それで、款別を超えてしまったごめんなさい。超えてしまうかもしれませんけれども、特に問題は、病院などに行こうとしても、駐車場がなくて車が止められない。だから、今後、長期にわたって工事が始まりますので、駐車場の対策は取るべきではないのかということをどう考えますか。

次に、367ページ、区営住宅管理費。これは、建て替えの計画はきちんとできていますか。合築されているものについては計画的にやっていかないと大変なことになりますよということで、計画があれば教えてください。

次に、371ページ、防災訓練経費。これは、大井第二地域管轄で、防災訓練と区民まつりと一緒にやりました。初めての試みです。私も見に行きました。ほかの町会もいろいろ見に行きました。でも、「これは区民まつりだよね」という感覚なのです。参加者を増やしたいという気持ちはあるけれども、やはり、防災訓練は防災訓練、区民まつりは区民まつり。それを一緒にやるというのはどうなのだろうというところで、非常に疑問があるのですけれども、その評価をお聞きしたいと思います。

そして次ですが、最後に今のトイレトラックです。確かに、フェーズが違うだろうというのは分かるのです。少し気になるのが、1,300人ぐらいですか。そうすると、し尿等の処理はどうされることになっているでしょうか。いっぱいになって、そのままの状態だから、もう使えない。大体、何日も使えないのです。だから、移動しなくてもいいと思うのです。もう移動しなくてもいいから、そこに行けばきれいなトイレがある、し尿の処理ができるというふうにしたほうが、やはり衛生上いいのではないと思うので、対策を取っていますでしょうか。それをお願いします。

○山下交通安全担当課長 自転車のライトの関係でございますが、これは東京都の規則で10メート

ル先を照らすことが可能なものということで、200ルーメンから300ルーメンのものが推奨されているところでございます。10メートル以上、よく並行して先のほうをちかちかと点灯させているものにつきましては、もう少し下に下げるなどといった注意喚起を、警察と連携しながら取り組んでいくことが必要かなとは考えております。

○高梨都市計画課長 大井町周辺の各種工事における駐車場の件でございますけれども、肌感覚として、工事に従事されている業者たちが周辺駐車場を利用しているのだなというところは、区としても感じているところでございます。区もこれから新庁舎の工事が始まってまいります。まずは、そういった実態についてどうかということを大井町の各種都市区画整理事業等の工事を所管する部署もありますので、情報を共有して、必要な要請をしてまいりたいと考えてございます。

○川原住宅課長 区営住宅、特に複合施設も含めた建て替えの計画があるかといったご質問でございます。

現在のところは、お示しできる、複合している区営住宅の建て替え予定というところはございませんが、引き続き、長寿命化に基づきまして、大規模修繕など、長く住み続けるための修繕をしっかりと行ってまいります。

○星災害対策担当課長 私からは、防災訓練について説明をさせていただきます。

大井第二地区につきましては、区民まつりと防災訓練を合同で開催しました。一緒になってしまふというところもありますので、あらかじめエリアを分ける等して開催したところでございます。

なお、今後の対策につきましては現在行っており、また参加者数が増えたというところは、非常に成果があると現時点では考えているところなので、全体的な防災訓練が終わりましたら、まとめて考えていきたいなど。今年度の訓練が全体的に終わりましたら、人数等々、課題等を分析してまいりたいと考えているところでございます。

○遠藤防災体制整備担当課長 トイレトラックのし尿処理といったところにつきまして、委員がおっしゃるとおり、1,300人分しか使えないといったところで、バキュームあるいは給水作業といった問題が生じます。こちらにつきましては、今回、トイレトラックを購入しました助けあいジャパンという団体が、災害派遣トイレネットワークというネットワークを、トイレトラック、トイレトレーラーを購入した自治体と結んでございます。こちらのネットワークに基づきまして、各自治体から支援を頂きまして、各自治体が連携して、バキュームあるいは給水といったところを実施すると。

また、この団体は32の自治体がこのネットワークに加入しておりますので、この32の自治体のトイレトラック、トイレトレーラーが区内各所に展開して、トイレをすることができるといったところを考えているところでございます。

○西本委員 自転車については、どうも、向きや設置する場所によって大分変わるみたいなのです。だから、販売店や、それから学校でもいいのですけれども、このぐらいの角度などとそういう啓発をしていただかないと、これは本当に危ないのです。見えないです。対向車から、歩いている人が見えなくなってしまうのです。本当に大きな事故につながりますので、その啓発・注意喚起をぜひお願いしたいと思います。

それから、駐車場の件ですけれども、今ももうありません。ほとんどとめられません。問題は、病院に通う方々なのです。款をまたいでしまうというのはそれなのですけれども、病院へ足などが不自由な方は車で行きたいけれども駐車場がない。そういう人は、どうやって行っていいのかということなのです。だから、これは本当は福祉部と一緒にいろいろ考えるべきことなのかもしれません。

ここを特別に確保してくださいというのは、なかなかハードルが高いかもしれませんけれども、やはり庁舎などの工事は本当にこれから長いです。これから何年かかりますかということで、その対応策を早急に考えていただきたいと、お願いしたいと思います。

それから区営住宅です。これからいろいろ考えていくのだろうと思いますけれども、これは長期の計画を立てていかないと予算が合わないという形になりますので、しっかり計画を持って長寿命化。でも、区営住宅はそんなレベルではないです。今、少し修繕したからといって、もたない。それで、保育園がくつついていたり、いろいろなものがくつついています。そうすると、それを含めての改築作業になってしまいますので、計画的に今から、もう遅いぐらいです。しっかり計画を立ててください。

それから防災訓練ですけれども、本来、今回やったのは、3時までだったかが防災訓練で、それから区民まつりということだったのですけれども、3時前に行ったら、もう既にお店の前に長蛇の列が出て、お祭りが始まっていました。それは無理ですよね。場所をある程度設けても、出店など出てきてしまえば、やはり買い物に行きたくなってしまうし、祭りになってしまします。だから、確かに人数を増やしたい、いろいろな方に参加してほしいという気持ちはあります。だから、いろいろな中身を変えていく。バケツリレーなどもあって、面白い試みをいっぱいやっていましたけれども、それはそれで私は否定はしません。いいことはいいことだと思っています。けれど、防災訓練という意味では、遊びというよりは真剣に取り組むという啓発活動もしっかりとやっていただきたいなど、強くお願いしたいと思います。

そして、トイレトラックですが、ネットワークはどうでもいいのです。使えなくなったらどうするのですか。だから、し尿をどうするのですかということです。だって、し尿を処理すれば使えるわけです。だから、品川区の中で処理する方法を考えてくださいということなので、ぜひ継続して使えるように工夫してください。

○石田（秀）委員長 次に、西村委員。

○西村委員 367ページ、空き家等対策事業、時間が許せば342ページ、河川下水道費から排水力強化について伺ってまいります。

まずは、我が会派でも要望させていただいている空き家対策についてです。先日、「ビートたけしのTVタックル」という番組でも、近隣区の空き家問題が特集されていました、大変危機感を感じる内容でした。ぜひ対策を早めていただきたいとの思いから質問をさせていただきます。

令和6年度、空き家専門相談窓口で活用提案をしていただいておりまして、32件の相談のうち25件が解決に至ったと成果報告書にあります。どのような活用に至ったのかをお聞かせいただきたいと思います。

また、売却、活用の促進に関しまして、行政の介入をぜひ強く進めていただきたいと思います。不動産屋との秘密保持契約を模索するなど、ぐっと踏み込んだ施策を行わないと、進まないのではないかと思っております。ニーズ調査と調整を、スピード感を持って展開していただきたいと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

○川原住宅課長 空き家対策について、幾つかご質問を頂きました。

まず空き家の有効活用の推進というところで、民間の事業者の窓口を活用して、ワンストップで対応する窓口を設置しているところでございます。こちらは引き続き、数年にわたって相談を頂いている件数が非常に多く、除却・解体に至るまで、また、もしくは建て替える方も中にはいらっしゃるのですが、件数としては、やはり除却がほぼといったところでございます。

そして、今後の空き家対策というところ、空き家の活用というところで、区の介入を積極的にといっ

たご意見があったかと思います。確かに今、いろいろな新聞等の報道でも、空き家に関する報道がいろいろな視点からなされているところでございます。特に高齢者の増加というところと、空き家の数が増えていることについて、全国でも900万戸、東京都でも約90万戸、空き家が今後も増える見通しということになってございます。今現在、住宅課で対応している空き家の戸数としては、505戸余という形になるのですけれども、住宅・土地統計調査によりますと、空き家については2万6,000戸近く、まだ住宅課でも関与できていない空き家があるのは調査として分かってございますので、これらの開拓というか、調査をどのようにしていくか。また、こういった空き家を、今後の区民の方への住まいの施策というところにどう活かしていくかというところは、今後の在り方として考えていきたいと考えてございます。

○西村委員 正直申し上げまして、様々、他区を見ておりますと、少々、品川区の動きが遅いように感じております。個人情報を出すのは一番大変だと思うのですけれども、法的にはいろいろなやり方があるのではないかと思いますので、ぜひ調査を力を入れてやっていただきたいと思っております。

また、壊してしまうと借地権を失ってしまうとか、相続でもめているとか、何かしらの課題がそれぞれにあると思います。例えば相続でもめている場合は、売却して資産活用しませんかと、踏み込んだ提案ができるのは不動産屋であり、不動産屋が入れば調整が可能なことが多いと思っております。権利調整など、コンサル型の連携が必要だと思います。相手が公的機関なら安心という方も多いと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

○川原住宅課長 様々な空き家に対する所有者等からの相談に対しては、行政としても対応はしっかりと引き継ぎ行っていく必要があると認識しております。相続人の調査等においては、有識者の調査等も関わってくるところではあるのですけれども、不動産の知識を持つ不動産団体など、いろいろな有識者とも連携して、区としてできることを対応してまいりたいと思います。

○西村委員 区内にでも、様々、力を貸してくださる団体の皆様、事業者の皆様がいらっしゃると思いますので、ぜひ民間とも連携しながらお願いしたいと思います。豊島区では、まさに民間と連携してプロジェクトを立ち上げておりまして、空き家をコワーキングやサロンに変えて成果を上げております。特に私が注目したのは、区が主体となりまして、空き家所有者と地域貢献団体とのマッチングを推進しておられるところです。何よりこの事業によりまして、利活用の件数が着実に増加したと伺っている点に大変注目しております。品川区でもプロジェクトを立ち上げまして、踏み込んだ実施をお願いしたいと思いますが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○川原住宅課長 今、委員から豊島区の事例をお知らせいただきました。

確かに23区でも、空き家の戸数としては豊島区が最も多いというところで、豊島区としてもかなり空き家対策を強化しているところでございますが、品川区も同様に、今後増える見込みのある空き家に対して、どのように対応を行えるか。行政としてできることと、あと民間事業者との連携により広げられるところ、拡充できる部分というところでは、特に空き家の活用というところは大きな視点であると思いますので、引き続き拡充策については検討してまいりたいと思います。

○西村委員 以前、住宅課の課長同士が連携しながらミーティングをしたり打合せをされたり、情報共有していることがあるというのを課長からもお伺いしております、ぜひ様々な事例を活かしながら、品川区の空き家対策を改善させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

先ほどから、今日1日、雨水対策や排水力の強化について質問が出ておりますけれども、私も思うところが様々ありますので、ぜひ質問させていただきたいと思います。

まず、区でできることという視点で考えてまいりましたが、雨水ますに関する議論では、雨水取り込み口のニュースも報道であったところです。蓋を改善させても、さすがに120ミリには対応できないかもしれません、それでもできることは、ぜひ優先順位を立てて行っていただきたいと思っておりますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

また、雨水浸透施設に関する議論では、現状、4,912か所、整備していると伺っておりますが、この数が多いのか、少ないのか。それぞれの地域によって面積も違いますので、人口も違いますが、所見を伺えればと思います。また、この雨水浸透施設に関する議論では、さらなる強化と増設をお願いしたいと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

○森道路課長 一部報道でも、雨水ますの蓋が小さいのではないかというお話をございました。

雨水ますの蓋から雨が流れ込むのは、道路上に降った雨が雨水ますの蓋から流れ込んでいくということになります。今回の浸水被害におきましては、やはり内水氾濫といいましょうか、下水道管の能力を超えたものが道路のほうにあふれ出してきたと、所管としては認識しております。

ただ、場所によっては、しっかりと流れをよくする必要があろうかと思っています。網目状のグレーチングの蓋や、落ち葉が詰まりにくい蓋といったところについても、実際に現地を確認して、適正なところに配置していくことを考えております。

また、浸透ますについてご紹介いただきました。今年の9月に品川区総合治水対策等推進計画を、河川下水道課で改定いたしましたが、その前の計画から、雨水浸透ますという形で位置づけをして設置してきておりまして、そのときの目標が4,800個ございました。ですので、一応の数としての目標はクリアしたところでございますけれども、今回の雨、それから9月に改定いたしました計画の中では、より高いレベルでの流域対策ということが求められておりますので、引き続き、雨水浸透施設につきましても加速して設置していくべきだと思っています。

○西村委員 また、最後になのですけれども、こういったことを、推奨ではなくて、500平米以上の場合は、設置の義務づけをお考えいただきたいと思っています。品川区には指導要綱はありますけれども、任意寄りではないかと思いますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

すみません。もう一点。歳入で、被害があった地域への支援を伝える掲示板への貼り出しをお願いしました。チラシなど、最大の告知をしていただきたいと思います。併せてご答弁をお願いいたします。

○関根河川下水道課長 私からは、浸透施設を義務化すべきといったご質問にお答えさせていただきます。

河川下水道課では、一定規模以上の住宅と建築に際して、浸透施設の要綱に基づく指導をしておりますが、現状、多くの方に協力を頂いておりますので、義務化は考えてございません。

○羽鳥防災課長 掲示板での情報発信についてでございます。

今回、様々な情報発信媒体を活用して発信してまいりましたが、紙媒体での情報発信についても強化してまいりたいと考えてございます。

○石田（秀）委員長 次に、田中委員。

○田中委員 私は、335ページ、AIオンデマンド交通試行運行実施経費についてと、私も同様、345ページをはじめ、浸水対策事業についてお伺いしたいと思います。

まず初めに、AIオンデマンド交通「しなるん」についてですが、これは区民の方に使っていただくためには、まずは知っていただかないといけないと思います。区としては合計8か所での説明会を行いましたが、まず周知の実績を確認したいと思います。8回開催されて、何人ぐらい参加されたのか、ま

た説明会以外にも周知はどのようにやっているのか、お伺いしたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長 周知方法でございます。

まず、地域で説明会をさせていただきまして、総参加者数は44名ということで、ご高齢の方がほとんどであったという状況でございます。そのほかの周知につきましては、開始時に、対象地域を含めてエリア周辺に全戸ポスティングをさせていただいております。その他、地域センター等にチラシを置く等で周知を図っているところでございます。

○田中委員 私もパンフレットを7町会で250部ぐらい頂いて、地域に説明してまいりました。町会長はよくご理解いただいていましたが、実際、地域の方は、ほぼと言っていいぐらいなのですが、やはりこのことを知らなかつた方が大変多かったです。なので、引き続きこれを実際に使っていただくためには、ポスティングを1回だけ、あるいは施設に置くだけではなく、しっかりまた様々な手段を使って周知を図っていただきたいと思います。

それで、私も説明を地元でした中で、いろいろな声を頂いてまいりました。それで、例えば周知に関連するのですけれども、この地図があります。多くの方はこの地図を見て、この施設に行きたいから、その近くの乗降場所への行き来をしようと発想するのだと思います。もう課長には1回お伝えしましたけれども、例えばちょうど7番の平塚橋ゆうゆうプラザがありますが、ちょうど道を挟んだ反対側、この地図には記載されていないのですけれども、荏原税務署があります。それで、この地図の範囲外ではある施設ではあるものの、多くの方が利用する施設ですので、そういった、例えば1例ですけれども、荏原税務署のように多くの方が利用する施設を載せていただければ、ここに税務署があるのだから、7番まで行ってみようという発想になると思います。ぜひ多くの方が、民間施設も含めて、利用される施設はぜひ記載したほうが、より多くの方に乗っていただけるのではないかと思います。それが1つ。

それと、荏原第一地域センターには、こうした乗降場所がありますけれども、荏原第二地域センターにはありません。これはなぜかというのを確認したいのと、その他、旗の台の駅など、多くの方が利用するような施設にも乗降場所がないのです。今後ご説明の中には、利用者の声を聞いて、乗降場所の増加は考えるというお話でしたが、その点について、今の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長 まず、1点目の地図の記載の工夫といったところかと思います。

委員ご指摘のとおり、今現在だと、直接の施設名しか載せていないようなところもありますので、周辺を見回しまして、皆様が興味を持つような施設については併記するような形等、工夫を凝らしてまいりたいと思っております。

荏原第二地域センターにつきましては、先ほどの旗の台の話とも共通するのですが、やはり道路づけの状況、あとは幅員その他、歩行者の方の交通状況等も含めて、なかなか乗降場所にすると見通しが悪い、追越しができないなど、まずはマイナス要因がある中で、現時点ではこういう形で乗降場所を設定しているところではございますが、先ほど委員からありましたように、地域の皆様のお声を頂きながら、できるだけ増やす方向で調整はしていきたいと思っております。

○田中委員 もう限られた時間なので、ポイントだけ、地域の方の声をお伝えし、またお伺いしたいのですが、特に一番多かった声として、料金のことを強く言わされました。お一人400円ということではありますのでタクシーの初乗りよりは安いし、料金も距離にかかわらず、400円で行けるというメリットはある一方で、2人乗った場合は、400円掛ける2になってしまいます。例外として介護者の方は半額となるのですけれども、例えばご夫妻で、どこか買物に行こうなどといったとき、タクシーだったら、2人だろうと3人だろうと同じ料金ですが、こちらの場合は、掛ける人数分ということで、

かえって料金が高くなるのではないかという声もありました。

料金のこと、それと、あと利用時間が9時から5時ということと、中に、12時台に1時間、休憩を取りなくてはいけないという時間帯の関係、あるいは今後の展開で、範囲を超えた場所への利用拡大もぜひお願いしたいという声も頂きました。それらについて、お聞かせいただきたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長 料金でございます。

ご指摘いただいたとおり、おおむね、タクシーと比較すると、2名ぐらいまでは割安ということで、3名以上になるとタクシーのほうが安いという状況になるのかなと思っております。こちらについては、現時点でも様々、持続可能な運営という面も鑑みながら、今後の研究課題とさせていただければと思っております。

利用時間につきましては、私どものほうに様々お声を頂いておりまして、朝9時に昭和医科大学病院に着きたいというお声もございました。これも予算編成過程の中で検討はしてまいりますが、できるだけ利用状況を踏まえながら、利用者に寄り添った対応ができたらと思っております。

また、範囲につきましても、交通課題として、例えば大きな道路をまたぐと、それだけでかなり時間がかかるってしまうというような課題もございますので、ご意見等を頂きながら考えてまいりたいと思っております。

○田中委員 これを言ってはおしまいなのかもしれません、そもそも論として、これは品川区の地域交通検討会での検討が始まって、コミュニティバス、またA I オンデマンドと発展してきているのですけれども、そもそも地域交通検討会の検討の前提が、13地区を分けて検討されてきたという背景があります。これは、利用者からすると、13地区を超えていろいろな地域に行きたいという声のほうが多いと思います。今後の展開で、大崎第二地域が来年検討されではありますけれども、地区別での検討ということではなくて、もっと需要という視点で検討し直すというか、検討していくべきだと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○櫻木地域交通政策課長 運行エリアの範囲の設定につきましては、地区別というところにこだわらず、先ほど申し上げたとおり、大きな道路をまたぐと一気に所要時間が増えてしまうとか、あとは既存の交通事業者との関係で様々調整が必要であるとか、そのような観点からエリアを設定しているものでございます。私どものほうにも、目黒区に行きたいという声も頂いたりしておりますが、いろいろと研究させていただければと思います。

○田中委員 ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

続いて浸水対策について伺いますが、先ほど鈴木ひろ子委員からもお話がありましたが、平成12年に、我々1期生の頃に大水害が発生いたしました。そのときに当時、高橋区長が、クイックプランや、目黒川の護岸対策・雨水対策、あるいは戸越幹線・立会側幹線の建設をということで、今日までずっと、中延も浸水対策をやってまいりました。今回の被害を見て、被害が出たところは、ここは今後の課題など目に留まるのですけれども、私は、平成12年の頃からずっと続けてきた対策が成果として現れていて、今回の水害では現れなかったところ。でも、そこには確実に平成12年からの対策が、成果として出てきているのだと思いますが、そこはどのように受け止めていらっしゃるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○閑根河川下水道課長 今ご質問いただきました、これまでの成果というところについてでござります。

ご指摘のとおり、過年度の集中豪雨では、もう非常に大きな被害が出ておりまして、例えば平成11

年8月には、1時間最大77ミリの雨に対して約2,800棟の浸水被害が発生したという状況でございます。今回の豪雨はそれよりも非常に多い雨量という中でも、当時と比較すると、浸水被害は一定、抑えられているというところからも、これまでの下水道整備あるいは河川整備の効果が現れているものと認識してございます。

○田中委員 立会川は前回と同じぐらいの被害でしたけれども、目黒川は氾濫しなかった。五反田での水害は、ほとんどなかった。これも、これまでの対策の成果であるように思います。ですから、ぜひ今後、さらにこの事業を進めていただきて、来ないことを願いますが、今後いざ来たときにも、今回のような被害が出ないように、継続して対策を講じていただきたいと思います。

これまでのやり取りを聞いて、1点だけ確認したいのですけれども、土のうは重たいからこそ効果があるのだと思います。また水のうは、例えば排水溝から逆流するものを塞ぐために乗せるぐらいならいいのですけれども、浸水対策として土のうを外に積むというのは、中の水と外の雨水と、浮力が一緒なので、そのため用の水のうだったら、私はすぐ流れてしまうのだと思います。多分そうだと思いますが、その辺のガイドラインというのですか。それは正確に伝えていただかないといけないと思います。水のうだったら何でも可能だ、効果が出るということではないと私は思います。そこはどうでしょうか。

○森道路課長 委員がおっしゃるとおり、土のうは土が入っておりますので、その分、荷重が大きくて、水には流されにくいというところはあろうかと思います。ですので、今も土のうを積んでいただきたり、活用していただきて、水害を防ぐという形かと思います。

水のうについては確かに、周りの流れている雨と一緒に比重でございますので、流れが速かったり水のうに向かってくれば、流れることは十分、可能性はあるかなと思いますけれども、ひたひたとなっているものに対して、ある程度、押さえるとか、あるいは、青いビニールシートでくるんで、それで土のうの代わりにするというような使い方であれば、一定程度の効果はあるのかなと思っております。今おっしゃられたとおり、それぞれの違いが分かるように、広報もしていかなければと思います。

○田中委員 ぜひお願ひしたいと思います。

前回の水害から、今回もまた同様の水害が出ている部分で1点お伝えしたいと思います。戸越銀座に関してですけれども、池上線の戸越銀座の踏切があります。あれは少し上がっているのです。上がっているがゆえに、中原街道から国道1号線に向けた水が全部、あそこでせき止められてしまう。周辺の水害の範囲が広がってしまったということが、前回、平成11・12年のときもありましたし、今回も実はあります。なので、道路課なのか、河川下水道課なのか分かりませんけれども、あそこだけではなくて、例えば旗の台の池上線も少し上がっています。あれがあるがゆえに、そこで水がせき止められて、周辺の水害に及んでいるという背景がありますので、特に踏切周辺の下水道対策は喫緊の課題だと思いますが、いかがでしょうか。

○関根河川下水道課長 今、品川区が東京都より受託して進めております第二戸越幹線におきまして、まさに委員からご指摘のありました地点、また、そこより西側のところにおいて、水を取り込むマンホールを造る予定としておりますので、そこから完成すれば大きく水を取り込めるのかなと認識してございます。

○田中委員 ぜひ大至急、よろしくお願ひしたいと思います。

○石田（秀）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 3時01分休憩

○午後 3時15分再開

○石田（秀）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑に入ります前に、防災体制整備担当課長より発言を求められておりますので、お願ひいたします。

○遠藤防災体制整備担当課長 先ほど、し尿処理に関する答弁漏れがございましたので、改めて答弁をさせていただきたいと思います。

災害トイレにつきましては、災害時トイレ確保・管理計画に基づきまして、各フェーズにおいて必要なトイレを確保する体制を取っております。トイレトラックの活用に関しましては、道路啓開が実施されたフェーズにおきまして活用を行います。また、災害派遣トイレネットワークによる支援も受けながら、トイレトラックを展開してまいります。

し尿の処理につきましては、能登半島の事例によりますと、被災地から金沢市へ、し尿処理をするために車を運搬したという事例もございます。また、区のマニュアルにおきましても、東京都と調整の上、指定の下水道のままで汚水を排水するということも災害時の規定では決まってございます。こういった事例を活用しながら、災害時のトイレトラックのし尿処理につきましては進めていきたいと考えてございます。

今後とも品川区は、しっかり防災体制を整えておりまして、皆様方にご理解していただきますよう、しっかり取り組んでまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長 それでは、質疑を続けます。

ご発言願います。高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 順番はあれなのですが、354ページ、公園管理費、342ページ、河川下水道費、375ページ、避難所管理費。

まず、公園です。ほかの委員の方からも質問がありました、公園での手持ち花火ができることになったのですが、今後について、来年に向けてどのような形で進められていくのでしょうか。

もう一つは、スラックラインというのがありますと、皆さんもご存じのように児童センターでも人気で、日本でもスポーツ人口が五、六万人と言われています。これが区内の公園ができるのでしょうかということをお尋ねします。

それから、あと河川下水道費のほうは、委員長の許可を得てパネルを掲示します。これは立会川の写真で、河口部に10年ほど前に東京都のほうで、柵の下に少し見えると思うのですが、溢水防止板をつけていただきました。これで、河口の方は浸水がなかったということです。

それで、上流部分ですけれども、今回浸水があったところがありまして、上流部分で青いところに溢水防止板がついているのですが、それが切れたところがあるのです。一番上の写真の右側ですけれども切れていて、その二、三軒先が、住宅のほうから見ると下の車がとまっているようになるのですが、ここに水が車の後ろからジャージャー流れてしまつたということで、ちょうど青い防水板が切れているところなのです。この切れている部分に、今回のことを受けて、ぜひ溢水防止板を設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大友公園課長 まず花火についてになるのですけれども、こちらは午前中ですか、別の委員からのご質問でもあった内容でお答えしたとおり、一定の課題も見えてきたところでございます。今年度の試行実施の結果を踏まえまして、利用者、周辺にお住まいの方にとって、よりよい花火の利用について、検討していきたいと考えているところでございます。来年度も引き続き、公園での花火の利用は実施してまいりたいと考えているところでございまして、公園の利用促進、魅力向上に努めていきたいと考え

ているところでございます。

続いてスラックラインについてなのですけれども、スラックラインの利用というところに対して、特に制限をかけたり禁止しているというところはございません。しかしながらなのですけれども、スラックラインを張るというところにおきましては、一定の場所を占用するというところになってくるかと思います。長いものだと30メートル近く、張らなくてはならないという状況。また、ゴムというのですか、スラックラインというラインを張るというところにおいては、基本、木に巻くという形になるので、木に負担がかかるため、ツリーウエアというものがあるかと思うのですけれども、そちらでしっかり養生していただいて、木に影響がないような形にしていただくという条件。基本的に、ほかの方の迷惑になる場所に張らないということ、木を傷めないように配慮していただくというところがあるので、そのような場所の条件を設定していくと、かなり実施できる場所が制限されてくるのかなというところでは考えているところでございます。

○関根河川下水道課長 私からは、立会川の溢水防止板についてお答えいたします。

立会川に設置されている溢水防止板につきましては、パネル資料に記載いただいたとおり、護岸の構造や建築物との関係上、これまで未設置の箇所も存在していることは認識しているところでございます。そうした箇所につきましては、改めて護岸の形状や建築物の状況等を確認の上、設置できる箇所には設置を進めてまいります。

○高橋（し）委員 花火は継続してということですので、花火ができたという喜びのお声がたくさんこちらにも届いていますので、よろしくお願ひします。

スラックラインは、では浦安市がスラックラインエリアというのを公園の中につくったのですが、そういう整備をしていただけるという方向で検討していただきたいのですが、いかがですか。

それから溢水防止板については、今お話があったように、ぜひ早急に、設置していないところにお願いします。

○大友公園課長 整備についてでございますけれども、公園の改修時などに検討する形にはなるかと思うのですけれども、地域、利用者の声などを幅広く聞きながら、その必要性等も含めて検討してまいりたいと考えてございます。

○高橋（し）委員 では次に、避難所管理費になります。

総務費のときにもお尋ねしたのですが、審査意見書の総括意見の92ページ、都市プランディング推進事業等における契約変更や包括連携協定において、契約の機会均等の原則の観点から懸念される事例が見られたとありますが、当初、プランディング推進事業については総務費でお尋ねしました。ちょうど今日、都政新報に新聞記事が載っていましたが、包括連携協定も置いておいて、それ以外に監査から指摘があった、協定と事業の関係というのはあったのでしょうか。

○黒田監査委員事務局長 令和6年度の決算審査に当たりましては、各監査委員より、各所管に対するヒアリングを行いまして、各事業について執行状況などの質疑を行っているところでございます。

意見書の記載にあるところにつきましては、包括連携協定につきましては、それ自体が何か、相手方を優遇するというものではありませんが、包括連携協定の相手方が今後、区の契約の相手方になるようなことがある場合について、事業者選定などの際の契約事務について、機会均等等や公平性の観点についての留意事項等について、ヒアリングの際に様々意見が出されたものにつきまして、「等」というような表現をしたものでございます。

○高橋（し）委員 私が、総務委員会には出でないので、自分で調べた範囲ですが、去年、試行運

行したキッチンカー、そして今年の6月にシンクロ・フードと「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定」、そして今年度の、その後の、キッチンカー活用事業についての流れというものが、これは災害時の協力体制の構築という観点でお尋ねします。そして、キッチンカーによる防災上の整備は非常に重要な施策だと思っているという前提でお尋ねしますが、監査の指摘は、このキッチンカーの出店に関する指摘ではないのでしょうか。

○黒田監査委員事務局長 こちらの決算意見書にあります意見につきましては、いわゆる地方公共団体における契約の在り方について、包括連携協定の際に質疑があったというものを取りまとめたものでございまして、特定の事業を指しているものではございません。

○高橋（し）委員 それで、7月に日本キッチンカー経営審議会とも防災協定を結び、キッチンカーの活用を契約しているのですが、こととの関係と、現在、シンクロ・フードとの関係で、どうしてこちらの協会と、キッチンカーをプラツツアに出店しないのかということに関しては、また別の機会にお尋ねするとして、それで、このキッチンカーの事業は、主な目的は災害時の協力体制の構築ということだと思うので、その観点の上でお尋ねするのですけれども、この使用許可および手続はシンクロ・フードとしたのか、それとも出店されているところからしたのかということ、それから地所賃貸料の14万6,000円の算出方法はどのようにになっているのかということ。それから、そこまでは経理課になると思うのですが、こちらは防災課だと思います。区が考えている協力体制の構築というのは、プラツツアで出店することによってどのように構築されるのかということを、具体的にお答えください。

○佐藤経理課長 キッチンカーについてのお尋ねです。今、委員がお尋ねになったのは、令和7年度、本年度からプラツツアでやっているキッチンカーの事業だと思われますので、それについてお答えします。

こちらについては、シンクロ・フードにつきましては、本年1月から簡易型プロポーザルによって事業者を選定しております。また、歳入の14万6,000円につきましては、キッチンカーを手配する毎週水曜日・金曜日というところから、あと自動車の占有する面積から算定したところに対して、プロポーザルで金額を提案してもらって、その金額になっています。

○遠藤防災体制整備担当課長 日本キッチンカー経営審議会との協定に関しまして、こちらは能登半島地震のキッチンカー派遣の実績があるという団体でございまして、そちらの知見と、品川区の防災力の向上のために、今回、協定を締結させていただいて、シンクロ・フードのキッチンカーの事業に併せて展開していくといったものになります。

○石田（秀）委員長 次に、松本委員。

○松本委員 私からは、354ページ、公園管理費と、337ページ、屋外広告物取締事務について伺います。

先に屋外広告のほうなのですけれども、今年の8月に大阪の道頓堀でビル火災が起り、消火に当たっていた消防隊員2名が亡くなるということがありました。課題については基本的には消防庁の所管かと思うのですけれども、この件では屋外広告を伝って火が燃え広がったというような指摘がなされております。その屋外広告について、不燃性の素材が使われていたのかというところが問題になっており、また同様に、建築基準法に適合しているか審査する工作物確認検査を設置者が受けていたのか不明なまま、市が屋外広告の設置を許可していたという問題が指摘されています。

こうした問題というのは、当区にも大きな屋外広告がありますので、当区の場合の確認状況について伺っておきたいと思います。お願いします。

○川崎土木管理課長 まず屋外広告物についてですが、区としては、東京都屋外広告物条例によりまして、設置の許可事務を行っております。申請内容につきましては、東京都の条例に基づいて審議をしているといった流れで行っています。

今回の道頓堀の事故を受けまして、まず屋外広告物の東京都の条例については、材質についての規制というものはございません。ただ、掲示する場所、地域、それから大きさや広告の種類によっては、委員がおっしゃるように建築基準法、それから東京都火災予防条例で規制がある場合もあります。ただ、一般的に本区内の広告板や広告塔につきましては、屋外に常にさらされているものという意味では、耐久性が高く、軽量で丈夫なアルミや、ステンレス、アクリル板、プラスチックといったものを使っていいるという形で認識しております。区としましては、区道上のものにつきましては、令和5年から地域ごとに分けて、基準不適合物件および公衆に危害を及ぼす可能性のある物件を把握した場合は是正指導を行う実態調査というものを委託で行っております。

○森建築課長 委員ご指摘のとおり、建築基準法では、防火地域内にある広告板・広告塔等は、高さ3メートルを超える場合、その主要な部分を不燃材で作り、また覆わなければならないとされております。

○松本委員 分かりました。素材についてのところを含めて、恐らく適正に管理されているということかと思いますが、今回の事案が発生していますので、引き続き、管理というか指導できるところは、もし何かあれば指導していただければと思います。お願ひします。

次に公園管理なのですから、今日は私は公園での撮影について伺っていきたいと思います。

品川区立公園条例第3条の2には、業として写真または映画を撮影するときには、申請して区長の許可を得ないといけないという定めがあります。映画には動画も含まれると思うのですけれども。そこで伺いたいのが、業としての撮影の場合、申請の手続と費用についてお願ひいたします。

○大友公園課長 申請の手續でございますけれども、事前に公園課に連絡していただく必要がございます。希望日に撮影できるかを確認していただきまして、撮影日の1週間前までに、品川区電子申請サービスにより公園撮影の申請を行っていただくという形になります。結果、ご連絡を差し上げて、撮影できるという形になりましたら、区役所で占用許可申請、また占用料の支払いをしていただくという形になってございます。占用料については、管理課長から。

○川崎土木管理課長 写真撮影につきましては、単価としては1,997円、そしてロケーションについては1万7,625円ということで、こちらは令和7年度に改定した価格にはなるのですけれども、そのような形で徴収しております。

○松本委員 写真は1,997円で、プロモーション、動画かと思いますが、1万7,625円ということで、結構、動画は1時間当たりだと思うのですけれども、高いと思います。

これは、もともとは多分、プロの人が撮ったり、広告や、あとウェディングの関係などということを想定されて、やっていらっしゃると思うのですけれども、最近、SNSの時代になって、また別の問題が出てきているのかなというところで取り上げさせていただきました。

品川区の公園ではないのですけれども、アニメのキャラクターのコスプレをした人が、公園で自撮りをして、写真をSNSにアップしたところ、役所から許可を得ずに公園でそういう写真撮影をするのは公園の管理規約に違反するのではないかという批判を受けて、炎上するという事案がありました。SNSが普及して、一般の人もマスコミなどを使わなくても、自身が撮影した写真や動画を広く拡散することが容易になりましたというところで、話していると、我々議員や政治職は関係がなさそうに見える

のですけれども、実はかなり大きな影響がありまして、我々も結構、写真や動画を撮って、最近、特に選挙前などはSNSに上げるということがあるので、実はこの辺り、公園での撮影というのは結構、重要な問題なのではないかと思って取り上げたいのですけれども、まず、先ほどのコスプレーヤーの事例で、アマチュアのコスプレーヤーが個人のSNSに投稿する目的で撮影する場合は、業としての撮影と言えるのでしょうか。解釈を伺えればと思います。

○大友公園課長 公園条例におきまして、業としての写真撮影、または映画を撮影する際は許可を受けなければならないとしているところでございます。そのため、個人のSNSサイトの掲載の目的であれば、商業目的でないと判断されるかと思います。

○松本委員 この商業目的というところでいうと、最近、個人のSNSでも、主目的として収益を上げる目的ではなくても、例えばXなどは、ブルーバッジをつけていると、インプレッションが上がればXからお金が払われるというようなこともあるかと思います。これは政治家でも同じで、政治家でもインプレッションが多い人のところにはお金が振り込まれるというようなことが起こるので、商業目的という点を考えていくと、間接的に収益が入ってしまう場合は、業というところに含まれていくのか、あるいは個人のSNSでもプロのカメラマンに撮ってもらった場合、どうなっていくのかというところはどうなのでしょうか。

○大友公園課長 収益を得ることを目的としたSNSサイトに掲載する場合については、申請許可が必要と考えているところでございます。また、個人のSNSサイトの掲載であっても、プロのカメラマンによって撮影されるというところであれば、業としての写真または映画を撮影することに該当するため、申請許可が必要になると考えているところでございます。

○松本委員 今のところで、かなり実は、「業として」というところを考えていくと、なかなか大変なところがあるということが分かっていくのですけれども、この「業として」というのは、ほかの法律でもよく出てくる表現ですので、実は営利性は解釈上、必要ないと言われているので、必ずしも商業目的だけではなくて、今、プロのカメラマンの話も出ましたけれども、例えば個人のプロモーションの撮影、動画の撮影でも、一般論としては「業として」というものに含まれ得るという解釈でいいのでしょうか。

○大友公園課長 通常、個人的な写真やビデオの撮影は申請不要でありますけれども、個人的な撮影であっても、CMや映画のように外部に広く公開する目的であれば、ロケーションの撮影に該当することもあるというところで、状況により申請が必要となる場合もあると考えてございます。

○松本委員 やや、ざわついていますけれども、皆様も気をつけていただく必要があるということかと思います。私も前の選挙のとき、怖いなと思って、公園での撮影はやめたという経緯があります。ただ、ここで大事なのは、今のは原則論の判断かと思います。ただ、もともとなぜこういう規定があるかといったら、いろいろな商業的な目的で撮影がどんどん入っていって、それで普通の区民が使えなくなるということを防ぐというところがあると思うのです。一方で、SNSというものが出てきたことによって、やはり考え方か変わらないといけない部分もあると思っております。逆に、こういう規定があることによって、政治家を含めてですけれども、表現というものがやりにくくなるということでは本末転倒かと思いますので、ここの部分は解釈というところはあると思いますので、いろいろ、中でもご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○石田（秀）委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、371ページの避難行動要支援者支援事業に関連して、障害者の避難

訓練の実施を求めて質問したいと思います。

区では、一昨年前からでしたか、防災課と福祉部の障害・高齢者部門生活福祉課、保健センターの部課長が一堂に会して、大学教授を迎えて、福祉部における防災対策の検討会を行っています。災害時の避難等に課題を抱える避難行動要支援者や災害時要配慮者等への対策が具体化されることを期待するところですけれども、この検討会は年に4回ほど開催されると聞いています。昨年は何回されたのか、今年は今現在、何回されているのか教えてください。それで、どういう議論がされているのか、大きなテーマだけでもいいので教えていただけたらと思います。そして、その中で障害者を対象にした避難訓練などが議論になっているのかも教えてください。

○羽鳥防災課長 福祉部が行っている災害時対応等検討委員会についてのご質問でございます。

こちらは、まず前提といたしましては、福祉部が主催の福祉部による会議でございます。防災課といたしましては、オブザーバーということで参加させていただいているものでございます。

こちらの会議は令和2年度から開始されました、昨年度、令和6年度は5回開催されております。今年度は2回の開催だったと認識してございます。

テーマといたしましては、福祉部の部内の会議でございますので、福祉部が抱える各課題について各課で検討しているという状況でございます。その中で防災課が同席させていただいて、連携を取っていくという状況でございます。

その中で話題として、避難行動要支援者の方への避難訓練というところは、今まで具体的にテーマとしては上がっていなかったという認識でございます。

○石田（ち）委員 分かりました。

この間、私たちも障害者団体の皆さんと懇談して、様々要望を聞かせていただいた中では、多くの障害者団体から、防災に関する要望がありまして、障害者を対象とした避難訓練の実施を求める声も多くありました。この間、先ほども質問があったと思うのですけれども、障害者が参加した避難訓練は、聴覚障害の方々の参加で実施した。そして、あと福祉まつりでも防災訓練がされたということで、それが実施されることはいいと思うのですけれども、団体の皆さん、特に視覚障害の方々からは、「視覚障害者にとって、地域の防災訓練への参加はそれ自体が大きなハードルとなっている。なので、主に視覚障害者を対象とした防災訓練を実施することが有効だと考えます」。あとは、肢体不自由児、重度の心身障害の方々からは、「福祉避難所で過ごすことができるのかなど、多くの不安があります。なので、避難訓練等で障害者が何に困るのか、具体的に知りたいです」。あとは、精神障害の方々からは、「パニックを起こしやすい精神障害者が落ち着いて避難できる福祉避難所の在り方を研究してほしい。訓練も障害者対象にやってほしい」など、様々、やはり当事者の皆さんが訓練に参加するということを望んでおります。

この要望は区にも届いていると思います。災害時、自宅が安全なら在宅避難する方が多いと思いますけれども、住める状況ではなくなってしまう可能性もある中で、安心して避難できる避難所での対応もしっかり取られることを前もって知りたいということは、障害のある方は特に感じことだと思います。福祉避難所に直接行けるようになりましたけれども、マニュアル等がまだないですよね。どういう対応がされるのか。先ほどもありましたけれども、安心して過ごすことができるのか。これが全く見えない状態です。なので、マニュアルにしていくためにも、障害種別ごとにそれぞれ訓練の実施が必要だと思います。視覚障害、聴覚障害、知的、身体、精神等々、障害の種別によって、困ることも違います。スタッフの対応も全然違ってきます。障害の種別ごとの避難訓練の実施をぜひやっていただきたい。これ

は当事者も望んでいることですので、求めたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○星災害対策担当課長 ご質問につきまして、お答えさせていただきます。

防災課としましても、障害者の団体の方と、福祉まつりをきっかけに、いろいろな配慮について、聞く取組を始めたところでございます。その中で、ご指摘のとおり、障害には様々な種類があるということ。また、それによって様々な配慮が必要である中で、まず障害ごとに訓練をやっていただきたいという要望も理解しております。こちらにつきましても、必要な配慮、またどういうものができるか等々、検討して進めてまいりよう、障害者団体の皆様とも連携を取っていくというふうに考えているところです。

○石田（ち）委員 障害者を対象に訓練をやってもらいたいというのは、今に始まった要望ではないと思うのです。結構、ずっと出されてきた要望だと思います。それが、先ほどの検討会でも議論になつてない。そして、福祉まつりをきっかけに議論するようになったみたいな、声を聞くようになったということ。いいことなのですけれども、もっと迅速に進めていただきたいというのが、当事者の皆さんのが思ひだと思います。いつ発生するか分からない災害に対して、いつ起きてもおかしくないという災害に対応するためにも、障害者種別ごとの訓練をやっていただきたいと思うのです。

先ほどの質問でも、「他の自治体の参考事例も取り入れて」とありました。静岡県では、障害のある当事者家族が企画段階から参加し、避難所における課題を洗い出し、実践的な運営方法を検討していました、熊本県では、精神、そして発達障害者の避難訓練を実施して、外見からは分かりにくい精神障害者や発達障害者が災害時に抱える困難を理解し、適切な配慮を学ぶとして、特性の理解と対応研修を、地域の支援者、そして避難所運営スタッフを対象に実施したり、落ち着ける空間の確保をするクールダウンスペースの設営訓練などが具体的に実施されております。ほかにも様々、他自治体では実施されております。

「私たちのことを私たち抜きで決めないで」という障害者権利条約のスローガンに基づいて、ぜひ障害種別・特性別に、当事者の声を取り入れた訓練を実施していただきたい、検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○羽鳥防災課長 まず私からは、先ほど福祉部の災害時対応等検討委員会において、障害者の方の訓練について、テーマとして上がっていないと申し上げましたけれども、具体的な検討はその場ではされていないというところでございます。話題としては、上がってございます。その話題を踏まえまして、その会議体とは別に、個別に福祉部と連携を取って対応を進めているという状況でございます。

また防災課では、避難行動要支援者の避難誘導ワークショップというものを実施してございます。こちらは、しながわ防災学校のメニューとして実施してございます。令和6年度は計3回、実施させていただきました。こちらは地域連携コースという枠組みの中で実施してまいりましたが、令和7年度からはさらに内容をアップグレードして、独立した支援のメニューといたしまして実施すると。計3回行う予定で、現在、計画しているところでございます。

○星災害対策担当課長 防災訓練の実施についてということですけれども、参考事例等を参考にしていく中で、まずは聞いて、それぞれの特徴、また慌てないでしっかりと効果が出るような訓練というところをお話をし合いまして、実現に向けて進めてまいりたいと考えているところです。

○石田（ち）委員 いずれにしても、当事者の皆さんのが声を聞いて進めていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、343ページ、河川管理費、369ページ、防災区民組織育成費、373

ページ、感震ブレーカー普及事業、時間があれば357ページ、公園・児童遊園整備費からお聞きしたいと思います。

まず河川管理費に関連して、護岸等の治水対策の強化について、お聞きしてまいりたいと思います。

9月11日の豪雨災害について、今日は何人の委員の方から出ておりました。今回の豪雨災害は、1時間に120ミリという想定外の降水量の豪雨の被害でしたので、この被害状況を今後の教訓とすることが重要であると考えています。

まず立会川の護岸ですけれども、今回は、整備されている止水板を超えて水があふれて、近隣の住宅が床上浸水などの被害に遭いました。護岸の止水板は、26年前の台風被害を受けて、現在の高さのものが設置されていると認識しております。ですが、先ほど高橋委員からもありましたけれども、一部、未設置の場所もあります。こうしたことや、また新妻委員からもありましたけれども、橋のたもとから氾濫して国道側に水があふれるというような被害が出ておりました。今回の被害の教訓をさらに次につなげるために、対策として、例えば止水板の未設置を解消していく。また、橋のたもとの対策を打っていく。また、既存の止水板の高さを上げるというような、さらなる護岸の治水対策の強化が必要と考えますが、ご見解をお聞かせください。

○関根河川下水道課長 立会川の溢水防止板についてお答えさせていただきます。

委員がおっしゃるとおり、立会川については溢水防止板を設置しておりますが、いまだ未設置箇所や、設置していても跳ね返り等によって溢水してしまった箇所があるということは認識しております。そうしたところにつきましては、現地の状況を確認して、その上で、未設置の箇所について設置していく。また、橋のたもと等につきましては、どういった形で高さを上げられるか、固定方法等を検討の上、そこについても高さを上げて設置してまいりたいと思います。

○こんの委員 被害の状況も見ていただきながら進めていただきたいと思います。

今回の豪雨被害は、浸水ハザードマップの想定どおりとともに、ハザードがついていない、くぼ地でも被害が出ておりました。今回の被害を教訓に、浸水ハザードマップを更新するとともに、ハザードのついたエリアについては、今後重点的な治水対策が必要ではないかと考えております。例えば不燃化対策というのがありますが、そこは、木造密集地域を重点に、解体・除却費用や建築費用助成など、いわゆる不燃化の促進を図っていく対策が取られています。治水対策については、ハザードがついたエリアを重点的に、例えば止水板の設置助成の要綱の見直しをして、簡易止水板なども含めて、対象要件や助成額の拡大、あるいは雨水利用タンクの設置助成や、また雨水浸透施設設置助成といったことの増額をしていく、また災害に対応した保険の加入といったことの促進など、ハザードがついているエリアを重点的に、治水対策を進めるよう、今後考えていいらしいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○関根河川下水道課長 今ご指摘いただきました、重点的な対策というところでございます。

今回の浸水では、区内全域でかなり広く大きな被害が出ているというところもございますので、まずは止水板等につきましては、一定、条件を緩和して、より使いやすくする、拡大するという方向で考えていいきたいと考えてございます。一方で、場所場所に応じた重点という視点もあろうかと思いますので、そちらについては今後、調査等をさせていただければと考えております。

○こんの委員 新たなところも被害に遭った、全域だったというところも、私も認識しておりますが、26年前と今回と、2度の被害を受けている場所は、何らかの対策を打っていかないと、また同じような被害を受けると思いますので、そうした意味も含めて重点的にと申し上げたところです。今後、

そうしたことも考えていっていただきたいと思います。

次の質問に参ります。防災区民組織の育成費に関連して、町会・自治会に貸与されている防災服についてお聞きしたいと思います。

先日、大井第三地区の総合防災訓練に参加した際に、町会長や町会の防災部の方から、防災服についてこのようなご意見を頂きました。防災服の生地が厚くて通気性がない。色が紺のために、ひなたでは熱を吸収してしまって、着ているだけで熱中症になってしまいそうだというお声があります。現在の防災服は相当前から、これまで更新されることなく現在に至っていると認識しているのですが、現在の防災服について、現状をまず教えてください。

○星災害対策担当課長 今ご質問の、いつ頃からというところなのですけれども、平成16年までは遡ることができたのですけれども、それよりも前、いつ配布が始まったか等々は確認できない状態でございます。

○こんの委員 平成16年よりも前のものだと。今の防災服が、本当にというか、そういうお声を受けて、どのようにこの防災服の在り方を考えいらっしゃるのかなというところをお聞かせください。

○星災害対策担当課長 ご指摘のとおり、20年、変わらず動いてきているという状況がございます。今回、気温等が高い期間、10月になりましても暑い季節での防災訓練になっていることから、素材の見直し等々は、来年度に向けて検討していきたいと考えているところです。

○こんの委員 素材の見直しを考えてくださっているということですので、ぜひお願いしたいと思います。

ちなみに消防団も、薄いタイプの、いわゆる夏用と冬用と、用意されております。また、議員に配付された、また職員の方も防災服が見直されて、薄手の防災服になって、冬はその下に着れば暖かくなるようなタイプのものになっておりますので、どうか、区民組織の方々の着る防災服に関しても、見直しをお願いしたいと思います。

次の質問に参ります。次は感震ブレーカーです。これは、大地震による停電が復旧する際に起こる通電火災を防ぐためのものであります。品川区では2016年度より、不燃化特区の木造住宅を対象に、分電盤といったものの一部助成を開始してくれました。その後、令和元年に、アース付きコンセントへの接続「簡易タイプ」といったものも対象に追加していただき、さらに昨年度より補助対象範囲を区内全域に拡大してくださり、また助成補助率を引き上げるといった事業をしてくださって、大変評価しております。

ただ、設置普及について、消防庁では、木造密集地域、市街地など、火災延焼の危険が高い地域への普及促進、いわゆるエリアの推奨はしていますが、建物の構造については限定していないと認識しております。現在、品川区では、対象になっている建物の構造をいわゆる木造住宅に限定しているわけなのですけれども、限定していることについてのお考えを、まず確認させてください。

○遠藤防災体制整備担当課長 ただいま委員からご紹介のございました、感震ブレーカーの助成を木造住宅に限定しているといった理由につきましては、まず木造住宅が延焼火災により、まちを面で延焼させることが原因になってございます。まずは感震ブレーカーを木造住宅につきまして優先して整備していくと。それによって木造住宅の延焼火災を抑制していくといったところが目的になってございます。

○こんの委員 延焼を防ぐ、いわゆる木造地域の延焼を防いでいくと理解しております。

ちなみに、23区内で、自治体で感震ブレーカーの設置の対象にしている建物の構造を調べたところ、感震ブレーカー設置の対象建物を木造住宅に限定していない区、いわゆる建物の構造全てというところ

は、港区、新宿区、江戸川区、台東区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、足立区です。いわゆる集合住宅、マンションといったところも、木造住宅に限らず全ての建物の構造を対象にしている区が、今申し上げたところであります。火災延焼を防ぐという、木造住宅を重点的に対策を打つということは重要ですけれども、そもそもどの住宅であっても通電火災を発生させないといったことが重要だと考えるわけです。そうすると、対象とする建物の構造について、対象拡大が必要ではないかと思います。全ての建物の構造を対象とすることを提案したいと思っているのですが、それに併せて、最近、環境に優しい暮らしとしてプレハブ住宅が注目されていて、一般住宅として増えているようですので、こうした住宅も併せた全ての建物の構造を対象にすることを提案したいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○遠藤防災体制整備担当課長　　ただいま委員からご紹介があったとおり、東京23区では9区で、建物の構造を限定しない、全家屋を対象とした感震ブレーカーを展開しているといったところを私も認識しているところでございます。また区としても、在宅避難といったところも、マンションの防災力を高めて在宅避難を確保するといった観点でも、感震ブレーカーの設置の必要性といったところは認識しているところでございます。

災害時、火災が多発した場合、なかなか消火活動といったところが逼迫するといったところと、またマンションで火災が起きた場合、そちらの消火活動をすることによって、住家が水損を起こす。近隣あるいは下層階の居住の方は水損を起こすといったところで、やはり災害時にも、マンションあるいは共同住宅といったところへの感震ブレーカーの導入といったところは必要ではないかというところは、現在、検討しているところでございます。今後、感震ブレーカーの普及といったところの検討を進めるとともに、先ほど委員からご提案がございましたプレハブ住宅といったものに関しても研究してまいりまして、どのような形で支援をするのがよいのか、検討を進めてまいりたいと思います。

○こんの委員　　どうか今おっしゃってくださったように、在宅避難といったことが主流になるわけでございますので、そこから火災を出さないといった観点からも、ぜひ進めていただきたいと思います。
以上です。

○石田（秀）委員長　　次に、藤原委員。

○藤原委員　　335ページ、交通安全対策なのですけれども、区道の交差点に、よく三角形のマークと自転車のマークが描いてあってそこに「止まれ」と地面に書いてあるのですけれども、あれは自転車の一時停止ですか。というのは、私は自転車が一時停止したことを見たことがないのです。今度から一時停止をしなかったら、あれも切符を切られるのですか。伺います。

次に、339ページ、道路空洞調査修繕なのですけれども、埼玉県八潮市で道路の陥没がありましたけれども、それから時がたって、品川区も調査等していると思うのですけれども、現状はどうでしょうか。そして、それで空洞を発見された場合の対策はどういうふうにしているのか。東京都下水道局で、國の方針に従って下水道管の調査を行っていると思うのですが、結果はどうだったのか、教えてください。

それと、9月11日の大変激しい雨のときなのですけれども、下水道管に流す雨水ますが、きちんとが掃除されていないといけないと。これは339ページで、清掃等委託なのですけれども、これはいつも、最大の効果が出るように、きれいにきちんと掃除はしているのでしょうか。その辺について伺います。

次が351ページ、不燃化特区支援事業なのですけれども、令和8年度から5年間延長されるというのは伺っているのですけれども、まだその地区はどことは決まっていませんよね。その確認をさせてく

ださい。

次に361ページ、公衆便所費なのですけれども、西大井の駅の公衆便所。私は何回もお願ひしました。あそこの花壇および歩道の植木に、公衆便所から水を取ってというのはいかがなものかと言ったのですけれども、その改善はされていますか。

次、353ページ、西大井駅周辺地区整備検討委託なのですけれども、補助第205号線と滝王子通りの三角地帯の再開発の状況はどうなっているか、教えてください。

354ページ、公園管理費なのですけれども、西大井の駅前の西大井広場公園、駐輪場の設計等の流れというのはどういうふうになっているか、教えてください。

次、362ページの細街路拡幅整備事業なのですけれども、皆さんのがセットバックを、ルールをきちんと守ってしてくれているのですけれども、電柱が下がっていないから、セットバックした家と電柱の間を歩行者が歩いているのです。これはいかがなものかと思います。その辺について、答弁ください。

最後に346ページ、都市計画費で、私の政治のテーマである西大井について伺いますけれども、本当に西大井駅というのはいいのです。東京駅まで12分、新宿まで大体十五、六分、横浜まで乗り換えないで18分。こんなすばらしい駅は、私はないと思っているし、これから西大井駅に物すごく発展していただきたいと思っているし、発展すると思っています。

心を込めて質問します。まずは、西口の改札口はどうなっていますか。それと、ホームドアの設置はどうなっていますか。高崎線にとまつてもらいたい。これはどうなっていますか。東口の改札口の増設はどうなっていますか。それと、踏切が混雑しています。踏切はどうなっていますか。この西大井に関しては、私1人の意見ではありません。私も西大井の地域を回って、特に西側は、みんなこれを求めています。「なつたらいいね」と、本当に心から思っています。よろしくお願ひします。

○山下交通安全担当課長 私からは、区道の交差点にあります三角の止まれのマークについてと、西大井駐輪場の進捗状況等についてお答えさせていただきますが、区道に描かれている「止まれ」でございますけれども、これは、一時停止の規制がないところに、法定外表示として、自転車も止まってくださいという注意喚起のために描いてあるものでございます。逆に規制されているところにつきましては、赤色の逆三角の「止まれ」という標識があつて、下に停止線があります。そちらは道路交通法で規制がかかっております。自転車も車両ですから、そこで止まらなければ交通違反となりますので、取締りの対象となります。ただ、先ほど答弁させていただいたのですが、4月1日から規制法が変わりますけれども、自転車の取締りの考え方については変わっておりません。まずは指導・警告がありまして、それに従わない場合、また事故に発展するような重大な違反については厳しく取締りをしていきますけれども、まずは指導・警告があるということで気をつけていただければと思います。

続きまして、西大井の駐輪場の進捗状況でございますが、西大井広場公園の北側の公園の改修が、今、実施設計に入っておりまして、来年度、改修工事が行われる予定となっております。その中で、一部におきまして、駐輪場の設置も含めて、現在進んでいるところでございます。

○森道路課長 私からは、空洞調査、清掃、西大井駅前の花壇と、それから踏切について、お話をさせていただければと思います。

まず空洞調査につきましては、毎年20キロ、5年間で100キロ、全区で空洞調査を行っています。また、日々のパトロールを通じて、路面がへこんでいる状態などを確認しているというところでございます。実際に発見した場合につきましては、区内事業者の協力の下、該当箇所を掘削して原因を確認すると。その後、交通迂回路をまず示させていただくということです。その後、原因となった施設管理者

である、例えば下水道局なりが本格的な復旧工事を行っていくところでございます。

それから次に、清掃についてでございますけれども、雨水まずは、品川区内区道上に2万7,000か所ございます。落ち葉で詰まる可能性の高いところを中心に、年に1回、1万4,000か所程度を、順繕りに掃除をしているという形になっております。今回の雨で、もしかすると清掃が間に合わずに詰まっていたところもあるかもしれませんけれども、基本的には毎年掃除させていただいているので、ある程度の能力は発揮したのかなと思っています。

続きまして、西大井駅前の花壇についてでございますけれども、委員のご提案をそれぞれ頂きまして、花の植え替えも実際にさせていただいております。水やりにつきましては、近くの西大井の駐輪場から水を頂いたりという形で改善させていただいているところです。

それから、原踏切のことかと思います。そちらにつきましては、今、直接的には補助第205号線の整備の検討を進めておりまして、その改善ができればというところではございますけれども、一方で、時間も当然かかるものでございますので、踏切自体の安全性の確保といった面からも、しっかりと検討していかなければと思います。

○小川木密整備推進課長 私からは、不燃化特区支援制度についてお答えさせていただきます。

不燃化特区支援制度ですが、委員がおっしゃいますとおり、昨年度末に、都より、令和8年度から5年間の延長が示されたところではございますけども、実施地区および助成支援内容については、まだ決まっておらず、現在、都にて検討されているところでございます。

区としましても、区内不燃化特区における建物の不燃化は、まだまだの状態と認識してございますので、引き続き助成支援が行えるよう、現在、東京都と協議しているところでございます。

○中道都市開発課長 西大井の市街地再開発事業というところで、今現在、西大井一丁目南地区というところが協議会の状況でございます。今、権利者と個別面談を行っていまして、具体的に準備組合にしていくというような可否について、権利者と話しているような状況でございます。

また、当該地区は住宅街というところで、様々、どういった用途が足りているのか、足りていないのかというのも調査していると聞いてございます。足りていない用途を、こういったまちづくりの中に入れ込んで、周辺の方々にもよりよいまちになるよう取り組んでいると聞いてございます。

○関根河川下水道課長 私からは、埼玉県八潮市の陥没事故を受けて、東京都下水道局が実施している調査についてお答えいたします。

東京都下水道局では現在、全国特別重点調査というものを行っております。管径2メートル以上かつ敷設から30年以上が経過した下水道管のうち、特に八潮市の陥没現場の下水道管と類似の構造・地盤条件等の箇所を優先的に実施しているところでございます。この優先的に実施している箇所につきましてでございますが、この調査箇所には区内も含まれておりますし、このうち区道についての対象が約1キロメートル、全て調査済みと東京都から聞いております。

その結果でございますが、マンホールとマンホールの間の下水道管を1区間とカウントしたときに、原則1年内に速やかに対応を実施する緊急度1が2区間、5年内に対策を実施する緊急度2が6区間あると聞いております。なお、いずれも、確認された損傷は軽微かつ局所的であり、今後、状態に応じた対策を実施すると聞いております。また、区内の国道および都道につきましては、現在、情報を整理中とのことですので、情報を入手次第、改めて議会にて報告してまいります。

○森建築課長 私からは電柱の件についてお答えさせていただきます。

細街路の拡幅と併せた電柱の移設につきましては、区道の場合は、土木管理課と道路課と連携いたし

まして、東京電力やNTT等、電柱を管理する企業に働きかけを行ってまいります。

私道に関しましては、細街路の事業の中で助成制度を持っておりまして、その中で、電柱移設に係る費用はお支払いできるようになっている状況でございます。移行道路の後退の後に電柱が残るということに関しましては、申請者の方にしっかりと働きかけをして、通行しやすい道路になるように努めてまいりたいと考えています。

○高梨都市計画課長 私からは、西大井駅の改札口に関する件と、高崎線の停車についてご答弁申し上げます。

最初に、西口改札口の新設ならびに東口の改札機の増設についてでございますけれども、この間、JRと、この件につきましては情報交換を、引き続き行わせていただいてございます。西口の改札口の新設につきましては、引き続きJRといたしましては、周辺のまちづくりの進展や、利用者の動向等をしっかりと注視しながら、状況を見定めていくというような回答を得ているわけでございますので、区といたしましては引き続き、JRと積極的に協議をしてまいりたいと考えてございます。

東口改札機の増設については、ニコン新社屋の開業から1年がたちました。この間も、JRもその都度、利用状況を確認していただいている状況でございます。区といたしましても、これからまたニコンのほかにも、人口増加等、駅を取り巻く状況の変化等がございますので、そういったところを注視しつつ、意見交換を積み重ねてまいりたいと感じてございます。

最後に高崎線の停車についてでございますけれども、現在も引き続き、湘南新宿ラインの快速電車が通過している状況でございます。こちらが停車すると、収益の利便性が大きく向上することであると区も考えてございますので、こちらについても駅周辺のまちづくりの状況を注視しつつ、JRに対して必要な要望を行ってまいりたいと考えてございます。

○櫻木地域交通政策課長 ホームドアに関してでございます。JR東日本が公表しています、2028年度末までにホームドアを整備する予定駅に西大井駅も入ってございます。

○藤原委員 いろいろ実現していくと思うと、私の質問も一つ一つ消えていくのだなという思いで今伺っておりました。

不燃化特区に関しては、課長、まだ本当に目的・目標まで足りない地域があります。ほとんどがそうだと思うので、これが全く地区が変わってしまうということになると、今までやってきたことはと思つてしましますので、ぜひ継続するように、もう少しで来年になってしまいますので、東京都に言っていただきたいと思います。

セットバックの電柱は、課長、現場を見れば、本当に大げさに言うならば、電柱がど真ん中にあるようなところがあるわけです。セットバックして自分の土地を提供してくださった方に対して、今、品川区は土地が高いですから、やはりその辺の気持ちを考えたら、きちんとセットバックをしていただきたいと思います。

西大井西口改札口。課長、部長、本当に期待しています。これだけというか、これはどうしても実現していただきたいと思っておりますので、また引き続き、私が議員でいる間は質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長 次に、まつざわ委員。

○まつざわ委員 私からは、決算書339ページ、街路樹等維持管理委託、357ページの公園・児童遊園維持管理費からウォーカブルについて、371ページの消防団運営費について、お聞きします。

まず、区の緑の現状についてお伺いします。決算書によりますと、公園・児童遊園維持管理費、また、

街路樹の維持管理費の委託などに多額の予算が執行されていまして、緑の保全にご尽力いただいていることに改めて敬意を表します。

しかし、単に緑の面積や樹木の本数を増やすのではなく、都市の快適性や環境価値を高める上で重要なのが、先ほど、つる委員からもありました、樹木の枝葉が空を覆う、要は樹冠です。私はこの樹冠を初めて見たところ、ぴしっというのではなくて、ぶわっという樹木。木を、枝を広げるというのですか、刈り方みたいなのですけれども、そういった樹冠の広がり、枝葉の広がりが、この緑の立体的な量というものだそうです。そうすることによって、暑い夏の日差しをしっかりと遮って、心地よい木陰をつくる。この樹冠というのが、これから区民が豊かに実感する重要な指標となっていくのかなと思っています。

そこでお聞きいたします。桜の本数は先ほど答弁で聞きましたけれども、区で管理する街路樹は一体どの程度あるのか。また、街路樹の樹冠を形成するために、どのような取組を行っているのか。また、こうした木陰をつくるために適切な街路樹の管理が必要ですが、健全度の把握などは行っているのか、お聞きします。また、道路に限らず、公園で気持ちよく過ごすためには、公園の樹木の管理も重要です。公園樹木の管理はどのように行っているのか、お示しください。

○森道路課長　　区で管理しております街路樹については、4,062本ございます。毎年、夏と秋に街路樹の剪定を行っておりますけれども、夏の剪定は、大きく枝や葉を落とすような剪定ではなくて、枝葉の形を保ちながら一部を間引くような、議員がご提案の樹冠を形成するような選定を行っております。その結果、木陰を形成していくという形で進めているところでございます。

令和6年度から街路樹の樹木診断を行いまして、幹の周りが60センチ以上などの比較的大きな街路樹について、樹木診断を実施しております。これを踏まえて、適正な管理も今後進めていきたいと考えております。

○大友公園課長　　公園の樹木につきましては、樹木や植栽の緑量を保ち、健全に育成できるように、樹種の特性に合わせた、季節ごとの夏期剪定・冬期剪定などの計画的な実施を行うとともに、巡回による病害虫駆除や、折れ枝、近隣住居への支障枝の除去など、日々の管理を実施いたしまして、適切な維持管理に努めているところでございます。

○まつざわ委員　　緑に関するこういった施策というのは、公園課、また道路課、都市計画課など、複数の部署にまたがっています。こういった緑を増やす取組、また区内の街路樹、樹齢、健全度の現状について、区全体としてどのような方針に基づいて、緑はどれだけ増えてきたのか、教えてください。

○大友公園課長　　みどりの条例や、区の緑の計画である水とみどりの基本計画・行動計画の方針に基づき、緑に関する取組を進めているところでございます。

区内の緑は、令和6年度に実施した緑の実態調査において、みどり率が21.5%、面積でいきますと504.4ヘクタール。令和元年度の前回調査の21.1%、面積でいきますと490.0ヘクタールより、0.4%、9.4ヘクタール、増加しているという状況になってございます。

○まつざわ委員　　現在、国を挙げまして、車中心から人中心の空間へ転換するウォーカブルなまちづくりが推進されています。本区でも、大井町の駅前、またコミュニティバスの試行運転などで、歩行者から公共交通を優先する取組が見られています。このウォーカブルシティの実現に、心地よい木陰を提供する豊かな樹冠は不可欠だと思っています。木陰のつながる緑豊かな道は、区民の外出を促しまして、健康促進、健康増進や地域のにぎわいの創出につながります。

そこでお聞きます。これまで市街地再開発事業のまちづくりの働きによりまして、にぎわいの創

出、また防災性の向上、多くのまちの課題が解決されましたが、緑に対する貢献はどのようになっていますか。また、大井町西口でもウォーカブルなまちづくりに向けた取組が進んでいくと聞いていますが、街路樹を活用した木陰の創出はどのように考えているのか。当該区域においても木陰の消失など、熱中症対策を一つの方針として打ち立てて、取組を進めることをご提案しますが、いかがでしょうか。

○中道都市開発課長 今、ご質問を2点いただきました。

まず1点目、市街地再開発事業における緑の確保、まちづくりへの貢献についてでございますけれども、市街地再開発事業を進める際には、都市計画の基準や条例等によって、通常の建物を建て替えるよりも高い水準の緑の整備というのを指導しているというところでございます。また、道路や河川といったところにも、緑の指導を重点的に行いまして、ネットワークの形成を進めているというところでございます。

Think Parkの裏にある大崎の森のように、開発に合わせて、まとまった緑地を確保することで、都市部においても高木やその木陰といったところ、また緑の景観といったものを確保し、心地よい空間づくりの面で貢献しているところでございます。また、具体には大崎駅周辺のエリアでは、いわゆる緑地の面積割合というのが、昭和56年では1.6%だったのが、令和6年には17.5%まで上がっているというところでございます。

また、ウォーカブルなまちづくりについてでございますけれども、区は、駅前中央通り、どんたく通りで車道の一部を歩道にいたしまして、歩きたくなる、または心地よい空間づくりといったものに取り組んでございます。委員のご提案がございました木陰づくりというのも、今、都市部での非常に暑い中での心地よいまちづくりの1つの方針と考えてございます。区といたしまして、こうした心地よい空間というものを、木陰の取組というのも併せて、ウォーカブルなまちづくりというのを進めていきたいと考えてございます。

○まつざわ委員 今のお話は、計画的に緑の創出というのを進めていくというお話だと思います。木陰をつくって、熱中症を防ぐための視線を加えて計画を設定していくのが大事だと思っています。そうしますと、熱中症の視点を踏まえて、まちを行き交う人に優しい緑を創出し、品川区として方針をしっかりと示して、計画的に進めていく必要があると思いますが、ご見解をお願いします。

○大友公園課長 暑い中でも快適に過ごせる環境として、緑の創出は必要かと考えております。区の緑の計画である「水とみどりの基本計画・行動計画」が、前回の改定から来年度がちょうど中間年度となりますので、令和13年度の本改定を見据えまして、熱中症の視点を踏まえた、まちを行き交う人々に優しいまち、緑の創出の視点も踏まえた、計画の中間見直しというところも検討してまいりたいと考えているところでございます。

○高梨都市計画課長 まちなかで、今年の夏も大変暑うございましたけれども、今、委員からご提案のありましたように、暑い中でも歩きたくなる、歩きやすいまちづくりのために、我々まちづくり部隊としてどういったことができるのかといったところにつきましては、今後検討してまいりたいと考えています。

○まつざわ委員 ぜひ、中間年度ということもありますので、しっかりと、水とみどりのまち品川を、ともにつくり上げていきたいと思います。

次に、消防団についてお聞きます。

消防団の格納庫の話です。格納庫の話は、私も議員になってから、ずっと7年間言い続けて、なかなか進まない。これは、やはり用地の取得に大きな課題があるということは重々承知しています。しかし、

やはりソフト面が進んだ品川区でも、ハード面の格納庫が品川区で3つ、分団にないというのは、大きな課題だと思っています。

そこで、お聞きします。現在も消防団から、新たな格納庫の設置の要望があると思いますが、例えば用地困難な場所に代替案として、公園などの区有地を活用する具体的な検討プロセス、基準、また現在、本区に存在しているのか。また、これまでに公園用地を活用して格納庫を設置した実績があれば、その数と経緯について教えてください。

○星災害対策担当課長 消防団の格納庫の設置要望についての件でございます。

まず格納庫につきましては、消防署と消防団が、東京消防庁側、消防庁の基準を基に、この場所がいいというところを考えていくところです。適したエリアに都有地等がない場合、区有地の公園や学校があるというところで品川区に相談が入るという流れになっておりまして、品川区では、こういった検討プロセス、基準等はございません。

また、これまでに公園用地を今活用している事案は、実績が12か所ございます。こちらも、先ほどの説明の流れの中で、消防団が設置したい場所に公園があった場合、設置可能な格納庫というところを設置しているという現状でございます。

○まつざわ委員 現状を見ますと12個、公園の中にあるというお話ですけれども、しっかりととした基準というのですか、明確なルールがないということです。だからこそ、やはりいざというときに、迅速な判断ができない。結局、当たり的な対応。それで、たまたまあったから格納庫ができたというのが、多分、今の品川の現状だと思っております。

そこで、近隣の足立区で、足立区立公園の防災資材倉庫の設置に関する要綱というのを見つけました。この要綱は、公園に設置できる倉庫の種類、規模、設置場所の基準、さらには更新手続までが明確に規定されていて、これによって、公平性、また透明性を保ちながら、公園という公の資産を地域の防災向上に向けて戦略的に活用するという道が開かれています。

そこでお聞きします。足立区のように、公園等の防災資機材倉庫の設置に関するルール、また要綱といったものをしっかりと整備することによって、品川区においても、公園や区有地といったところに、例えば消防施設を建てたい、資機材倉庫を建てたいといったときに、こういう要綱がしっかりと活きてくると思うのですけれども、こういった要綱の必要性に対する区の認識というものを教えてください。

○大友公園課長 東京消防庁の防災資機材倉庫につきましては、本来は東京消防庁が設置場所をほかに確保する必要があるものと考えているところではございます。公園に設置するための基準であったりというところにつきましては、要綱とするのか、方針にするのかというところ等もありますけれども、明確にするというところにおいては、明文化する必要性はあるものと考えているところでございます。

○まつざわ委員 そこで、具体的な提案をしたいと思います。

明文化という部分で、本区においてもしっかりと、公園だけではなく、品川区立の公有地への防災資機材倉庫設置に関する要綱というのを、ぜひ作成していただきたいと思います。その際には、足立区の例もあるように、設置できる倉庫の面積の上限や、建物から離れています、離れますという距離など、そういった項目を具体的に要綱へしっかりと定めて、ルールを整備して、公有地活用の道を、ぜひ切り開いていただきたいです。そうしないと、格納庫は絶対に増やすことができないと思っていますので、ぜひ区の前向きなご答弁をお伺いします。

○大友公園課長 防災資機材については、ほかにその他、設置場所の用地が確保できない場合というところを前提に、具体的基準等を検討してまいるものと考えているところでございます。公園におきま

しては、公園の本来の機能を損なわないということを前提に、具体的な基準を、また公有地全体につきましても、計画の中で考えていきたいと思っております。

○石田（秀）委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、10月15日午前9時30分から開きます。

これをもって閉会いたします。

○午後4時33分閉会

委 員 長 石 田 秀 男